

# 第4次

## 土浦市男女共同参画推進計画

～誰もが個性と能力を

十分に発揮できる社会に向かって～

(後期計画)



男女共同参画社会の実現

令和8年3月 土浦市



## はじめに

令和7(2025)年は、男女平等と女性の地位向上を促進するための国際的な基準となる「北京宣言・北京行動綱領」が採択されてから、30年という節目の年です。

これを踏まえ、わが国では法制度の改革をはじめ、様々な取り組みが行われ、本市においても平成24年4月に「土浦市男女共同参画推進条例」を施行、令和3年には「第4次土浦市男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を推進してまいりました。

しかしながら、依然として女性管理職や女性議員の割合が低水準であり、男女間賃金格差や家事・育児の負担が女性に偏るといった固定的な性別役割分担意識などの課題が残されています。また、出産や育児を契機とした非正規雇用化(「L字カーブ」)や地方から都市部への若い女性の転出など、地域の活力低下も懸念されています。

このような中、活力があり、かつ持続可能な地域社会を築いていくためには、性別にかかわらず、互いにその人権を尊重しつつ、共に責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が、これまで以上に重要であると考えます。

本市では、こうした社会情勢の変化や前期計画の成果と課題を踏まえ、ここに「第4次土浦市男女共同参画推進計画(後期計画)」を策定いたしました。

最後に、本計画の策定にあたり、ご審議をいただきました「土浦市男女共同参画推進委員会」委員の皆様をはじめ、市民意識調査やパブリック・コメントにおいて貴重なご意見、ご提案をいただきました市民の皆様に、心からお礼申し上げますとともに、本市における男女共同参画社会の実現のため、引き続きご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年3月

土浦市長 安藤真理子



# 目次

<b>第1章</b>	計画策定の基本的な考え方	1
1	計画の概要	1
(1)	計画策定の趣旨・背景	1
(2)	計画の基本理念	2
(3)	後期計画の性格	3
(4)	後期計画の体系	4
(5)	後期計画の推進期間	5
(6)	計画の策定体制	5
2	土浦市の男女共同参画を取り巻く現状	6
(1)	少子高齢化と人口減少社会	6
(2)	暮らし方の状況	10
(3)	就労・雇用環境や生活の状況	12
3	前期計画の総括	15
(1)	前期計画の数値目標	15
(2)	前期計画の事業達成状況	16
(3)	本市が取り組むべき男女共同参画の課題	17
<b>第2章</b>	施策の展開	19
基本目標1	男女の共同参画の実現に向かって	19
施策の方向性1	男女の社会参画の推進	19
施策の方向性2	職場における女性の活躍の促進	21
施策の方向性3	教育・学習の場における男女共同参画の推進	23
施策の方向性4	男女共同参画意識の形成	25
基本目標2	多様な働き方と持続可能な生活の実現に向かって	27
施策の方向性1	ワーク・ライフ・バランスの実現と働き方の見直しの推進	27
施策の方向性2	特に配慮・支援を要する男女を支える仕組みづくり	29
基本目標3	安心・安全の実現に向かって	31
施策の方向性1	配偶者等からの暴力の防止と被害者に対する支援	31
施策の方向性2	あらゆる人権侵害の根絶	33
施策の方向性3	防災における男女共同参画の実現	35
施策の方向性4	心と体の保護	36

<b>第3章</b>	計画の推進に向けて	37
1	総合的な推進体制の強化	37
	(1) 市民・市民団体の参画	37
	(2) 庁内組織の強化	37
	(3) 国・県等関係機関との連携	37
2	計画の進行管理	38
3	計画の評価	39

<b>資料編</b>		41
資料1	男女共同参画のあゆみ	41
資料2	計画策定の経過	44
資料3	男女共同参画社会基本法	45
資料4	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	48
資料5	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	54
資料6	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	63
資料7	土浦市男女共同参画推進条例	66
資料8	土浦市男女共同参画推進条例施行規則	68
資料9	「土浦市男女共同参画社会に関する調査」結果	69
資料10	土浦市男女共同参画推進委員会委員名簿	88
資料11	土浦市男女共同参画庁内推進会議設置要綱	89
資料12	土浦市男女共同参画庁内推進会議委員名簿	90
資料13	土浦市男女共同参画都市宣言文	91

# 第1章 計画策定の基本的な考え方

## 1 計画の概要

### (1) 計画策定の趣旨・背景

平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」は、男女共同参画社会の実現を「21世紀の日本社会を決定する最重要課題」と位置付けており、以降、政府は関連する制度整備を進めてきました。その結果、女性就業者数の増加や「M字カーブ」の改善など、一定の進展が見られる一方で、依然として女性管理職や女性議員の割合が低水準であり、男女間賃金格差や家事・育児の負担が女性に偏るといった固定的な性別役割分担意識などの課題が残されています。また、出産や育児を契機とした非正規雇用化（「L字カーブ」）や地方から都市部への若い女性の転出など、地域の活力低下も懸念されています。

本市では平成6年に「つちうら女性プラン21」を策定し、平成9年には、その活動拠点となる「女性センター」（平成17年に「男女共同参画センター」と改称）の開設、平成24年4月には「土浦市男女共同参画推進条例」の制定、同年11月に「男女共同参画都市」の宣言などといった様々な取組を展開してきました。

さらに、令和3年には「第4次土浦市男女共同参画推進計画」を策定し、社会情勢の変化を踏まえた施策を推進してきました。これまでの取組により女性の出産後の雇用継続率は向上し、家庭や職場での男女の意識の変化が促進されつつありますが、依然として政策決定過程への女性参画率の低さや、仕事と育児・介護との両立に苦悩する人々が多いといった課題が継続しており、新たな視点を加えた対応が必要です。

加えて、コロナ禍などにより、女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など、複雑・多様・複合化していることが顕在化し、女性の「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題となっております。

これを踏まえ、令和6年4月1日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、本市においても、新たな女性支援事業の構築が求められています。

こうした背景のもと、「第4次土浦市男女共同参画推進計画（前期計画）」が令和7年度をもって終了することから、これまでの取組成果を検証し、少子高齢化や人口減少が進む複雑な社会情勢に対応しながら、男女ともにライフイベントとキャリアを両立し、性別に関係なく個性と能力を發揮できる魅力的な地域づくりを進めるための指針として「第4次土浦市男女共同参画推進計画（後期計画）」を策定します。

## (2) 計画の基本理念

本市では、平成24年に制定・施行した「土浦市男女共同参画推進条例」第3条において、次の5つの基本理念を掲げています。

本計画は、この基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた本市の基本的な考え方や方向性を定めるものです。

### 基本理念

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度または慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 国際的協調

#### 土浦市男女共同参画推進条例 一部抜粋

##### (基本理念)

第3条 男女共同参画社会の実現は、次に掲げる基本理念に基づき推進する。

- (1) 男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての尊厳が重んじられ、個性及び能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女が、社会における制度又は慣行によってつくられた性別による固定的役割分担意識にとらわれることなく、個性及び能力を十分発揮し、多様な生き方を自らの意思で選択できるよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者、地域の団体その他の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、互いに協力し合い、さらに社会支援の下に、子の養育、介護その他の家庭生活における活動について、共に家族の一員としての役割を果たしながら、良好な家庭を築き、かつ、仕事、学習、地域活動その他の活動に参画できるよう配慮されること。
- (5) 男女共同参画の推進に向けた取組が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際理解を深め、国際的協調の下に行われること。

(3) 後期計画の性格

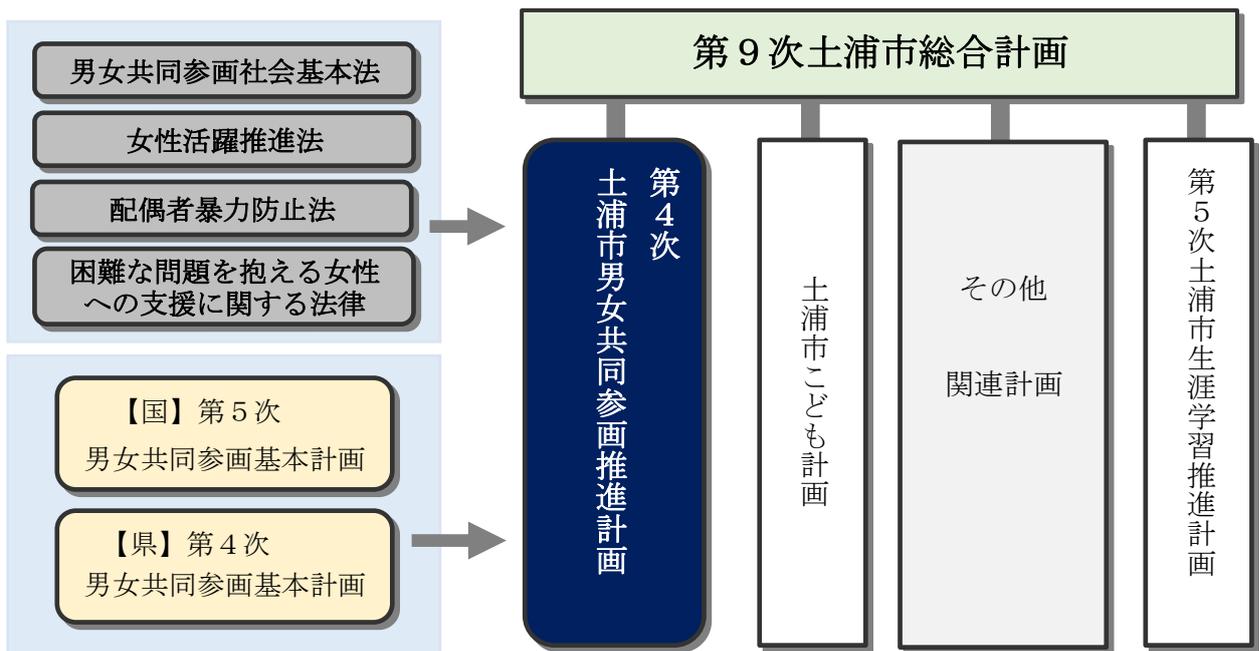
①この後期計画（以下「本計画」という。）は、「土浦市男女共同参画推進条例」の5つの基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るための基本的な計画です。

②本計画は、令和3年3月に策定された「第4次土浦市男女共同参画推進計画」の前期計画期間が令和7年度をもって終了することから、これまでの取組状況の検証や社会情勢の変化等を踏まえ、新たな視点を加えた取組を示し、今後5年間の男女共同参画社会づくりの行動指針として策定するものです。

③本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画として位置付けられるものです。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（配偶者暴力防止法）第2条の3第3項に規定する本市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（市町村基本計画）及び、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定する本市における「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」（市町村推進計画）、さらに、令和6年4月1日に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に規定する本市における「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」（市町村基本計画）に相当するものです。

また、国の「第5次男女共同参画基本計画」、茨城県の「茨城県男女共同参画基本計画（第4次）」の内容を踏まえた計画です。



(4) 後期計画の体系

① 計画を推進するための基本的方向

基本理念の実現に向けて、計画を推進するための基本的な方向性として、前期計画と同様に、以下とおり基本目標と、また、それぞれの基本目標をより具体化したものとして施策の方向性及び施策を掲げます。

基本目標1 男女の共同参画の実現に向かって

施策の方向性	施策
1 男女の社会参画の推進	1 政策立案・方針決定における男女平等の実現 2 誰もが参加できる地域・社会活動の推進
2 職場における女性の活躍の促進	1 女性が活躍する職場づくりの支援 2 女性の就労支援, 起業支援
3 教育・学習の場における男女共同参画の推進	1 保育・教育現場における意識づくり 2 生涯学習分野における意識づくり
4 男女共同参画意識の形成	1 家庭における男女共同参画の実現に向けた意識づくり 2 市による推進施策の充実・強化 3 国際理解の推進

基本目標2 多様な働き方と持続可能な生活の実現に向かって

施策の方向性	施策
1 ワーク・ライフ・バランスの実現と働き方の見直しの推進	1 安心して働ける職場づくりの推進 2 男性にとっての男女共同参画
2 特に配慮・支援を要する男女を支える仕組みづくり	1 仕事と子育てとの両立支援の推進 2 働きながら高齢者、障害者を介護する家族に対する支援 3 生活上の困難を有する男女に対する支援

基本目標3 安心・安全の実現に向かって

施策の方向性	施策
1 配偶者等からの暴力の防止と被害者に対する支援	1 暴力の予防と啓発 2 被害者の早期発見と保護、自立支援
2 あらゆる人権侵害の根絶	1 様々な人権侵害の防止と被害者の支援 2 困難な問題を抱える女性への支援
3 防災における男女共同参画の実現	1 防災・災害発生時の対応への女性の視点の反映
4 心と体の保護	1 生涯を通じた健康保持増進の支援

② 計画の推進体制と進行管理

- 1 総合的な推進体制の強化
- 2 計画の進行管理
- 3 計画の評価

(5) 後期計画の推進期間

本計画の期間は、令和8年度～令和12年度の5年間とします。

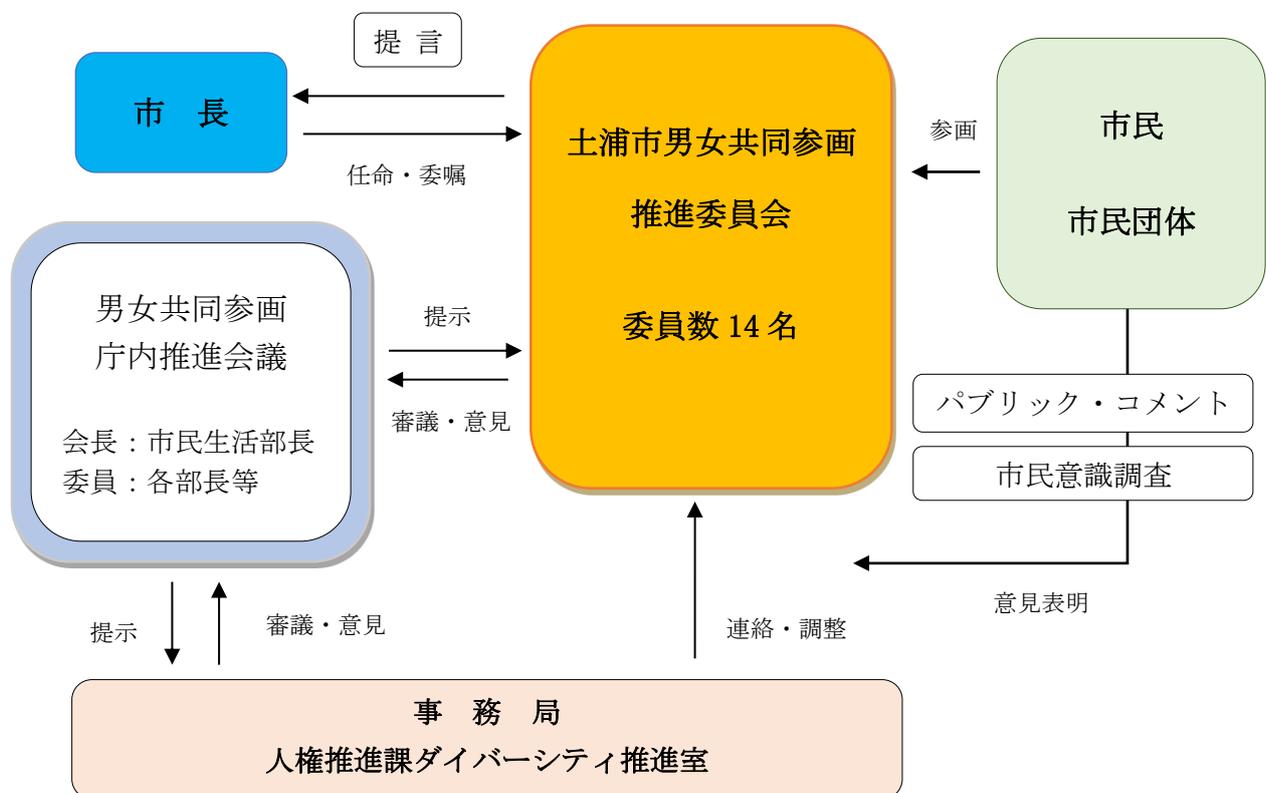
また、目標年度である令和12年度には、事業の検証や評価を行った後、「第5次計画」を策定するものとします。

ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により必要に応じ見直しを行います。

令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
基本構想(令和3年度～令和12年度 10年間)										
前期計画(令和3年度～令和7年度 5年間)										
						見直し	後期計画(令和8年度～令和12年度 5年間)			

(6) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、令和6年度に市民意識調査「男女共同参画社会に関する調査」を実施し、本市の男女共同参画に関する市民の意識及び実態を把握しました。



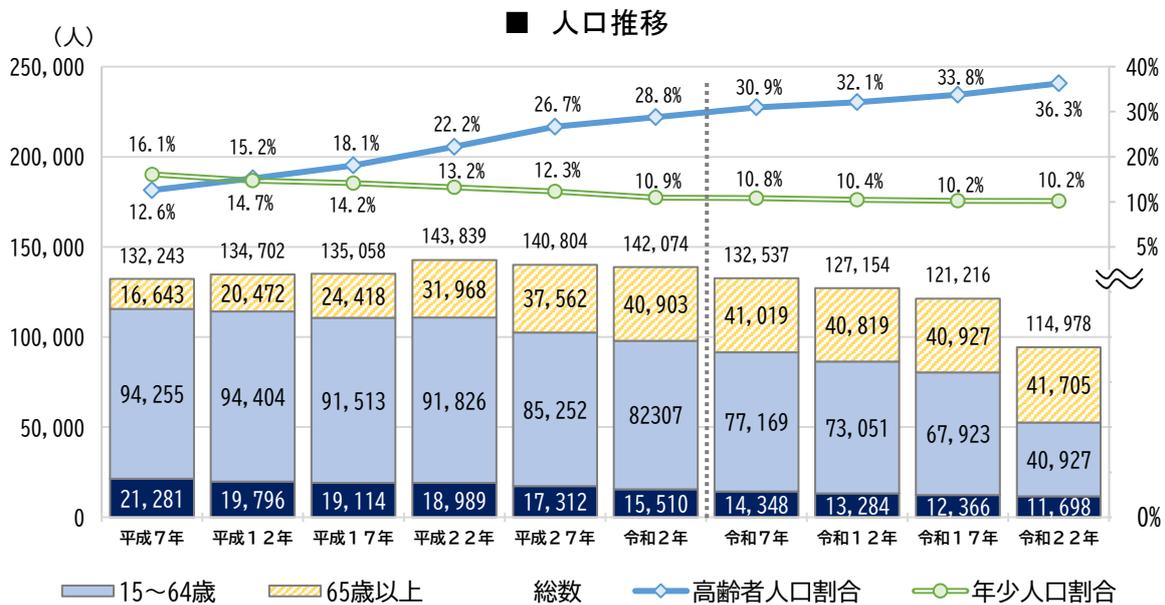
## 2 土浦市の男女共同参画を取り巻く現状

### (1) 少子高齢化と人口減少社会

本市の総人口は、令和2年をピークに減少傾向にあります。

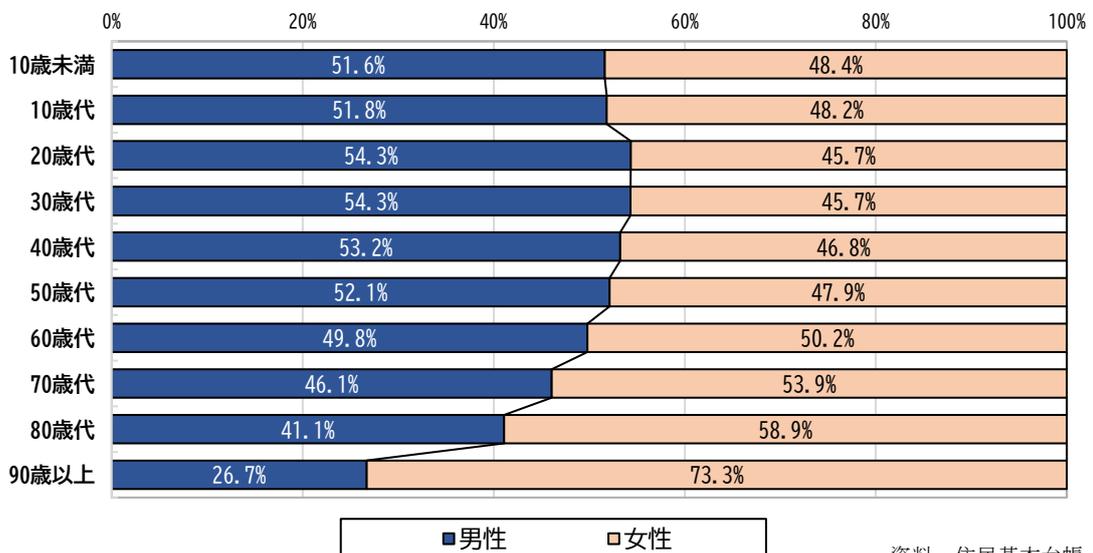
また、全国的な傾向と同様に、少子・高齢化が進んでおり、高齢者人口割合は上昇、年少人口割合は減少を続けています。

本市の令和6年10月1日時点の世代別の男女構成比をみると、50歳代までは男性の割合が女性を上回っていますが、60歳以上では女性の割合が高くなっています。



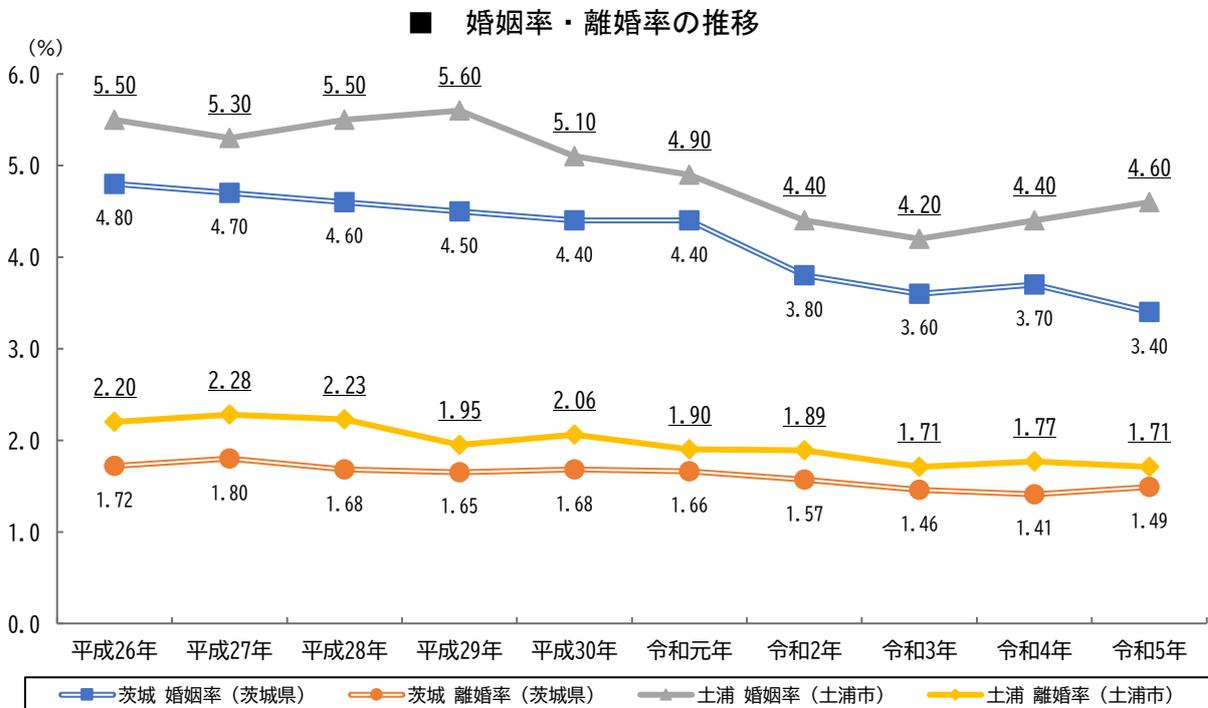
※令和2年以前は国勢調査。令和2年以降は第2期土浦市まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」における推計人口。

### ■ 世代別の男女構成比



資料：住民基本台帳

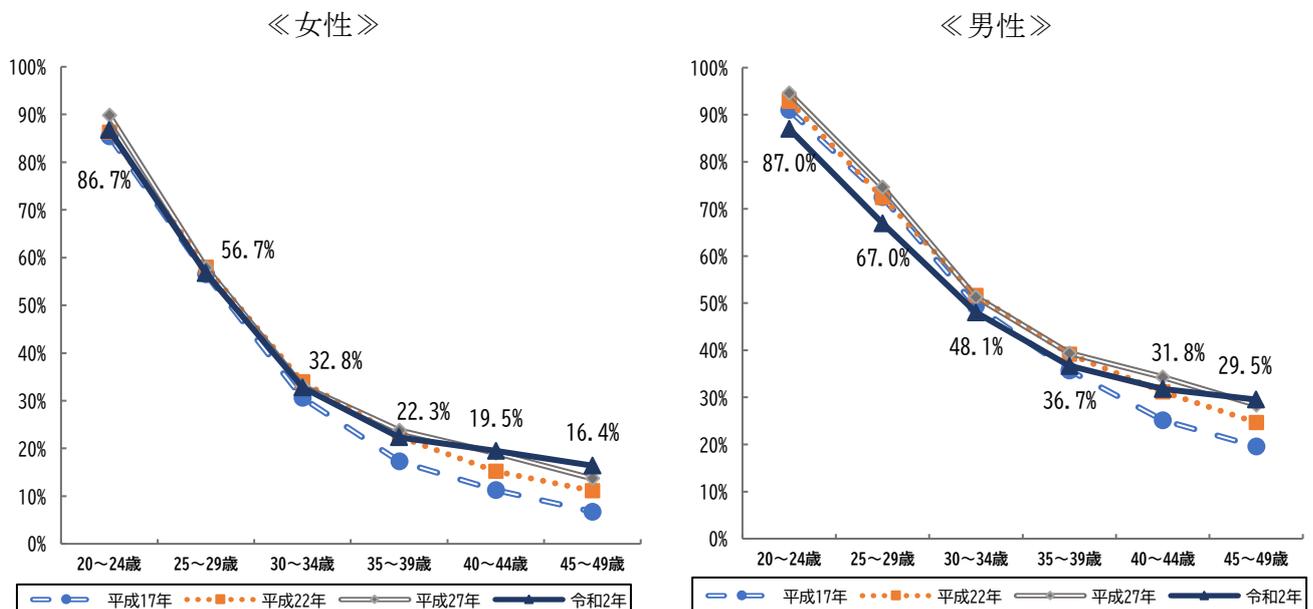
婚姻・未婚の状況についてみると、本市の婚姻率、離婚率はいずれも茨城県平均を上回って推移しています。本市の婚姻率は平成29年以降、増減しながら減少傾向にあります。離婚率についても、増減を繰り返しながら減少傾向となっている状態です。



資料：茨城県人口動態統計

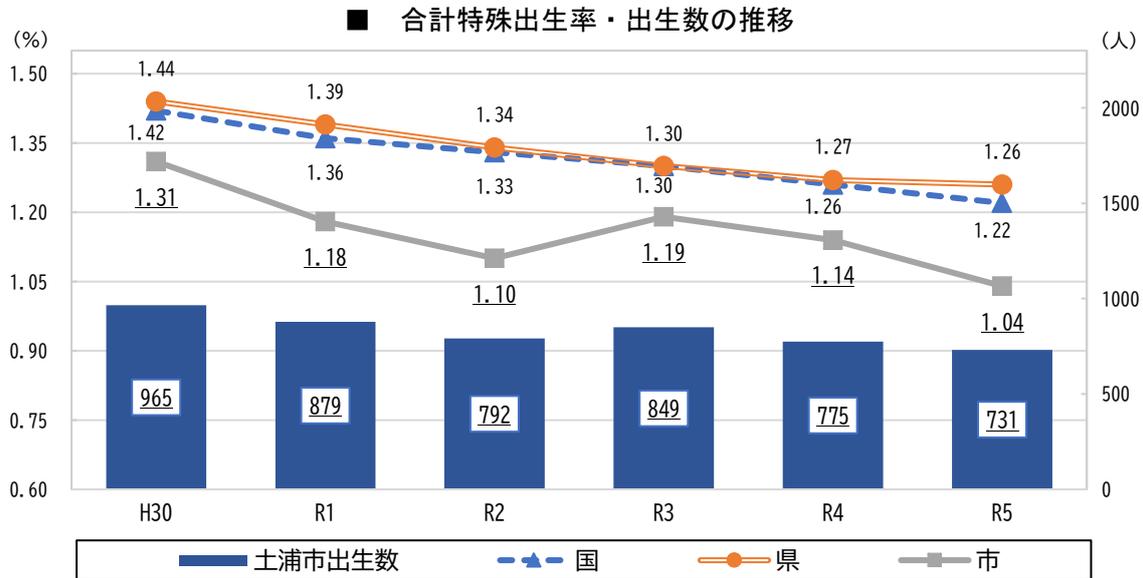
本市の5歳階級別の未婚率を見ると、女性は30歳以降、男性では45歳以降で未婚率が上昇し、非婚化・晩婚化の傾向が続いています。

**■ 未婚率の推移**



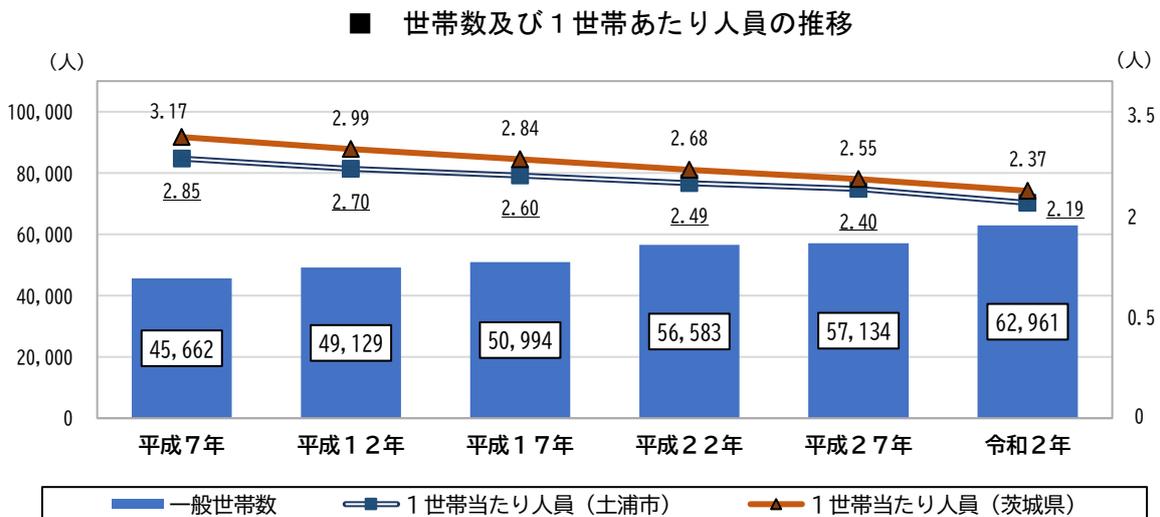
資料：国勢調査

さらに、合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産む子どもの推定人数）は、年度により増減があるものの、おおむね横ばい傾向にあります。令和5年の本市の合計特殊出生率は1.04であり、全国平均値及び茨城県平均値を一貫して下回っています。なお、出生数は731人で、前年の775人から44人減少しました。



資料：人口動態統計（全国・茨城県）、庁内資料（市）

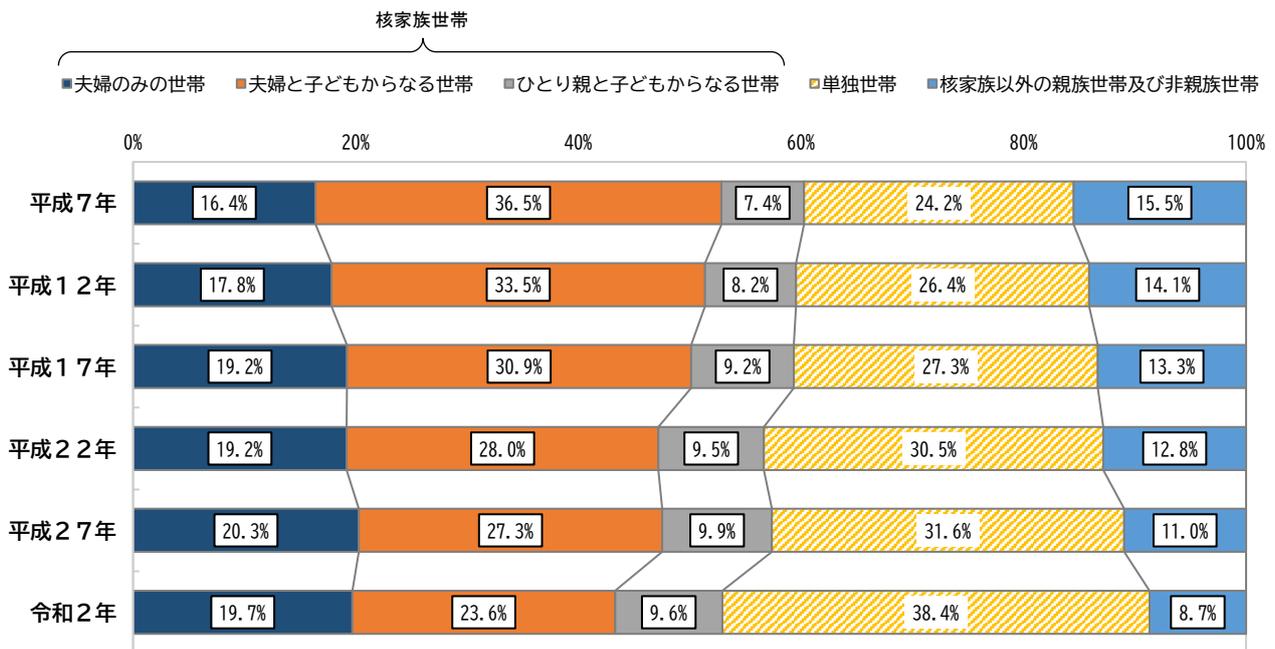
世帯の状況については、本市における一般世帯数は増加傾向にありますが、1世帯あたり人員は茨城県平均と同様に減少傾向にあります。令和2年の本市の1世帯あたり人員は2.19人であり、県内44市町村のうち3番目に小さい数値となっています。



資料：国勢調査

本市の世帯の家族類型比率の推移を見ると、単独世帯の割合は平成7年から増加を続けており、平成22年以降は全体の3割強となっています。核家族世帯については平成7年から27年にかけて5割台後半を占めていますが、内訳をみると夫婦のみ世帯、ひとり親と子どもからなる世帯が増加を続けている一方で、夫婦と子どもからなる世帯は平成7年から減少を続けており、平成22年以降は全体の3割を下回っています。近年、本市においては単独世帯の割合が徐々に増加していることがわかります。

■ 世帯の家族類型比率の推移

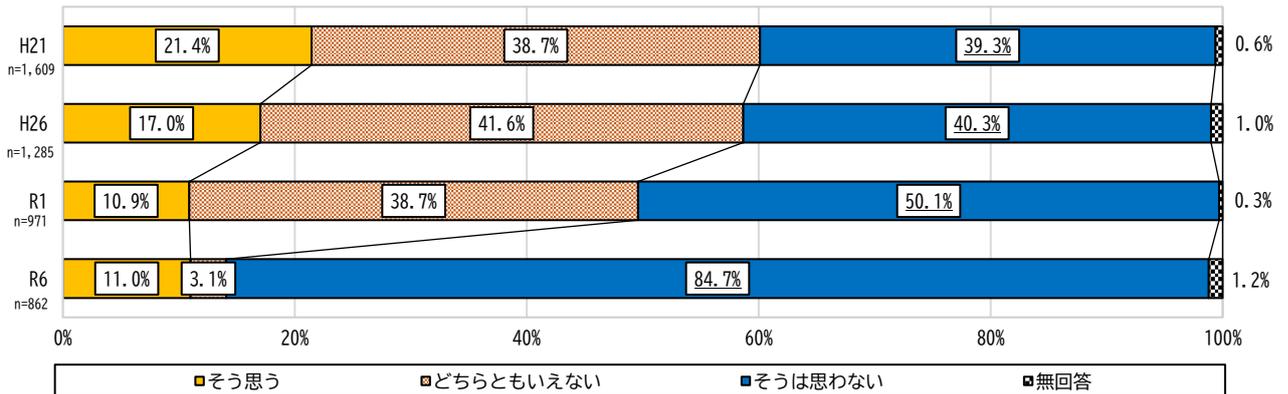


資料：国勢調査

(2) 暮らし方の状況

令和6年度土浦市男女共同参画社会に関する調査（以下「市民意識調査」という。）によれば、「男は仕事、女は家庭」という男女の固定的な性別役割分担についての考え方については、「そう思わない」が年々上昇しており、令和6（2024）年には、令和元（2020）年度から大幅に上昇し、8割以上となっています。

■ 男女の固定的性別役割分担意識に関する考え方の推移



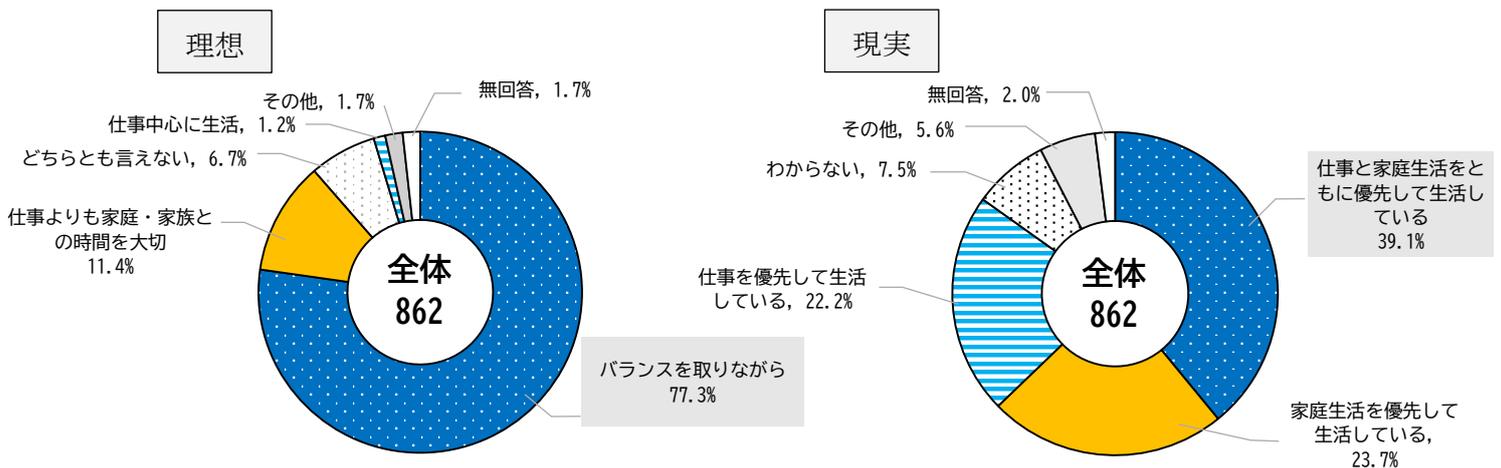
資料：「土浦市男女共同参画社会に関する調査」

※令和6年調査結果における「そう思う」は「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の合計。「そう思わない」の項目についても、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」の合計となっています。また、本表の「どちらともいえない」という項目は、令和6年調査結果のみ「わからない」という項目を回答した方を計上しています（令和6年調査においては「どちらともいえない」という回答項目がなかったため）

仕事と家庭に対する考え方と、実際の生活の状況については、令和6年度市民意識調査によれば、仕事と家庭に対する希望については「男女問わず家庭・家族との触れあいが充実することで仕事へも良い影響を与えると思うから、うまくバランスを取りながら生活した方がよい」が最も多く77.3%で、性別にかかわらず仕事と家庭のバランスを取りたいと考えている人がほとんどでした。

一方で、実際の生活の状況については、「仕事と家庭生活をともに優先して生活している」と答えた方が39.1%と、理想と現実に大きな乖離があることが分かります。

■ 仕事と家庭に対する考え方についての理想と現実

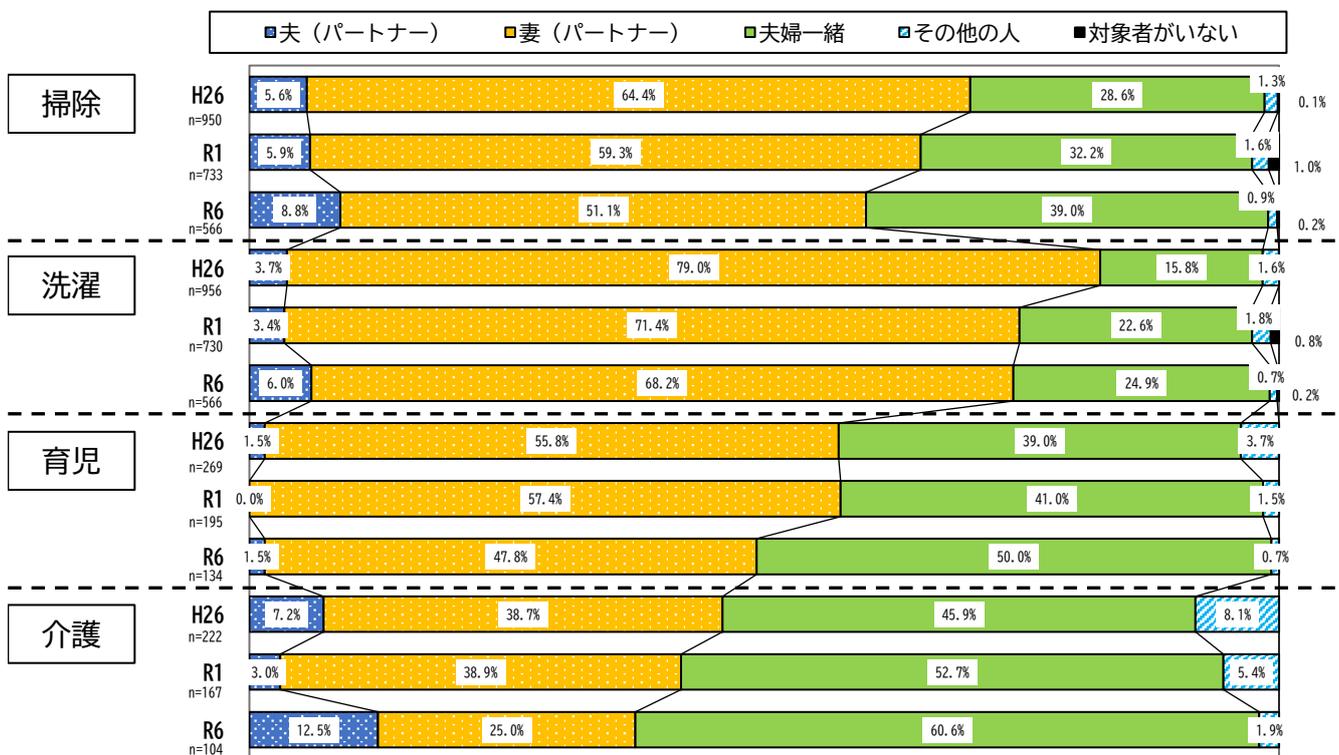


資料：令和6年度「土浦市男女共同参画社会に関する調査」

家庭内の仕事の分担については、全ての項目において「妻（パートナー）」という回答が「夫（パートナー）」という回答より多くなっています。しかし、「夫婦一緒」という割合は少しずつではありますが増加しており、特に「育児」及び「介護」においては「夫婦一緒」がともに半数を超えるなど、家庭内における男女共同参画の意識が根付いてきています。

年齢別にみると、20歳代はすべての項目で「夫婦一緒」という回答が最も多く、30歳代でも「洗濯」以外の項目で「夫婦一緒」という回答が最も多いなど、若い世代ほど家庭内における男女共同参画の意識が根付いている傾向があります。

■ 家庭内の家事分担の状況



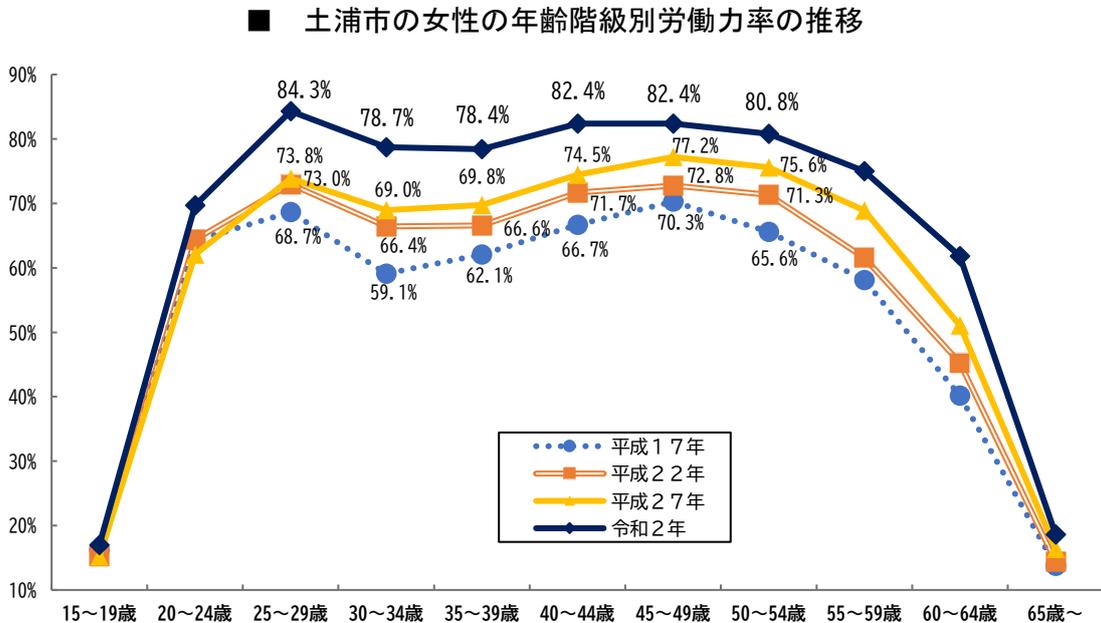
資料：「土浦市男女共同参画社会に関する調査」

※未回答者は除外。

※育児・介護の項目において、「対象者がいない」の数は除外して割合を計上しています。

(3) 就労・雇用環境や生活の状況

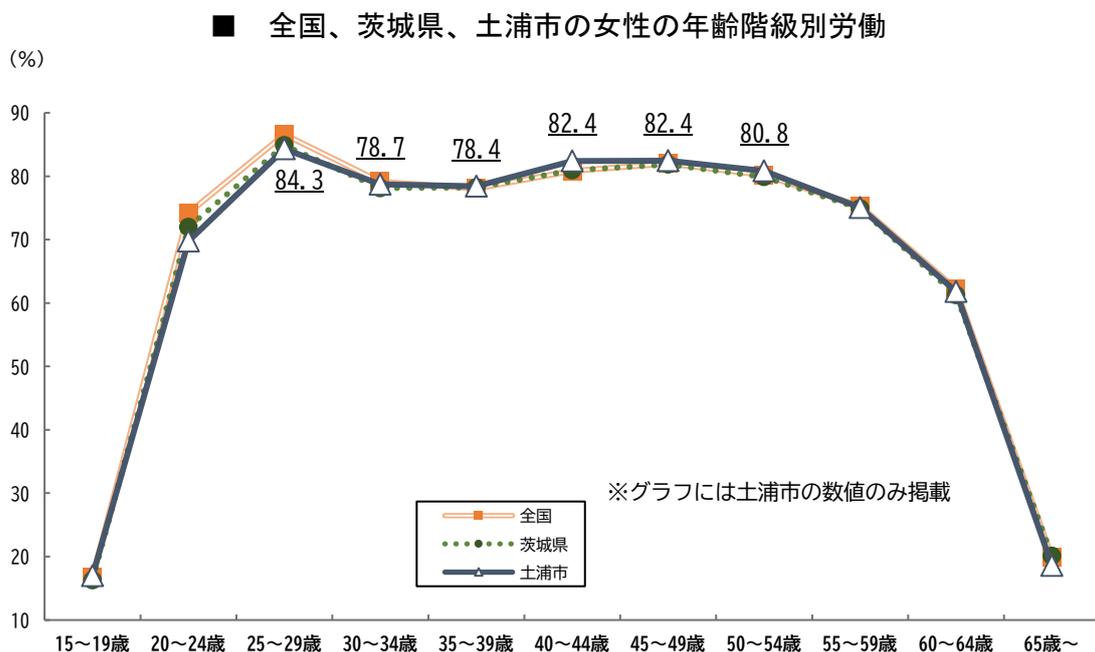
本市の女性の年齢階級別労働力率（M字カーブ）は、依然として30～34歳を中心に比率が低下する形となっているものの、近年はほとんどの年代で労働力率が上昇しており、M字の状態がほぼ解消しています。



※ 労働力率は15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合

資料：国勢調査

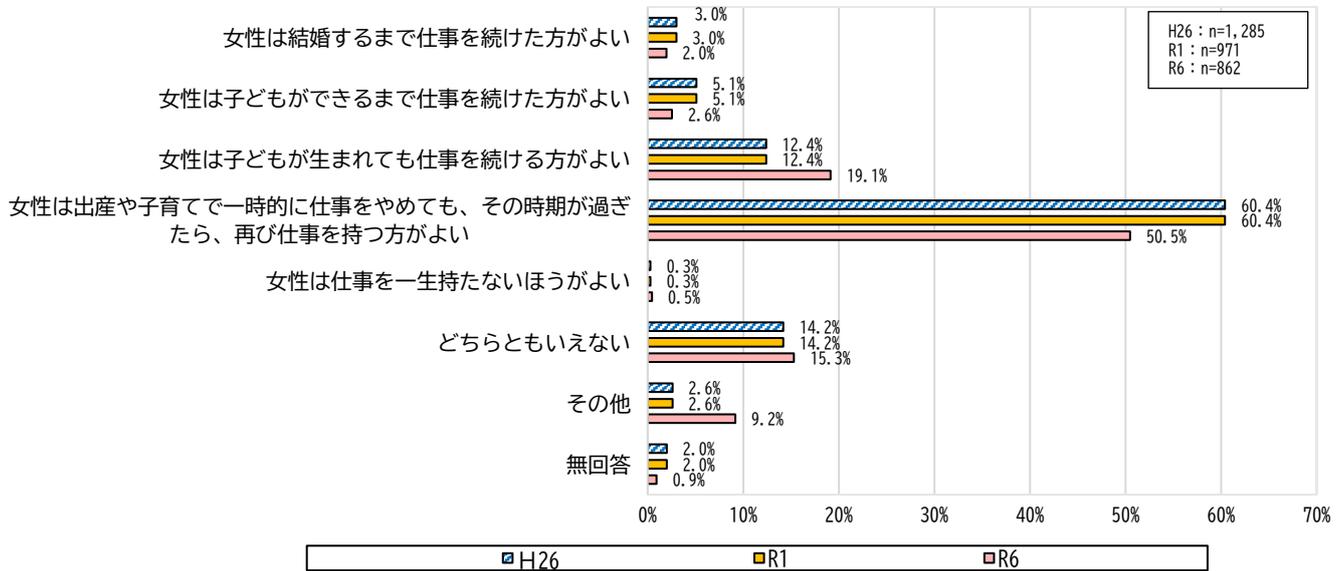
女性の年齢階級別労働力率（M字カーブ）は、全国、茨城県、本市ともほぼ解消されています。本市の女性の年齢階級別労働力率は、40歳代から50歳代にかけて全国及び茨城県を上回っているものの、20歳代・30歳代では全国及び茨城県を下回っています。



資料：令和2年国勢調査

女性の働き方に対する意識の変化としては、「子どもが生まれても仕事をつづけた方がよい」と答えた方の割合が、令和6年調査において2割近くまで上昇し、一方で「結婚または子どもができるまで仕事を続けた方がよい」と答えた方は低下しています。

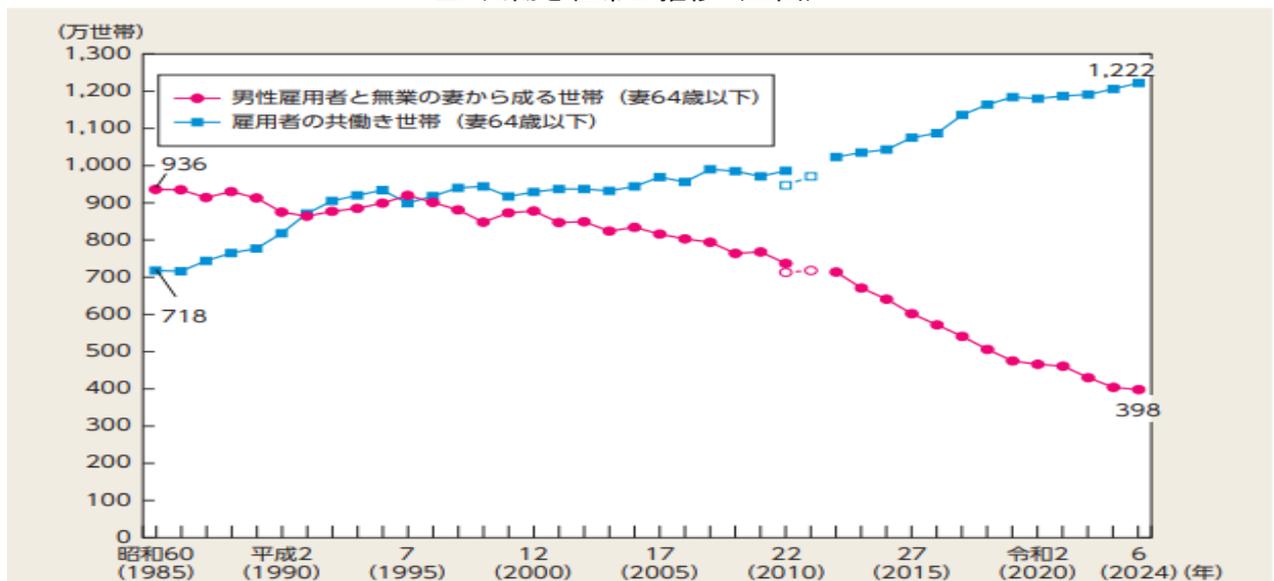
■ 女性の働き方についての考え方



資料：「土浦市男女共同参画社会に関する調査」

雇用者の共働き世帯は年々増加しており、令和6（2024）年においては、雇用者の共働き世帯は男性雇用者と無業の妻から成る世帯の約3倍の数となっています。

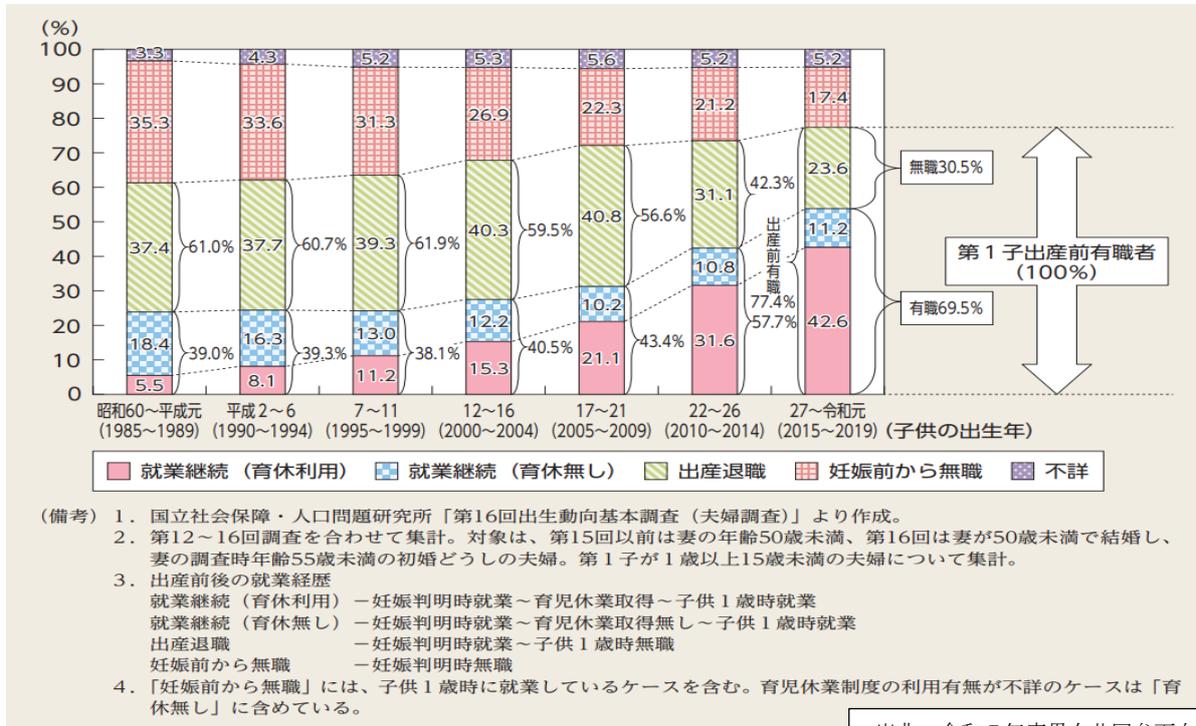
■ 共働き世帯の推移（全国）



(備考) 1. 昭和60(1985)年から平成13(2001)年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)、平成14(2002)年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。  
 2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯(妻64歳以下)」とは、平成29(2017)年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)かつ妻が64歳以下世帯。平成30(2018)年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び失業者)かつ妻が64歳以下の世帯。  
 3. 「雇用者の共働き世帯(妻64歳以下)」とは、夫婦ともに非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む。)かつ妻が64歳以下の世帯。  
 4. 平成22(2010)年及び23(2011)年の値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。  
 5. 平成23(2011)年、25(2013)年から28(2016)年、30(2018)年から令和3(2021)年は、労働力調査の時系列接続用数値を用いている。

第1子出産前に就業していた女性の就業継続率（第1子出産後）は上昇傾向にあり、平成27（2015）年から令和元（2019）年までに第1子を出産した女性では69.5%となっています。

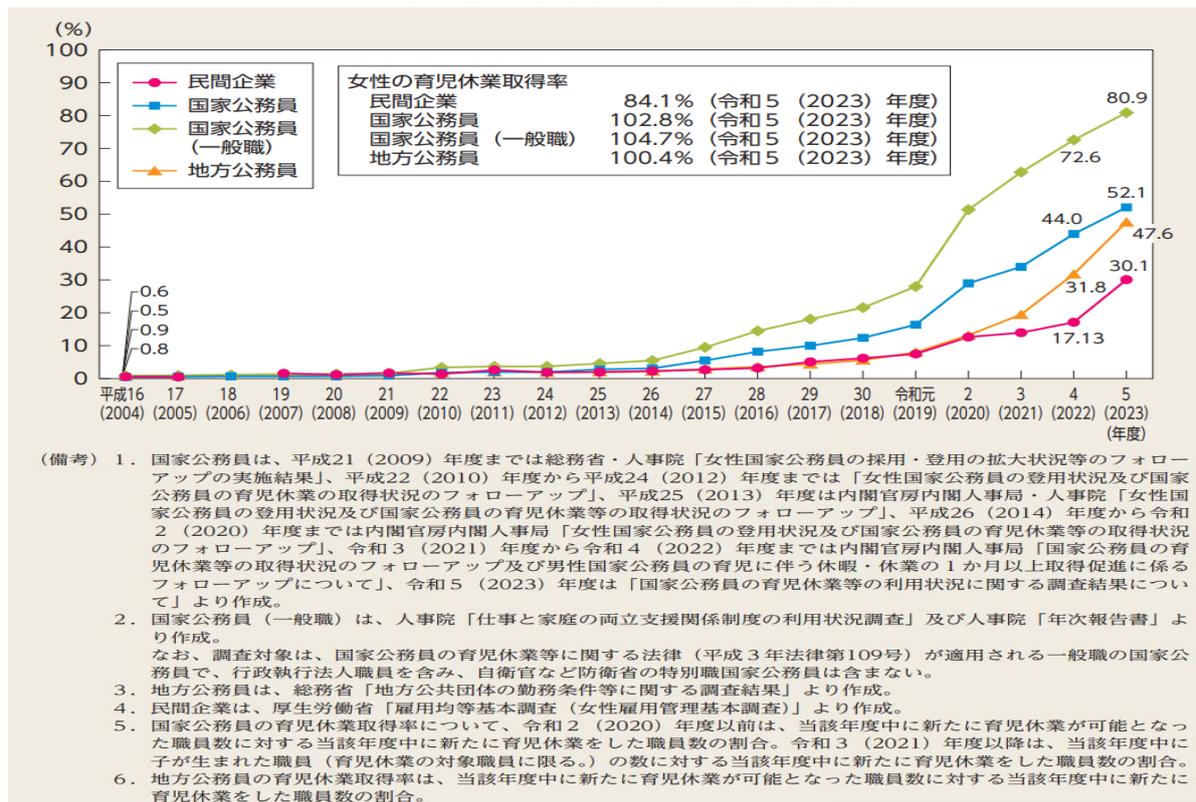
■ 子どもの出生別第1子出産前後の妻の就業経歴（全国）



- (備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査（夫婦調査）」より作成。  
 2. 第12～16回調査を合わせて集計。対象は、第15回以前は妻の年齢50歳未満、第16回は妻が50歳未満で結婚し、妻の調査時年齢55歳未満の初婚どうしの夫婦。第1子が1歳以上15歳未満の夫婦について集計。  
 3. 出産前後の就業経歴  
 就業継続（育休利用）－妊娠判明時就業～育児休業取得～子供1歳時就業  
 就業継続（育休無し）－妊娠判明時就業～育児休業取得無し～子供1歳時就業  
 出産退職－妊娠判明時就業～子供1歳時無職  
 妊娠前から無職－妊娠判明時無職  
 4. 「妊娠前から無職」には、子供1歳時に就業しているケースを含む。育児休業制度の利用有無が不詳のケースは「育休無し」に含めている。

男性育休取得率については、近年上昇しており、令和5（2023）年度では、民間企業が30.1%、国家公務員が52.1%（一般職80.9%）、地方公務員が47.6%という状況です。

■ 男性の育児休業取得率の推移（全国）



- (備考) 1. 国家公務員は、平成21（2009）年度までは総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」、平成22（2010）年度から平成24（2012）年度までは「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ」、平成25（2013）年度は内閣官房内閣人事局・人事院「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」、平成26（2014）年度から令和2（2020）年度までは内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」、令和3（2021）年度から令和4（2022）年度までは内閣官房内閣人事局「国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ及び男性国家公務員の育児に伴う休暇・休業の1か月以上取得促進に係るフォローアップについて」、令和5（2023）年度は「国家公務員の育児休業等の利用状況に関する調査結果について」より作成。  
 2. 国家公務員（一般職）は、人事院「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査」及び人事院「年次報告書」より作成。  
 なお、調査対象は、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）が適用される一般職の国家公務員で、行政執行法人職員を含み、自衛官など防衛省の特別職国家公務員は含まない。  
 3. 地方公務員は、総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」より作成。  
 4. 民間企業は、厚生労働省「雇用均等基本調査（女性雇用管理基本調査）」より作成。  
 5. 国家公務員の育児休業取得率について、令和2（2020）年度以前は、当該年度中に新たに育児休業が可能となった職員数に対する当該年度中に新たに育児休業をした職員数の割合。令和3（2021）年度以降は、当該年度中に子が生まれた職員（育児休業の対象職員に限る。）の数に対する当該年度中に新たに育児休業をした職員数の割合。  
 6. 地方公務員の育児休業取得率は、当該年度中に新たに育児休業が可能となった職員数に対する当該年度中に新たに育児休業をした職員数の割合。

### 3 前期計画の総括

#### (1) 前期計画の数値目標 .....

前期計画では、計画で掲げた基本目標の達成度合いを測るための客観的な目安として、8項目の目標指標を設定しました。令和6年度までの取組のうち、目標を達成したのはそのうちの2項目（「保育所の待機児童数」・「性被害者相談窓口の認知度」）のみとなっています。

本計画においては、これらの未達成の要因をさらに分析するとともに、関連する事業の内容を十分に見直すことなどが求められます。

#### ■ 数値目標 推移

指標	計画策定時	令和3年度	令和4年度	令和5年度	現状値	目標値	評価	
	令和元年度				令和6年度	令和7年度		
基本目標1 男女の共同参画の実現に向かって								
①	審議会等の女性委員の登用率	26.3%	27.5%	31.8%	31.8%	31.3%	50.0%	×
②	社会全体としての男女の地位が平等であると感じている市民の割合 【市民意識調査】	14.1%	-	-	-	12.6%	20.0%	×
③	土浦市男女共同参画センターの認知度 【市民意識調査】	31.1%	-	-	-	34.4	45.0%	×
基本目標2 多様な働き方と持続可能な生活の実現に向かって								
①	仕事と家庭生活をともに優先している市民の割合 【市民意識調査】	37.4%	-	-	-	39.1%	45.0%	×
②	保育所の待機児童数	2人	0人	0人	0人	0人	0人	○
③	家庭の生活セミナー・父と子のクッキング講座を受講した人数	52人	19人	72人	59人	78人	100人	×
基本目標3 安心・安全の実現に向かって								
①	DV被害者のうち、被害を相談したことがある人の割合 【市民意識調査】	44.2%	-	-	-	39.7%	50.0%	×
②	性被害者相談窓口の認知度	-	-	-	-	23.4%	20.0%	○

(2) 前期計画の事業達成状況

前期計画の目標達成のために位置づけられていた計118事業（再掲含む）の進捗状況は、令和3年度から9割以上継続して実施されており、令和6年度は未実施事業が2件で1.7%、終了し目的を達成した事業が1件で0.8%という結果でした。

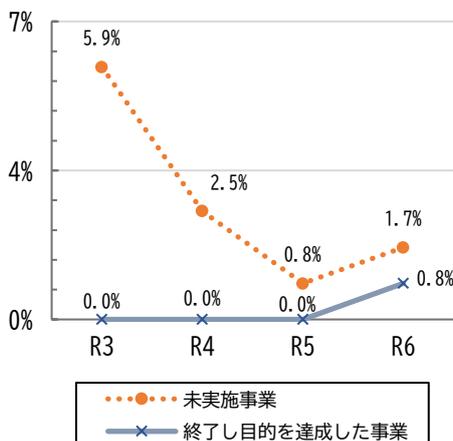
各事業の進行達成度（5段階）を見ると、「令和3年度から概ね8割ほどの事業が計画どおりに継続して進んでいる。」と回答しており、令和4年度から令和5年度にかけて少し減少しましたが、令和6年度には再び増加し、83.1%となっています。

以上のことから、大半の事業が計画どおり進捗していることが分かります。

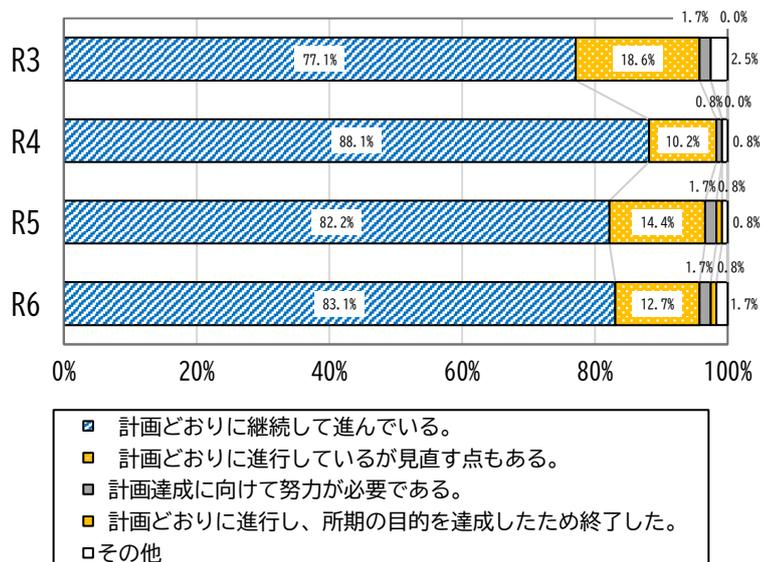
■ 事業の達成度（進行達成度） 推移

	事業の達成度		事業の進行達成度					その他
	成した事業	終了し目的を達成した事業	統計計画どおりに進んでいる	計画どおりに進行しているが見直す点もある	計画達成に向けて努力が必要である	計画どおりに進行し、所期の目的を達成したため終了した		
令和3年度	数	0	7	91	22	2	0	3
	割合	0.0%	5.9%	77.1%	18.6%	1.7%	0.0%	2.5%
令和4年度	数	0	3	104	12	1	0	1
	割合	0.0%	2.5%	88.1%	10.2%	0.8%	0.0%	0.8%
令和5年度	数	0	1	97	17	2	1	1
	割合	0.0%	0.8%	82.2%	14.4%	1.7%	0.8%	0.8%
令和6年度	数	1	2	98	15	2	1	2
	割合	0.8%	1.7%	83.1%	12.7%	1.7%	0.8%	1.7%

■ 事業の達成度 推移



■ 事業の進行達成度 推移



### (3) 本市が取り組むべき男女共同参画の課題 .....

前期計画の数値目標及び事業の進捗状況から、以下の5つを本計画における本市が取り組むべき男女共同参画の課題として設定し、取組を行います。

#### 基本目標1 男女の共同参画の実現に向かって

##### ■ 意思決定の場における女性の登用促進

市における審議会等への女性委員登用のための取組は引き続き行われていますが、目標値である50%にはいまだ届いていない状況で、意思決定の場における男女平等が十分に進んでいません。

要因としては、審議会の所管する分野によっては女性の人材が少ない、ということと、女性委員登用の意義と必要性が、十分に庁内で共有できていない、ということなどが考えられます。

今後は、女性が参画しやすい審議会の環境整備や、女性審議会委員の選出母体のひとつとなる女性人材バンクの整備など、積極的な登用の取組を強化する必要があります。

##### ■ 男女平等に関する啓発・認知度の向上

社会全体において、長年、男女共同参画に関する様々な取組が進められており、着実に人々の意識は改善されていますが、依然として社会の慣行や考え方には男性優遇のものが残り、男女の平等感が大きく変わるには至っていません。

旧来の固定的な性別役割分担意識や、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、長年にわたって人々を取り巻いている環境により形成されたもので、簡単に改めることは難しいものですが、これに起因する差別やハラスメントなどの人権問題を起こさないためには、男女平等意識のさらなる啓発が必要です。

本市においても、市民の男女間における平等感は、前回調査よりかえって低下してしまっている状況のため、今後も引き続き男女平等意識の醸成のため、セミナーや情報提供などを通じた啓発活動を充実させていくと同時に、そのことを十分に周知していく必要があります。

## 基本目標2 多様な働き方と持続可能な生活の実現に向かって

### ■ 仕事と家庭生活の両立を支える環境の整備

各種統計において、出産や介護などを理由に仕事を退職する人の割合は減少してはいますが、依然としてこれを理由に退職してしまう方々は存在しています。

また、意識調査において、仕事と家庭生活を共に優先している市民の割合が4割未満である一方で、「仕事と家庭のバランスをとって生活したい」と回答した方は8割近くおり、現実と理想に大きく乖離があるということが分かっています。

仕事と家庭の両立のためには、育児・介護休業制度の利用しやすい環境や意識の醸成及び労働時間の短縮といった労働環境の整備と、男性の家事参画に対するさらなる意識啓発が必要です。

以上のことから、柔軟な働き方の促進や、男女を問わず働き続けやすい環境の整備と、男性の家事参画促進のため、各種媒体を通じた周知・啓発のさらなる実施や、家庭の生活セミナーなどの受講者を増やすといった取組が必要です。

## 基本目標3 安心・安全の実現に向かって

### ■ DV被害を相談・支援につなげる仕組みの強化

DVは、被害者の人権を著しく侵害する重大な問題であるとともに、男女が社会の対等なパートナーとして様々な分野で活躍するためには、その前提条件として、配偶者からの暴力は絶対にあってはならないことです。

DV被害者の数を少しでも減らすためには、DVに関する正しい理解の促進や相談窓口の周知に加え、「一人で悩まず、まずは相談を」という相談に対する抵抗感をなくすような意識の啓発が必要です。

意識調査の結果、「DV防止法」や、性被害者相談窓口に対する認知度はある程度図れていますが、「DVを受けたことがある」と回答した方のうち、「相談したことがある」と回答した方の割合は4割未満といまだ少ない状況となっており、問題自体は認知されていますが、相談の利用には繋がっていない現状が課題といえます。

今後は、相談窓口の利便性向上や、安心して相談できる環境づくりの推進、さらに、窓口利用の障壁を減らすための幅広い周知活動を行う必要があります。

### ■ 計画の進行管理方法の見直し

前期計画に設定した数値目標の達成状況を見ると、8つのうち6つが未達成となっていますが、一方で、目標達成のための手段である具体的事業の大半は、「計画どおり進行している」という結果となっています。本計画の施策や具体的事業の内容などは、国や県の基本計画等を踏まえて設定していることから、その評価方法、つまり進行管理方法について、適切に行えていないという可能性があります。

今後は、事業の進捗の調査方法を改善することで、数値目標の達成への過程を明確化し、その結果に応じて施策や事業の軌道修正を実施するなどの対応が必要です。

## 第2章 施策の展開

### 基本目標1 男女の共同参画の実現に向かって

#### 施策の方向性1 男女の社会参画の推進

##### 現状と課題

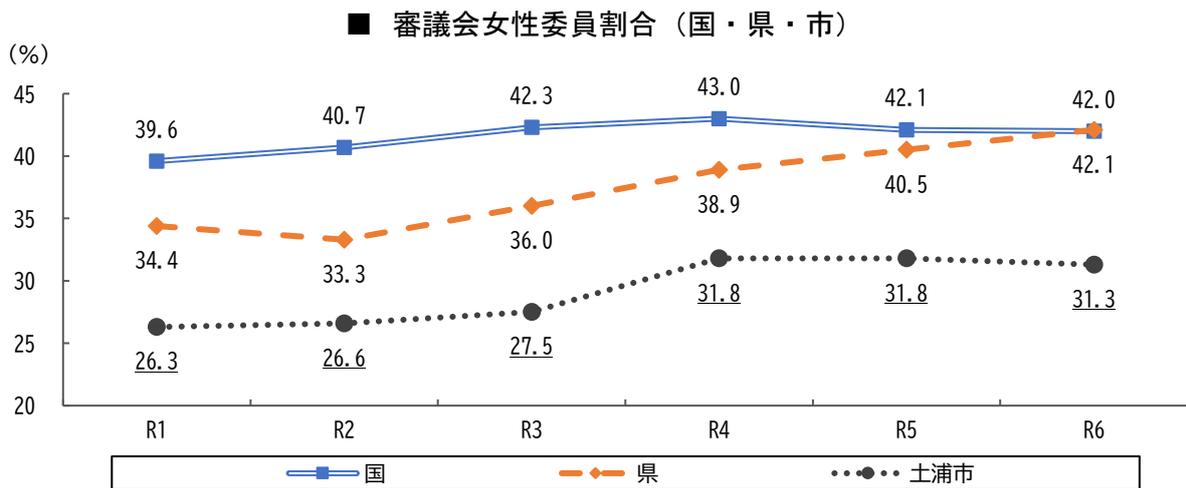
令和7年4月1日現在の本市の総人口は14万979人であり、男女いずれも7万人台となっています。政治、経済、地域活動など、社会のあらゆる分野に男女が対等な関係で参画することは、男女共同参画社会を実現させるうえで不可欠なことであり、女性の活躍が進むことは、女性のみならず、男女がともに暮らしやすい社会の実現につながります。

しかし、本市における女性委員の審議会等への参画状況は、未だ十分とは言えず、令和7年4月1日現在の女性委員の登用率は31.3%であり、目標である50%を下回るとともに、全国平均、県平均値を下回る状態が続いています。

市民意識調査においても、社会全体としての男女の地位について、回答者の約7割が男性優遇であると認識しており、男女平等であるという回答は全体の12%ほどとなっています。男女が社会の平等な構成員として、市の政策立案及び方針決定の場において参画を進め、市政に男女双方の意見や考え方を反映させていくことが課題となっています。

また、豊かで活力ある地域づくりのためには、町内会・自治会やPTA活動をはじめとした地域・社会活動に様々な人が参加し、多様な考え方を地域社会に反映させることが必要です。

市民意識調査においては、女性が地域活動のリーダーになるために必要なこととして、「男性の抵抗感をなくすこと」が2割強で最も多くなっており、「女性自身の抵抗感をなくすこと」が続いています。女性が地域活動のリーダーになることについて、男女双方とも抵抗感を抱いていることが見受けられるため、男女双方の意識の変革を促し、誰もが自身の希望に応じて活動に参加できる社会とすることが必要です。



資料：庁内作成

■ 女性が地域活動のリーダーになるために必要だと思うこと（複数回答可）

女性が地域活動のリーダーになることに対する女性自身の抵抗感をなくすこと

女性が地域活動のリーダーになることに対する男性の抵抗感をなくすこと

社会の中で、女性が地域活動のリーダーになることについて、その評価を高めること

女性が地域活動のリーダーになることについて、啓発や情報提供・研修を行うこと

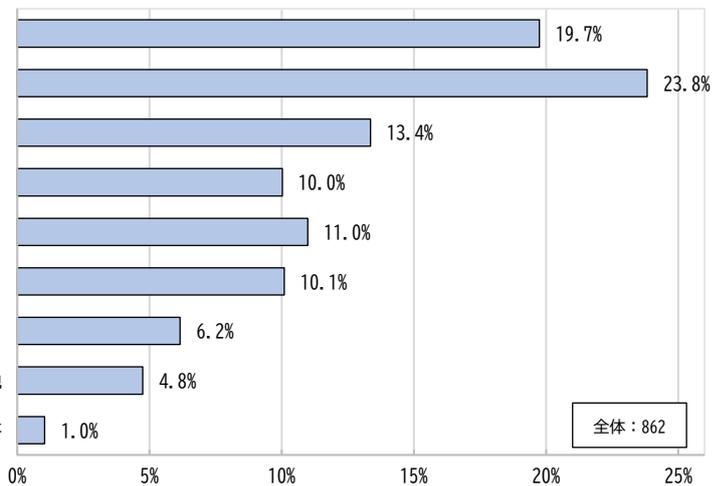
女性が地域活動のリーダーに一定の割合でなるような取組をすすめること

特にない

わからない

その他

未回答



資料：令和6年度「土浦市男女共同参画社会に関する調査」

【施策1】政策立案・方針決定における男女平等の実現

- 本市の審議会等の女性委員登用率 50%の早期達成に向けて、庁内の各審議会等所管部署への働きかけの強化や、女性委員が活躍しやすい環境を整備するとともに、女性審議会委員の選出母体のひとつとなる女性人材バンクの整備に努めます。
- 企業や地域に根差した各種団体等に対して、方針決定の場への女性の登用について積極的に働きかけるとともに、リーダーとなる女性の育成に努めます。

【施策2】誰もが参加できる地域・社会活動の推進

- 地域・社会活動に男女双方が参加することを支援するとともに、活動における意思決定の場への女性の参画を促すなど、女性が十分に活動できるよう意識の啓発及び環境の整備を、地域で男女共同参画の推進を行う団体等と連携しながら行います。

## 施策の方向性2 職場における女性の活躍の促進

### 現状と課題

本市においては、近年女性の労働力率が上昇傾向にあり、年齢階級別労働力率のM字カーブの状態が解消しつつあります《12ページ》。このことから、女性の働き方について、結婚・出産を契機とした離職が主流であった時代から、結婚・出産後も就労を継続することが主流の時代に移行していることがうかがえます。

事実、第1子出産後の就労継続率は平成27（2015）年から令和元（2019）年の期間で7割程度となっており《14ページ》、さらに市民の女性の望ましい働き方に関する意識として、「女性は子どもが生まれても仕事を続ける方がよい」は2割弱へ大きく上昇しています《13ページ》。

しかし、市民意識調査によれば、依然として「女性は出産や子育てで一時的に仕事をやめても、その時期が過ぎたら、再び仕事を持つ方がよい」と回答した方が半数以上いるという状況《13ページ》から、今後、女性が出産・育児等で離職しなくてもよい環境を整備するとともに、一度離職をしてしまい、育児を終えて再び就職しようとする人や転職者などが再チャレンジできるような支援の充実が必要です。

また、我が国の就労の場における女性の地位は、国際的に見て低い状態となっています。日本の管理的職業従事者（会社役員、企業の課長相当職以上等）に占める女性の割合は16.3%（令和6年）であり、おおむね30%以上となる諸外国と比べて低い水準となっています。

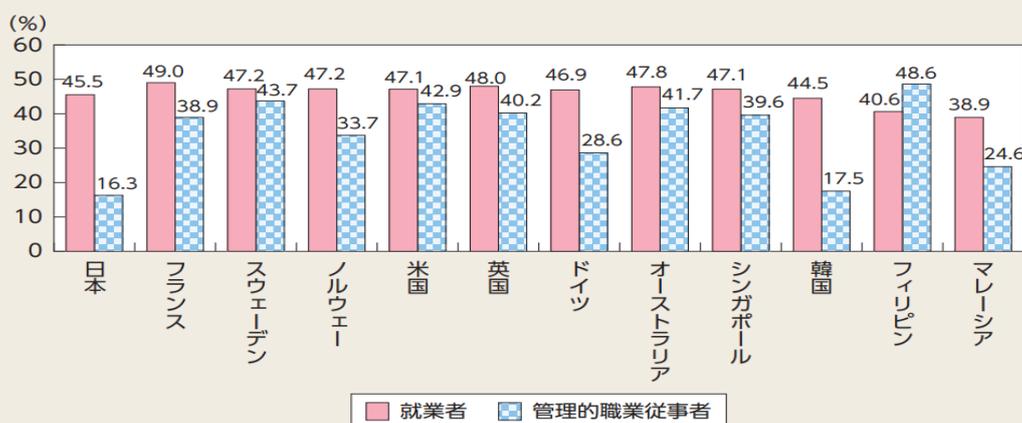
さらに、本市の女性の就労者のうち、令和2（2020）年時点で半数以上が非正規雇用者であり、男性の2割と大きな差があることが分かっています。

これらの役職や雇用形態の差により、男女間の様々な待遇差につながっていると考えられ、こうした待遇差が女性の貧困などの背景となっていると考えられます。

今後は、女性の正規雇用への転換促進や起業支援、そして企業における女性の就労継続を支援することが必要です。

これに合わせて、令和元年5月に改正された女性活躍推進法により、令和4年4月からは一般事業主行動計画の策定や情報公表の義務について、常時雇用する労働者数が301人以上の事業主から、101人以上の事業主まで拡大されます。一般事業主行動計画は、女性の活躍を推進するための具体的な手段を定める重要な要素となるため、本計画が未策定である事業主に対する啓発を強化していく必要があります。

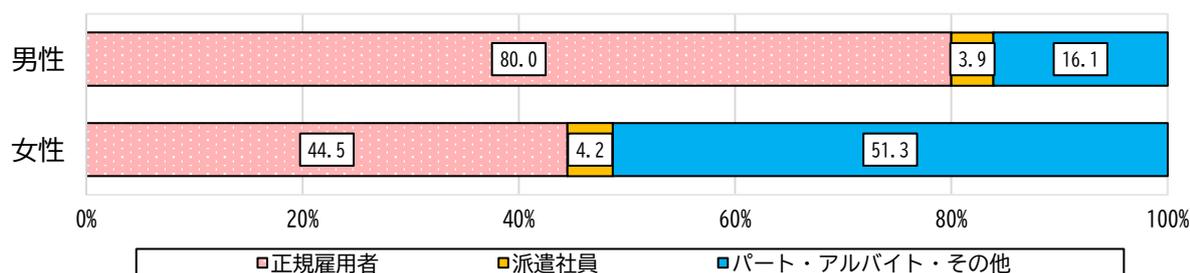
### ■ 諸外国の就業者及び管理的就業者に占める女性の割合



- (備考) 1. 日本については総務省「労働力調査（基本集計）」、日本以外の国はILO「ILOSTAT」より作成。  
 2. 日本、米国、オーストラリア及び韓国は令和6（2024）年、フィリピン及びマレーシアは令和4（2022）年、その他の国は令和5（2023）年の値。  
 3. 総務省「労働力調査」では、「管理的職業従事者」とは、就業者のうち、会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等。また、「管理的職業従事者」の定義は国によって異なる。

出典：令和7年度男女共同参画白書

## ■ 雇用者の従業上の地位（男女）



資料：令和2年国勢調査

## 【施策1】女性が活躍する職場づくりの支援

- 女性活躍推進法の趣旨及び内容を広く周知するとともに、同法に基づく一般事業主行動計画が未策定である事業主に対する啓発に努めます。
- 安心して働ける職場環境づくりのため、企業等に対して女性特有の各種ハラスメントが起こらないよう啓発を行います。
- 農業分野における男女共同参画の推進は、多様な視点と発想を経営に取り入れることで、農業の生産性向上、新たな価値創造、そして持続可能な発展を可能にするものです。そのために、女性農業者（家）の活動強化のためのセミナーや、家族経営協定の締結促進などを行います。

## 【施策2】女性の就労支援、起業支援

- 就労を希望する女性が能力を十分に発揮できるようにするため、子育てや介護等により離職した後の再就職支援、育児休業からのスムーズな復帰を図るための支援を進めます。
- 女性のキャリアアップのための能力育成、女性自身の意欲を高め能力を開発できるような学習機会の充実を図るとともに、起業する女性に対する支援を進めます。

## 施策の方向性3 教育・学習の場における男女共同参画の推進

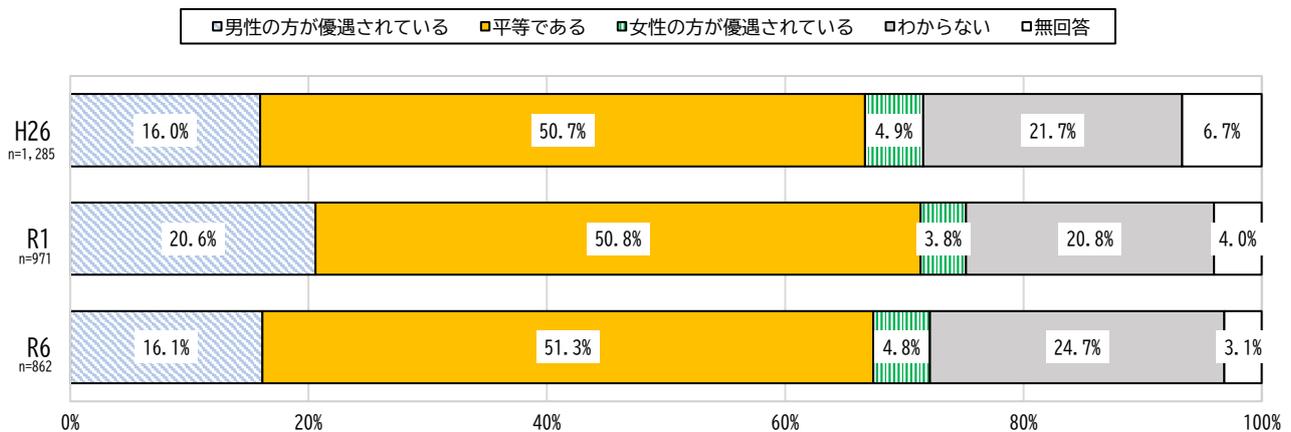
### 現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、家庭や保育所、幼稚園、学校における幼少期からの教育・学習が重要です。次世代を担う子どもたちが男女平等意識をもち、男女がともに協力し合うことの大切さを理解できるように取り組む必要があります。そのためには、子どもたちに対しての啓発のほかに、教職員をはじめ、子どもと関わる大人が男女共同参画について十分に理解し、教育現場において男女共同参画を図ることが重要です。

市民意識調査では、学校教育の場で男女が平等であるという回答は前々回調査から今回調査にかけて増加を続けており、他の分野に比べて最も高い割合となっています。

また今日、学校教育の場のみならず、家庭教育や社会教育の重要性が高まっています。こうした場においても男女共同参画社会形成に向けた教育・学習活動を展開し、男女共同参画の視点に立って生涯学習を進めることが重要です。

#### ■ 学校教育の場における平等感の推移



資料：「土浦市男女共同参画社会に関する調査」

※「男性の方が優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」をまとめて「男性の方が優遇されている」として計上しています。女性においても同様。

**【施策1】保育・教育現場における意識づくり**

- 子ども一人ひとりに対し、個人の尊厳や男女平等の理念、他者への思いやりといった教育や学習の一層の充実を図り、一人ひとりの「違い」を受け入れて認め、個々の能力が十分に発揮できるような教育を引き続き推進します。
- 教職員に対しても、男女平等意識を定着させるための研修を実施します。

**【施策2】生涯学習分野における意識づくり**

- 女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画でき、また、男女が多様な生き方を選択できるようにするため、社会教育の場において学習機会を提供します。

## 施策の方向性4 男女共同参画意識の形成

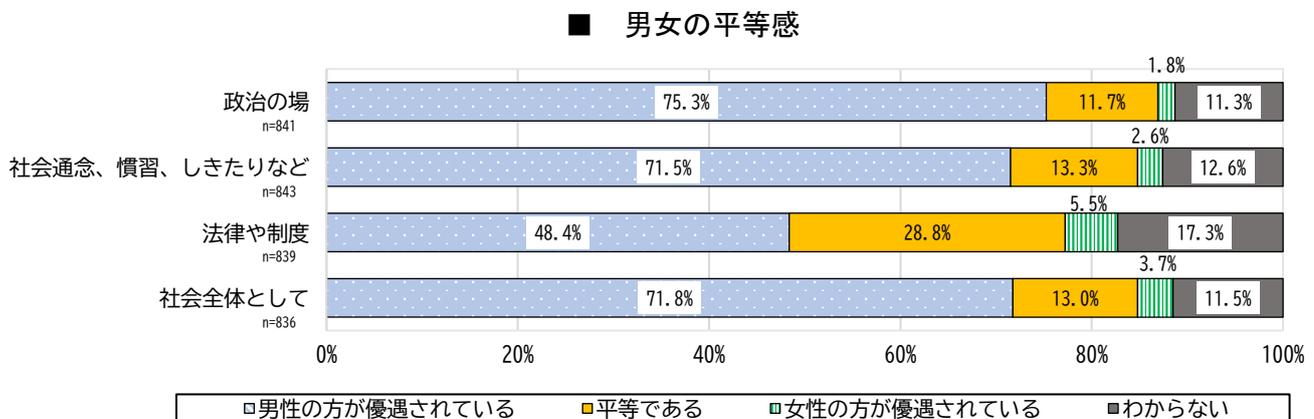
### 現状と課題

社会の制度や慣行の中には、性別による優遇や差別があったり、男女の平等な参画を阻んだりするものが根強く残っています。

市民意識調査からは、政治の場、社会通念や慣習、しきたりなどを中心に、多くの分野について男女平等ではなく男性が優遇されているという意識が強いことがわかります。現に、社会全体の男女の平等感は一割弱という状況であることから、社会全体として男女共同参画意識の形成は未だ途上であり、男女平等の実現に向けてより一層の意識改革が必要です。

また、市民意識調査では、掃除・洗濯、食事の用意や後片付けなどの日常の家庭内の仕事については、多くの分野について妻（パートナー）が行っているという回答が多くなっており、家庭内においては依然として女性に負担が偏っている実態が見受けられます。固定的な性別役割分担意識を解消し、真に家庭内における男女共同参画を実現するためには、男性も女性も、誰もが男女共同参画を自らの課題であると認識し、意識的に習慣を変えることが必要です。

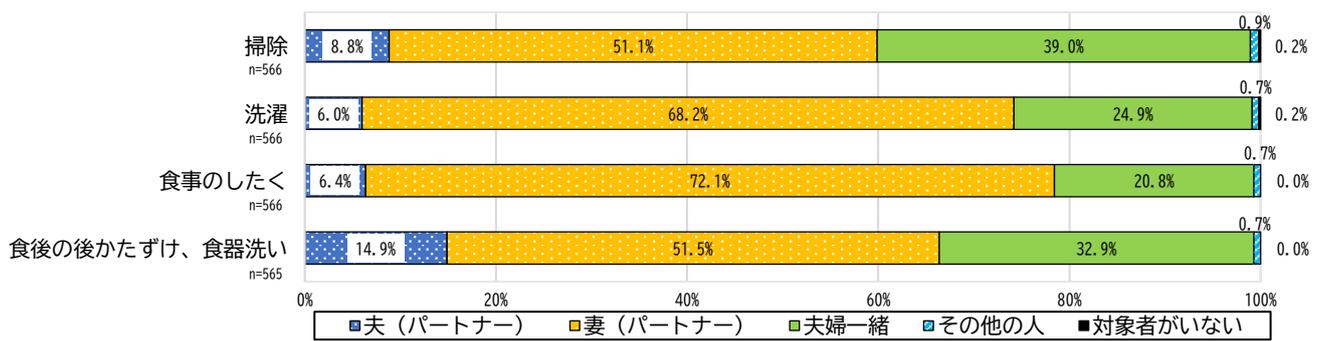
また、男女共同参画は国際社会の取組と密接に関係していることから、本市としても国際的な動向を踏まえた施策を推進するとともに、国際社会における男女共同参画の推進に関する取組や状況を周知し、市民の理解を深めていくことが重要です。



資料：令和6年度「土浦市男女共同参画社会に関する調査」

※「男性の方が優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」をまとめて「男性の方が優遇されている」として計上しています。女性においても同様。また、無回答は除外して計上しています。

## ■ 家庭内の家事分担



※無回答は除外して計上しています。

資料：令和6年度「土浦市男女共同参画社会に関する調査」

## 【施策1】家庭における男女共同参画の実現に向けた意識づくり

- 男女がそれぞれの家庭において対等な立場で共同参画することの重要性について、様々な機会をとらえて意識啓発や学習機会の提供に努めます。  
特に、男性の家事参画促進のための取組を進めることで、家庭内における男女平等の実現を図ります。
- 親子の交流などを通じて、家庭における男女共同参画の実現を目指します。

## 【施策2】市による推進施策の充実・強化

- 男女が自らの意思によって多様な生き方を選択し、社会のあらゆる分野で個性や能力を発揮できるよう、市民に対して効果的な意識啓発や情報提供を行うとともに、施策推進の担い手である市職員の意識を高めるための取組の充実に努めます。
- 市職員の女性活躍推進に関して、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画である「土浦市役所女性職員活躍推進プラン (& “新”土浦市役所子育て支援プラン)」に基づいた施策を推進します。

## 【施策3】国際理解の推進

- 男女共同参画に関する国際的な動向についての理解が深まるよう、情報収集や情報提供を行います。また、多文化共生に関する学習機会や交流を充実させ、国際的視野からの男女平等意識の理解を促します。

## 基本目標2 多様な働き方と持続可能な生活の実現に向かって

### 施策の方向性1 ワーク・ライフ・バランスの実現と働き方の見直しの推進

#### 現状と課題

誰もが個性と能力を十分に発揮して社会のあらゆる活動に参加していくためには、働きたい人すべてが、仕事と生活（家事・子育て・介護などの家庭生活、地域でのボランティア活動など）との二者択一を迫られるのではなく、多様で柔軟な働き方を通じた仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できるようにすることが大切です。

市民意識調査によると、仕事と家庭生活の調和に関して、「仕事と家庭生活をともに優先して生活している」は約4割にとどまっており、「仕事を優先して生活している」と回答した方は全体で2割以上存在するなど、未だ仕事を優先している方が多いという実態があります。

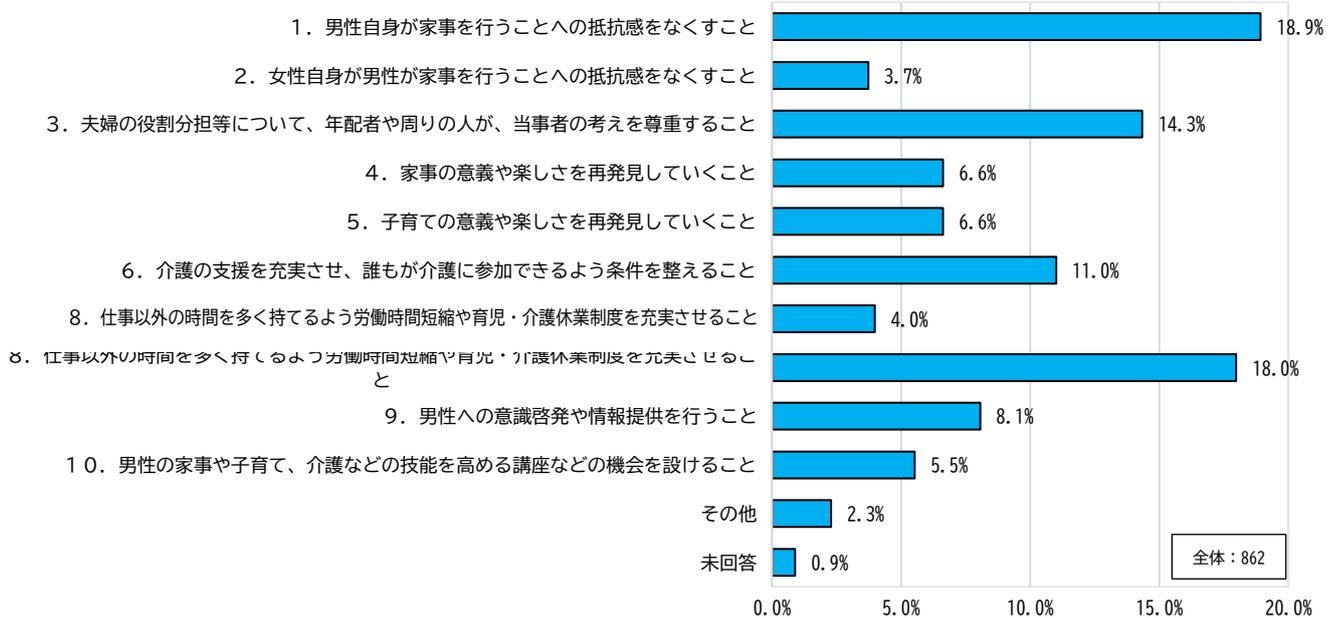
仕事を優先する理由については様々なものがあると考えられますが、市民意識調査からは、家庭内の仕事（家事等）の多くを「妻（パートナー）」が担っており、男性の家事参加が依然として不十分である実態がうかがえます《26 ページ》。この背景には、男性が仕事を優先する傾向があると考えられます。

では、男性が家事、育児、介護、地域活動により積極的に参加するためには何が必要なのでしょう。同調査では、「男性自身の家事への抵抗感を減らすこと」と、「仕事以外の時間を多く持てるよう労働時間短縮や育児・介護休業制度を充実させること」が、それぞれ2割近くと多く挙げられています。この結果から、男性のワーク・ライフ・バランスを実現するためには、男性自身の家事参画に対する意識を高めることと同時に、長時間労働の是正や育児・介護休業制度の充実など、職場における支援制度を強化し、男性が家庭と仕事を両立しやすい環境を整えるといった、個人の意識改革と環境整備の双方が不可欠であることが分かります。

さらに同調査の、「仕事に対する考え方について、どのような形が望ましいと思うか」という問いにおいて、最も多かったのが「男女問わず家庭・家族との触れあいが充実することで仕事へも良い影響を与えると思うから、うまくバランスを取りながら生活した方がよい」の77.3%であった結果から、仕事と家庭のバランスを取りたいと考えている人がほとんどなのに対し、実際の働き方がそうではなく、理想と現実にギャップがあることが分かります《10 ページ》。

今後は、より理想に近い生活が実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組が必要です。

## ■ 男性が家事、育児、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要だと思うこと (3つまで選択)



資料：令和6年度「土浦市男女共同参画社会に関する調査」

### 【施策1】安心して働ける職場づくりの推進

- 市内の事業者及び就労する市民に対して、仕事と生活の調和の実現と、働き方改革関連の新たな制度や法令等についての情報を提供するとともに、柔軟で多様な働き方の導入に向けた啓発を行うことを通じて、職場における男女共同参画が図られ、誰もが働きやすい職場づくりがなされるように努めます。

### 【施策2】男性にとっての男女共同参画

- 男性が仕事のみならず家事、育児、介護等の多様な経験を得ることは、職場において多様な価値観を認め合い、視野が広がることにつながるため、自身のマネジメント力の向上に資することが期待できます。こうしたことを念頭に、男性にとっての男女共同参画の理解促進に努めるとともに、男性の家事等への参画を促進するようなセミナーの開催などを行います。

## 施策の方向性2 特に配慮・支援を要する男女を支える仕組みづくり

### 現状と課題

誰もがあらゆる分野に参画し、安心して子どもを産み育てるためには、男女がともに子育てに参加することに加え、身近な地域で子育て支援サービスを利用できることが必要です。

また、高齢化が進行する中で、働きながら家族の介護をする人の増加とともに、仕事と家族の介護の両立に悩んで仕事を辞めざるを得なくなる「介護離職」の増加が懸念されます。さらに、晩婚化・晩産化により育児と介護を同時期に担う「ダブルケア」に直面する人の増加も課題となります。

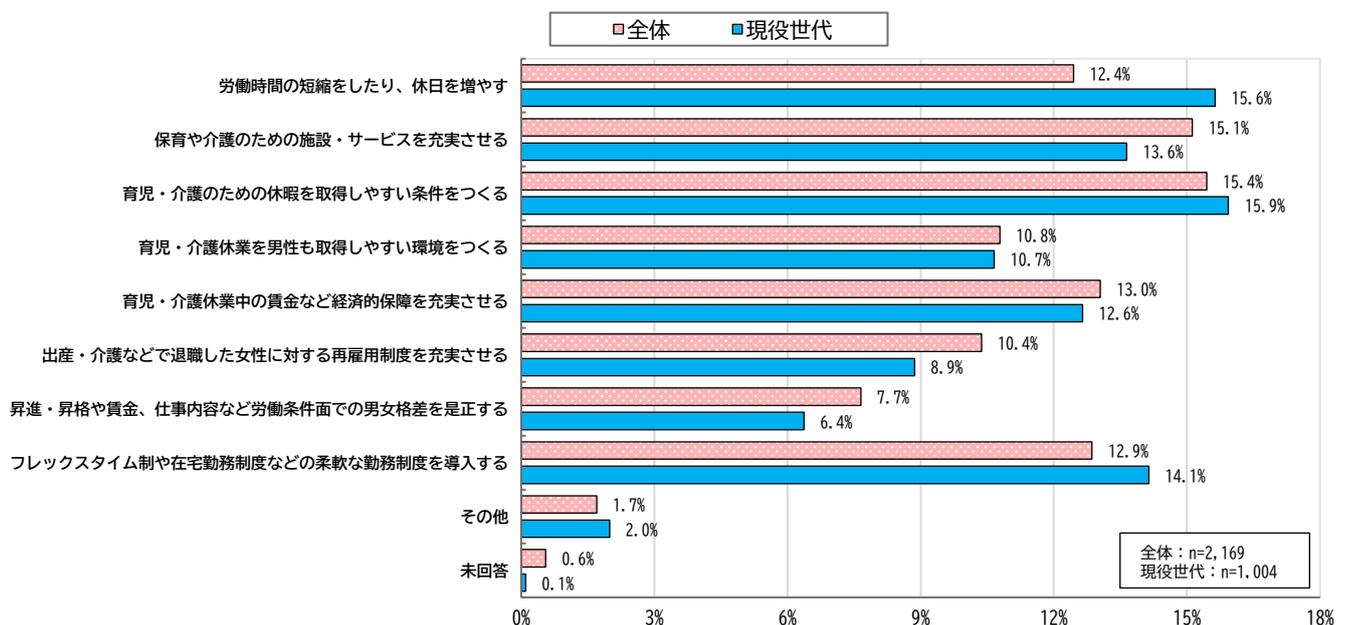
こうした問題に対応するためには、長時間労働を前提とした男性中心型の労働慣行を改めるとともに、短時間勤務、在宅勤務制度、育児・介護のための休暇・休業の取得促進など、職場における支援の充実と柔軟な働き方の整備を進めることが重要です。

市民意識調査では、男性も女性も働きやすい社会にするために必要なこととして、「保育や介護のための施設・サービスを充実させる」「育児・介護のための休暇を取得しやすい条件をつくる」が多くなっています。また、男性が家事・育児・介護・地域活動に積極的に参加していくために必要なこととして、「仕事以外の時間を多く持てるよう労働時間短縮や育児・介護休業制度を充実させること」が最も多くなっており、育児休業や介護休業制度、保育や介護のためのサービスに対する強いニーズがあることがわかります。

市内にはひとり親家庭、高齢者や障害者、外国人、貧困状態にある人など、様々な困難を抱えながら生活している人がおり、その中には女性（男性）であることを理由とした複合的な困難を抱えているケースもあります。本市で暮らす誰もが安心して生活できるようにするため、一人ひとりの状況に応じた支援が必要です。

### ■ 男性も女性も働きやすい社会にするために必要だと思うこと

(3つまで選択)



資料：「土浦市男女共同参画社会に関する調査」

### 【施策1】仕事と子育てとの両立支援の推進

- 仕事と家庭の調和を図り、両立を図る「ワーク・ライフ・バランス」の実現を目指すため、セミナーや啓発活動を実施します。
- 「土浦市こども計画」に基づき、待機児童を生じないよう教育・保育施設の確保や病児保育や延長保育など保護者のニーズに応じた保育サービスの充実を図るとともに、仕事と子育ての両立にかかる負担を軽減するため、地域における子育て支援策を充実させます。

### 【施策2】働きながら高齢者、障害者を介護する家族に対する支援

- 仕事と介護の両立にかかる負担を軽減し、介護による離職を防止するため、障害福祉サービス及び高齢福祉サービスの充実を図るとともに、サービスの利用促進のための施策の周知などを行います。

### 【施策3】生活上の困難を有する男女に対する支援

- ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するため、各種支援制度の情報提供や自立支援のための経済的支援の充実に努めます。
- 高齢者や障害者、外国人、貧困状態にあるなど様々な困難を抱えている人が地域社会の一員として安心して暮らし続けることができるようにするため、身近な地域での支援体制の整備や相談体制の充実など、必要な支援に努めます。

## 基本目標3 安心・安全の実現に向かって

### 施策の方向性1 配偶者等からの暴力の防止と被害者に対する支援

#### 現状と課題

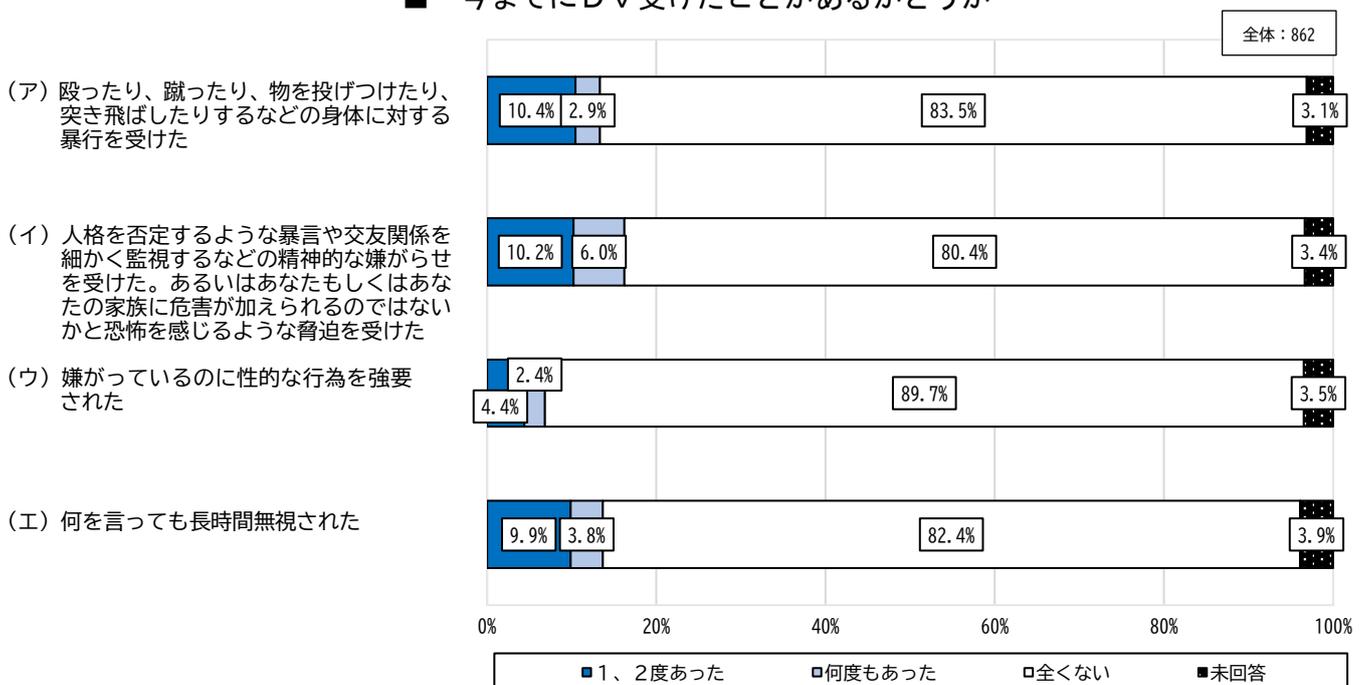
配偶者・パートナーとの間の暴力（DV、ドメスティック・バイオレンス）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DVは主に家庭内という外部からの発見が困難な場所で起きやすいという特性があるため、被害の深刻化と潜在化が懸念されます。また近年、若年者における交際相手からの暴力（デートDV）の問題も深刻化しており、子どものころからの暴力防止教育の必要性が高まっています。

市民意識調査によると、配偶者や恋人などから身体や精神面に対する暴力を受けたことのある市民は2割以上となっていますが、被害者のうち、被害を相談したことがあるのは約4割程度という状況で、特に男性の相談者が少なく、男性は2割を下回る状況です。

相談しなかった理由としては、「相談してもムダだと思った」が19.6%で最も多く、次点で「相談するほどのものではないと思った」の16.6%、「自分さえ我慢すればいいと思った」の15.1%と続くような状況でした。

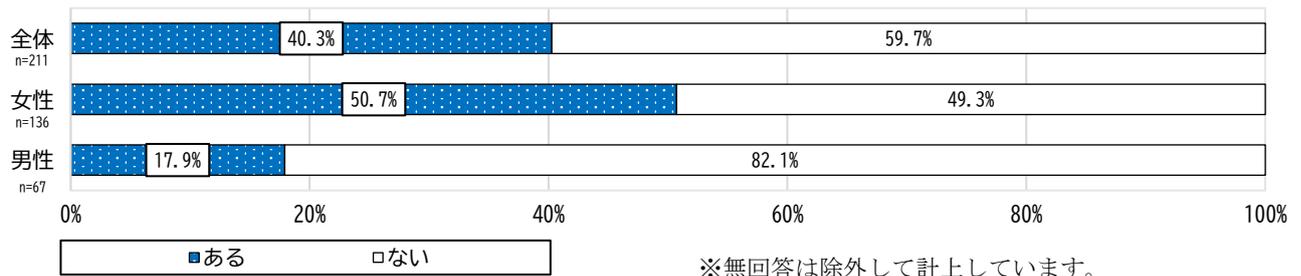
今後は、庁内の関係部署や警察、配偶者暴力相談支援センターとの情報共有・連携を強化し、相談窓口の整備をするとともに、相談窓口の周知と、被害者本人の相談をすることに対する抵抗感を下げる取組が求められます。

#### ■ 今までにDVを受けたことがあるかどうか



資料：令和6年度「土浦市男女共同参画社会に関する調査」

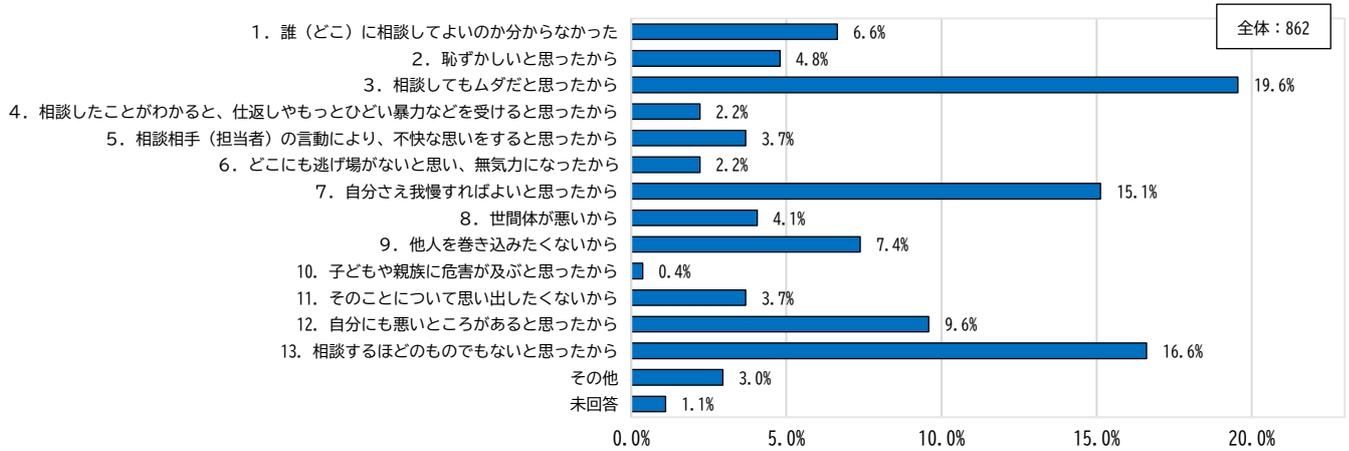
■ DVについて相談したか



※無回答は除外して計上しています。

資料：令和6年度「土浦市男女共同参画社会に関する調査」

■ 相談をしなかった理由（複数回答可）



資料：令和6年度「土浦市男女共同参画社会に関する調査」

**【施策1】暴力の予防と啓発**

- DVは家庭の問題ではなく、男女共同参画社会の実現を阻害する重大な人権侵害であることを周知し、社会全体で問題に対処するための機運を高めます。
- デートDVに関して、市民に対する啓発とともに学校における人権教育の充実を通して、予防に向けた取組を行います。

**【施策2】被害者の早期発見と保護、自立支援**

- DVの相談窓口について被害者を含む市民への周知を進めるとともに、被害者が相談しやすい雰囲気形成に努めます。
- DVに関する相談について、関係者及び関係機関相互の連携を深め、DV被害者が安心して相談できる状態を目指します。あわせて、被害者の個々の状況に応じた適切な支援の実施に努めます。

## 施策の方向性2 あらゆる人権侵害の根絶

### 現状と課題

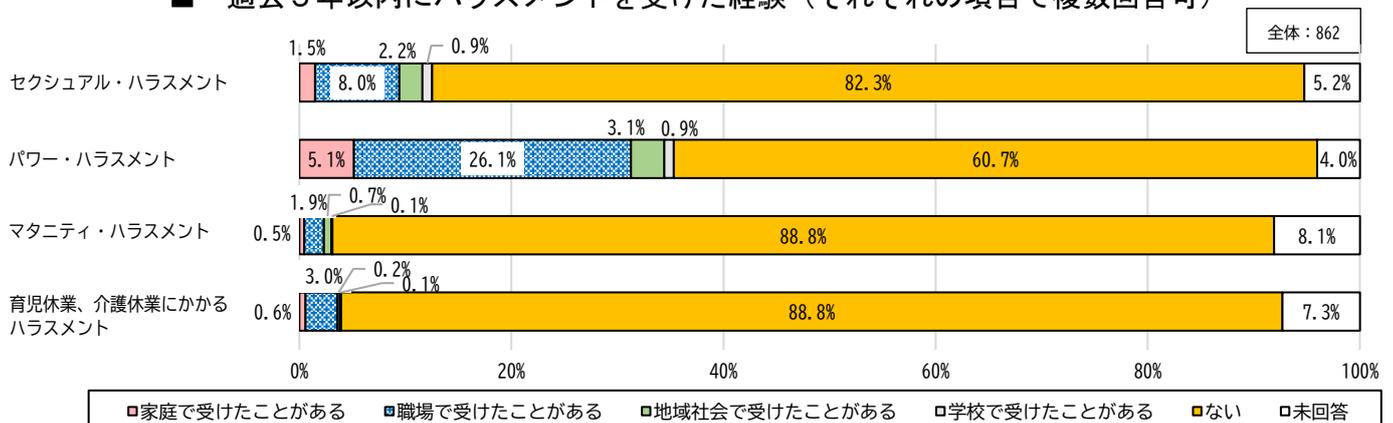
市民一人ひとりの人権が尊重されることは、本市が目指す男女共同参画社会の前提であるといえます。我が国では、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法などの法令に基づき、虐待防止に向けた取組が進められていますが、近年においても痛ましい虐待事件が報道され、深刻な社会問題となっています。このほか、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、職場等における各種ハラスメントも看過できない課題です。さらに、困難を抱える人々を互いに支え合う社会づくりを進めることも重要であり、市にはこうした状況に的確に対応し、誰もが安心・安全に暮らせるまちづくりを推進することが求められています。

また、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどの行為は、男女共同参画社会の実現を妨げる要因です。職場で発生した場合には、被害者の就労継続が困難となる場合があります。性別にかかわらず働きやすい環境を整備するためには、ハラスメントのない環境づくりと、これを許さないという意識の醸成を促進することが必要です。

さらに、女性が日常生活や社会生活を営むにあたり、女性であるがゆえに直面する困難が少なくないことから、困難を抱える女性の福祉向上のため、人権が尊重され、安心して自立した生活を営むことのできる社会を実現する施策が求められています。これを踏まえ本市では、困難を抱える、またはそのおそれのある女性に対して、その困難を解消し、もって人権が尊重され、安心してかつ自立して暮らせる社会を目指した取組を進めます。

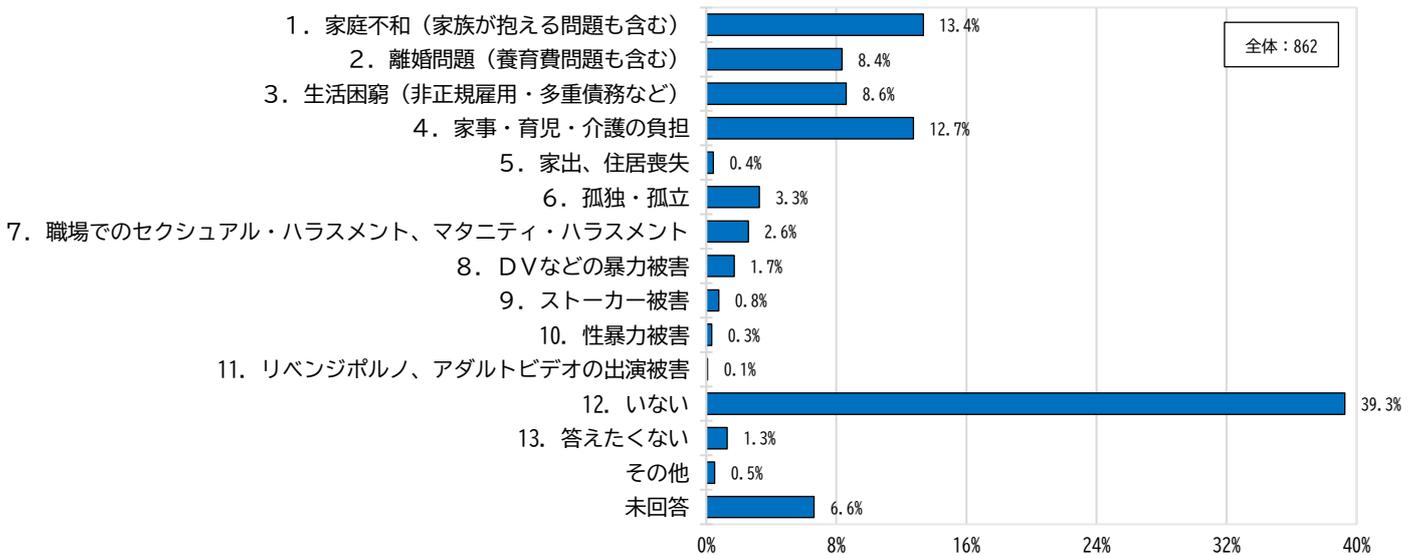
年齢、性別、国籍、障害の有無、性的指向や性自認などにかかわらず、一人ひとりが尊重され、個々の能力を発揮できる社会、すなわち多様性が受容されるダイバーシティ社会の実現のためには、あらゆる人権侵害を許さない意識の醸成と、問題解決に資する相談体制の整備が不可欠です。

#### ■ 過去5年以内にハラスメントを受けた経験（それぞれの項目で複数回答可）



資料：令和6年度「土浦市男女共同参画社会に関する調査」

■ あなたご自身（女性の方）やあなたの周囲にいる女性で、以下のような悩み・困難に直面している人はいますか（複数回答可）



資料：令和6年度「土浦市男女共同参画社会に関する調査」

### 【施策1】様々な人権侵害の防止と被害者の支援

- 女性の人権に関する各種相談窓口の充実に努めるとともに、共生社会に向けて、困難を抱える人を助け合い、相談しやすい体制づくりを進めます。
- 職場や教育の場、地域における各種ハラスメント防止対策を推進するため、事業者や市民に対する啓発に努めるとともに、市役所や学校等におけるハラスメント防止対策を進めます。
- 虐待や性暴力被害者を発見した場合は、速やかに安全な場所に保護するとともに、被害者の生活再建に向けた支援を行います。
- 多様性を認め合うダイバーシティ社会に向けて、年齢や性別、国籍、障害の有無、性的指向・性自認等の多様性を受け入れ、認め合うための啓発を行います。

### 【施策2】困難な問題を抱える女性への支援

- 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、女性が抱える困難な問題を発見し、その立場に立って相談に応じ、その専門的な技術に基づいて必要な支援を行う女性相談支援員の設置や、民間の団体または福祉・保健医療、労働、教育や住まいなど多岐にわたる各関係機関との協働による支援及び関係機関との調整会議の設置、各種啓発事業を実施します。

## 施策の方向性3 防災における男女共同参画の実現

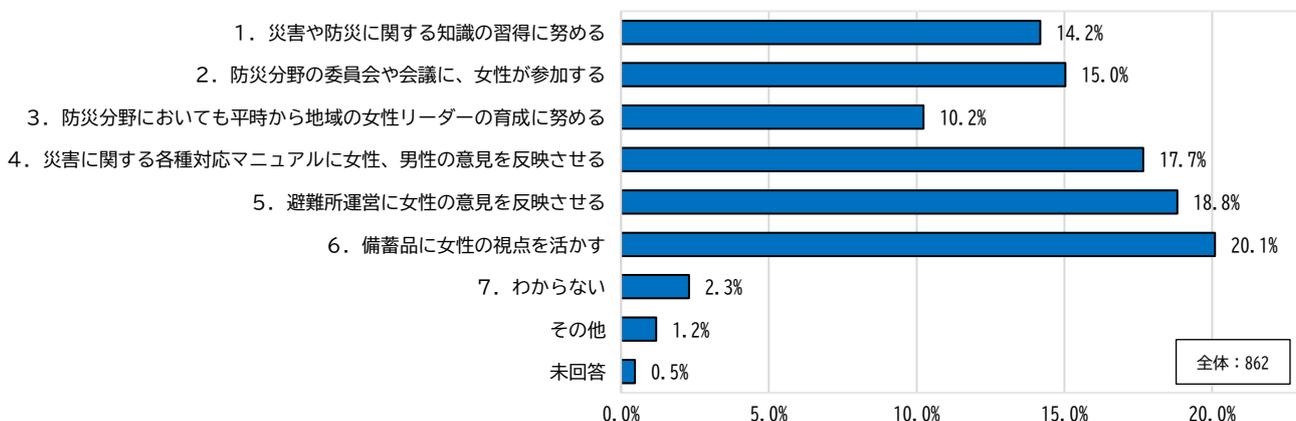
### 現状と課題

近年の我が国では、大規模かつ様々な自然災害が発生しています。こうした大規模災害は、すべての人の生活を脅かしますが、とりわけ女性や子ども、困難な状況にある人々がより多くの影響を受けます。非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、家事・育児・介護等の負担が女性に集中することや、DVや性被害・性暴力が生じる危険性が高まるとされているほか、東日本大震災等の避難所では、女性の視点に欠ける運営がなされたことに伴い、女性が様々な苦痛を抱えたという実態があります。

こうした問題に対処するためには、防災対策に女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮した男女共同参画の視点を反映することが必要です。本市の人口の半分以上を占める女性の視点を取り入れた防災体制は、非常時に女性のみならず、子どもや障害者、高齢者といった人々を守ることにもつながり、地域の防災力を高めることにもつながります。

市民意識調査の「防災分野で男女共同参画の視点を活かすためには、どのようなことが重要だと思いますか」という問いでは、「備蓄品に女性の視点を活かす」と「避難所運営に女性の意見を反映させる」という意見が2割程度と、多くの方が、防災分野において男女共同参画の視点を活かすためには、女性の意見をより反映していくことが重要であると考えているということが分かります。

#### ■ 防災分野で男女共同参画の視点を活かすため必要だと思うこと（複数回答可）



資料：令和6年度「土浦市男女共同参画社会に関する調査」

### 【施策1】防災・災害発生時の対応への女性の視点の反映

- 防災にかかわる意思決定の場に女性が参画し、リーダーとして活躍できるようにするため、意識の啓発に努めます。また、自主防災組織への女性の参画を促します。
- 平常時から防災における男女共同参画について意識し、災害発生時の避難所の運営に女性の視点を取り入れるための施策を進めます。

## 施策の方向性4 心と体の保護

### 現状と課題

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会を形成する上での前提であると言えます。また、男女が生涯にわたり健康でいきいきと自らの個性や能力を発揮するためには、心身の健康について正しい情報を入手し、自ら主体的に健康づくりに取り組むことが必要です。特に、女性の心身の状態は、思春期、妊娠・出産、更年期、老年期といったライフステージごとに大きく変化するということを男女とも理解し、健康上の配慮を行う必要があります。

また、妊娠や出産などの生殖や性に関して本人の意思が尊重されることや、心身ともに健康であるということは、誰もが自分らしく充実した人生を送る上で重要なことです。リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点を持って取組を進めるとともに、こうした考え方の普及啓発を引き続き行う必要があります。

### 用語解説

#### 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」

性と生殖に関する健康と権利。すべての男女が、単に発病や障害がないというだけではなく、身体的、精神的、社会的に良好な状態で満足できる性生活を送り、子どもを生むかどうか、いつ何人生むかを決める自由と権利を持っていることを指します。

### 【施策1】生涯を通じた健康保持増進の支援

- 男女が生涯にわたり健康で自立した生活を営むために、健康に関する学習機会や情報提供に努めます。
- 男女の身体の特徴や性差についての理解を広め、特に女性のライフステージに応じた健康づくりを支援します。

## 第3章 計画の推進に向けて

### 1 総合的な推進体制の強化

#### (1) 市民・市民団体の参画 .....

本市における男女共同参画社会の実現に向けて、市民一人ひとりが男女共同参画を自身の問題として認識し、家庭や職場、地域社会において主体的に行動することが期待されます。

このため、市は市民や市民団体、各種グループに対して本計画の広報、啓発を図るとともに、施策の進捗状況を定期的に公開します。また、学識経験者をはじめ、議会代表者、関係機関代表者、各種団体の代表者などからなる「土浦市男女共同参画推進委員会」に対して定期的に施策の進捗状況を報告します。これらの取組を通して市民と行政が相互にパートナーとして協働し、さらなる施策の充実を図ります。

#### (2) 庁内組織の強化 .....

本計画に位置付けた男女共同参画社会の実現に向けた施策は、市が所管する各分野にわたっており、これを着実に推進するためには、男女共同参画センターを所管する人権推進課ダイバーシティ推進室による取組はもとより、全庁的な行政課題として庁内のあらゆる部署が意識的に取り組むことが必要です。

このため、本市が男女共同参画行政関係の総合的な推進を図るために組織した「男女共同参画庁内推進会議」（事務局：人権推進課ダイバーシティ推進室）が中心となって、関係各課のより一層の連携を促します。

あわせて、本市の男女共同参画社会の実現に向けた施策を中心となって推進する市職員一人ひとりが社会における固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の存在を十分に意識し、適切な対応をとることができるよう、研修の機会の充実に努めます。

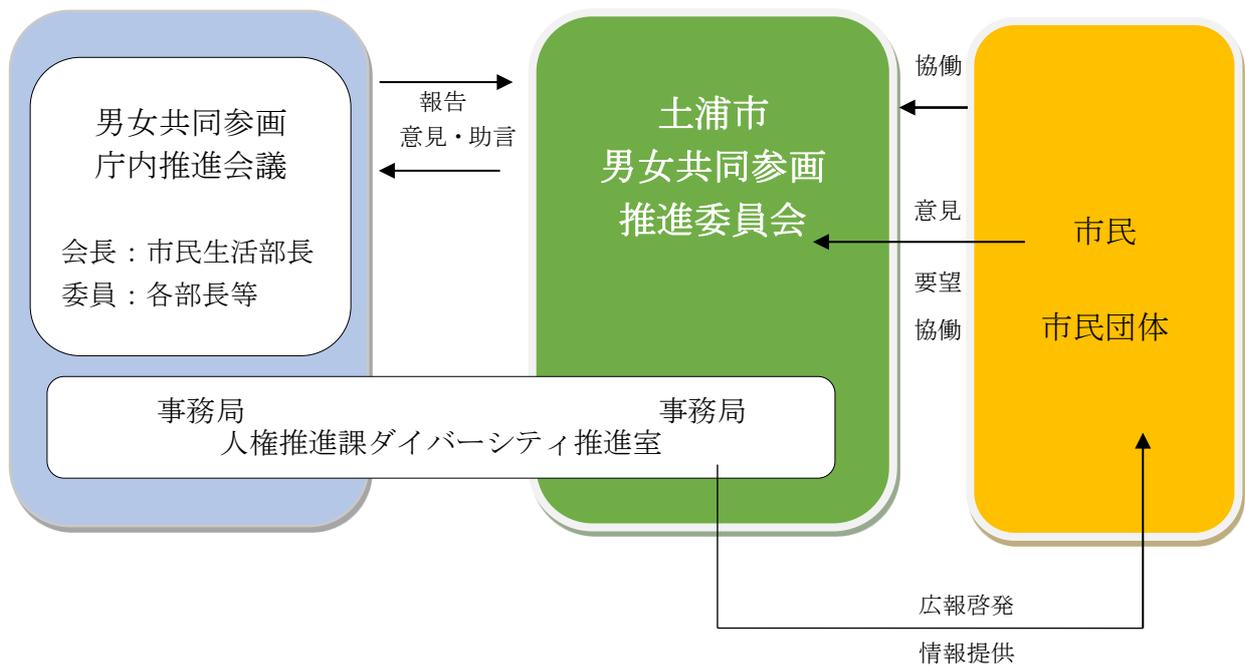
#### (3) 国・県等関係機関との連携 .....

男女共同参画の実現に向けた施策は、本市のみならず近隣市町村、県、国も主要な課題として取り組んでいます。また、法律や制度などは、国や県の施策に負うものも多くあります。このため、国や県、近隣市町村や関係機関とのネットワークの維持・強化に努め、広く男女共同参画に関する情報収集を行うとともに、講演会やセミナー、研修会、啓発事業等を協力して行う体制づくりに努めます。

## 2 計画の進行管理

本計画は、庁内組織である「男女共同参画庁内推進会議」において施策の進捗状況の確認・協議を行うとともに、「土浦市男女共同参画推進委員会」において施策の進行状況の点検や進行管理を定期的に行います。

これらの結果は広く市民に公開して意見や要望を募り、以後の施策推進に反映させます。



### 3 計画の評価

本計画で掲げた3つの基本目標の達成度合いを計るための客観的な目安として、市民意識調査結果や事業実績などから評価指標項目を選定し、目標を設定します。

また、本計画「(3)本市が取り組むべき男女共同参画の課題」《17・18ページ》のとおり、前期計画の結果から重点的に取り組むべき項目を評価指標とします。

そして、以下の評価指標に関連のある具体的事業について、活動をどの程度行ったかを計測する達成目標量を設定し、「男女共同参画庁内推進会議」及び「土浦市男女共同参画推進委員会」において、毎年実施状況の評価します。

さらに、男女共同参画推進の状況把握のための参考項目を選定し、数値の推移を定期的に確認します。

#### 《評価指標》

基本目標	指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	①審議会等の女性委員の登用率	31.3%	50.0%
	②計画期間内に委員改選のあった審議会に占める、女性人材バンク登録者からの登用があった審議会割合	—	40.0%
	③社会全体としての男女の地位が平等であると感じている市民の割合 【市民意識調査】	12.6%	20.0%
2	①仕事と家庭生活を共に優先している市民の割合 【市民意識調査】	39.1%	45.0%
	②常時雇用労働者100人以下の企業の「一般事業主行動計画」策定割合	6.7%	15.0%
	③保育所の待機児童数 (4月1日時点)	0人	0人
3	①困難な問題に直面したことのある人のうち、相談したことがある人の割合 【市民意識調査】	—	50.0%
	②性被害者相談窓口の認知度 【市民意識調査】	23.4%	30.0%

## 《参考値》

No.	指標	現状値
1	市職員に占める女性の割合	消防職除く 38.2% 消防職のみ 2.5% (R7.4.1)
2	市職員の管理職に占める女性の割合(課長相当職以上の者)	消防職除く 31.7% (R7.4.1)
3	市職員の管理・監督職員に占める女性の割合(係長職以上の者)	係長・主査級 44.3% 課長補佐級 25.0% 課長級 14.3% 部長・参事級 9.1% (消防職除く R7.4.1)
4	市職員の男性の育児休業取得率及び取得期間の分布状況	消防職除く 50% (平均 77.8 日) 消防職のみ 63.6% (平均 31.5 日) (R6 年度)
5	市職員の男性の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得率並びに合計取得日数の分布状況	95.7%(1日以上) (R6 年度)
6	市議会議員に占める女性の割合	20.8% (R6 年度)
7	地区長における女性の割合	1.8% (R7.4.1)
8	「地域防災サポーター」女性割合	14.0% (R7.11 月末時点)
10	地域子育て支援拠点数	10 か所 (R6 年度)
13	放課後児童クラブ待機児童数	0 人 (R7.4.1)
14	子宮頸がん・乳がん・前立腺がん検診受診者	子宮頸がん 医療機関 3,064 人 集団 1,511 人 (R6 年度)
		乳がん 医療機関 3,174 人 集団 1,108 人 (R6 年度)
		前立腺がん 医療機関 1,636 人 集団 1,118 人 (R6 年度)

## 資料編

## 資料1 男女共同参画のあゆみ

年	世界的な動き、全国的な動き	県の動き	土浦市の動き
1975 (昭50)	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択		
1976 (昭51)	・「国連婦人の十年」開始(1985年まで)		
1977 (昭52)	・国内行動計画策定		
1978 (昭53)		婦人問題を担当する課として生活福祉部に青少年婦人課を設置	
1979 (昭54)	・第34回国連総会「女子差別撤廃条約」採択		
1980 (昭55)	・「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択		
1981 (昭56)	・「国内行動計画後期重点目標」策定		
1985 (昭60)	・「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 ・「男女雇用機会均等法」の公布 ・「労働基準法」の一部改正 ・「女子差別撤廃条約」批准		
1987 (昭62)	・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	県立婦人教育会館設置	
1991 (平3)	・「育児休業法」公布	・「いばらきローズプラン21」策定 ・いばらきローズプラン21推進委員会、茨城県女性対策推進本部設置	・「女性行政係」を土浦市教育委員会女性青少年課に設置
1993 (平5)	・世界人権会議(ウイーン)、女性に対する暴力撤廃宣言		機構改革により、「教育委員会女性青少年課女性行政係」から「企画部企画課女性行政室」へ ・土浦市婦人団体連絡協議会が設立
1994 (平6)	・総理府に男女共同参画室・男女共同参画審議会・男女共同参画推進本部設置		「つちうら女性プラン21」策定
1995 (平7)	・第4回世界女性会議—平等、開発、平和のための行動(北京)「北京宣言、行動綱領」採択 ・「育児休業法」を「育児休業・介護休業法」への改正		
1996 (平8)	・「男女共同参画2000年プラン」策定	県が取り組むべき女性施策の指針「いばらきハーモニープラン」策定	機構改革により、企画課から独立して市長公室女性行政課が新設
1997 (平9)	・男女共同参画審議会設置(法律) ・「介護保険法」公布	県立婦人教育会館の名称を「茨城県女性プラザ」に変更	・女性センター開設 ・機構改革により「女性行政課」から「女性センター」に改称

年	世界的な動き、全国的な動き	県の動き	土浦市の動き
1998 (平10)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「つちうら女性プラン21」後期計画を策定</li> <li>・「土浦市婦人団体連絡協議会」から「土浦市女性団体連絡協議会」に改称</li> </ul>
1999 (平11)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画社会基本法」公布、施行</li> </ul>		
2000 (平12)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)</li> <li>・ミレニアム開発目標(MDGs)設定</li> <li>・「男女共同参画基本計画」閣議決定</li> <li>・「ストーカー規制法」公布、施行</li> </ul>		
2001 (平13)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府に男女共同参画会議、男女共同参画局を設置</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「茨城県男女共同参画条例」制定</li> <li>・茨城県男女共同参画審議会設置</li> </ul>	
2002 (平14)		「茨城県男女共同参画基本計画」策定	「第2次つちうら女性プラン21」策定
2003 (平15)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「少子化社会対策基本法」公布、施行</li> <li>・「次世代育成対策推進法」公布、施行</li> </ul>		
2004 (平16)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正		
2005 (平17)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク)</li> <li>・男女共同参画基本計画(第2次)閣議決定</li> <li>・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定</li> </ul>	女性プラザ男女共同参画支援室開設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性センター」を「男女共同参画センター」に改称</li> <li>・機構改革により、「女性センター」から「男女共同参画課」に改称</li> </ul>
2006 (平18)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第2次つちうら女性プラン21」後期計画を策定</li> <li>・新治村が、土浦市に編入合併</li> </ul>
2007 (平19)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正</li> <li>・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> </ul>		
2009 (平21)	「育児・介護休業法」改正		「男女共同参画社会に関する調査」実施
2010 (平22)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク)</li> <li>・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定</li> <li>・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定</li> </ul>	「茨城県男女共同参画基本計画(第2次)」策定	
2011 (平23)	・UN Women 正式発足		「第3次土浦市男女共同参画推進計画」策定
2012 (平24)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択</li> <li>・『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画～働くなでしこ大作戦～」策定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「土浦市男女共同参画推進条例」施行</li> <li>・「男女共同参画都市」宣言</li> </ul>

年	世界的な動き、全国的な動き	県の動き	土浦市の動き
2013 (平25)	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正（平成26年1月施行）		
2014 (平26)	・第58回国連女性の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 ・「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(WAW! Tokyo2014)開催（以降毎年開催）		「男女共同参画社会に関する調査」実施
2015 (平27)	・国連「北京+20」記念会合（第59回国連女性の地位委員会（ニューヨーク）） ・UN Women 日本事務所開設 ・「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)採択 ・「女性活躍加速のための重点方針2015」策定（以降毎年策定） ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布（翌年全面施行） ・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定		
2016 (平28)		「茨城県男女共同参画基本計画（第3次）」策定	「第3次土浦市男女共同参画推進計画（後期計画）」策定
2017 (平29)			機構改革により、「男女共同参画課」から「市民活動課男女共同参画室」へ
2018 (平30)	・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行 ・「働き方改革関連法」公布		
2019 (平31/令元)	・女性活躍推進法改正		「土浦市男女共同参画社会に関する調査」実施
2020 (令2)	・国連「北京+25」記念会合（第64回国連女性の地位委員会（ニューヨーク）） ・「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定	「男女共同参画センター」設置。同センターの名称を「ダイバーシティ推進センター」に変更。	
2021 (令3)		「茨城県男女共同参画基本計画（第4次）」策定	
2022 (令4)	・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布		
2023 (令5)	・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」公布・施行		機構改革により、「市民活動課男女共同参画室」から「人権推進課ダイバーシティ推進室」へ
2024 (令6)	・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行		「土浦市男女共同参画社会に関する調査」実施
2025 (令7)	・国連「北京+30」（第69回国連女性の地位委員会（ニューヨーク）） ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正	・機構改革により、「県民生活環境部女性活躍・県民協働課」から「県民生活環境部多様性社会推進課」へ	

## 資料2 計画策定の経過

日程	内容
令和6年 11～12月	・「土浦市男女共同参画社会に関する調査」実施
令和7年 6月20日	第1回 土浦市男女共同参画庁内推進会議 (1) 第4次土浦市男女共同参画推進計画（前期計画）の総括について (2) 土浦市男女共同参画社会に関する調査結果について (3) 第4次土浦市男女共同参画推進計画（後期計画）策定案について
7月16日	第1回 土浦市男女共同参画推進委員会 (1) 第4次土浦市男女共同参画推進計画（前期計画）の総括について (2) 土浦市男女共同参画社会に関する調査結果について (3) 第4次土浦市男女共同参画推進計画（後期計画）策定案について
8月21日	第2回 土浦市男女共同参画庁内推進会議 (1) 第4次土浦市男女共同参画推進計画（後期計画）骨子（案）について
9月19日	第2回 土浦市男女共同参画推進委員会 (1) 第4次土浦市男女共同参画推進計画（後期計画）骨子（案）について
10月15日	第3回 土浦市男女共同参画庁内推進会議 (1) 第4次土浦市男女共同参画推進計画（後期計画）素案（案）について
11月13日	第3回 土浦市男女共同参画推進委員会 (1) 第4次土浦市男女共同参画推進計画（後期計画）素案（案）について
12月10日 ～ 1月9日	第4次土浦市男女共同参画推進計画（後期計画）（案）のパブリック・コメント
1月22日	第4回 土浦市男女共同参画庁内推進会議 (1) 第4次土浦市男女共同参画推進計画（後期計画）（案）のパブリック・コメント実施結果について (2) 第4次土浦市男女共同参画推進計画（後期計画）最終案について
2月6日	第4回 土浦市男女共同参画推進委員会 (1) 第4次土浦市男女共同参画推進計画（後期計画）（案）のパブリック・コメント実施結果について (2) 第4次土浦市男女共同参画推進計画（後期計画）最終案について

## 資料3 男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### (男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### (社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

#### (政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構

成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

#### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

#### (国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

#### (国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

#### (法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

#### (年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

#### (男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促

進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。

ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

### 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法

- (以下「旧審議会設置法」という。) 第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
  - 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日  
(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「従前の府省」という。)の職員(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

# 資料4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号)

最終改正：令和元年 6 月 5 日法律第 24 号

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念のっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

### (基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

### (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）のっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

### (事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則のっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体

が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

### (基本方針)

第五条 政府は、基本原則のっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
  - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
  - ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項
  - ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第三章 事業主行動計画等

### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであるこ

とその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し

必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はこれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
  - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
  - 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職

業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五條 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七條 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託

がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八條 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九條 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

#### 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十條 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一條 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二條 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

#### 第六章 罰則

第三十四條 第十六條第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六條第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十七條第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

#### 附 則 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

#### (この法律の失効)

第二条 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

#### (政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

#### (検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日
- 二 及び三 略

- 四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十

三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和三十二年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)  
第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### (その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

#### (罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### (政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

#### (検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

#### 附 則 （令和四年三月三十一日法律第一二号） 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日
- 二 略

- 三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び

第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と）を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定  
令和四年十月一日

（政令への委任）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 （令和七年六月一一日法律第六三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条に一項を加える改正規定及び同法第三十八条第一項の改正規定（「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改める部分に限る。）、第三条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律附則第二項（見出しを含む。）の改正規定（「令和八年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改める部分に限る。）並びに第四条中女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二条第一項の改正規定、同法第五条第二項第三号の改正規定及び同法附則第二条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第三条、第七条、第八条の二及び第十六条の規定 公布の日

二 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第四条の規定（同号に掲げる改正規定及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条の改正規定を除く。）並びに附則第六条の規定及び附則第十三条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十七条の四の改正規定（「昭和四十一年法律第百三十二号」の下に「第二十七条の三第一項、」を加える部分に限る。） 令和八年四月一日  
（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第八条の二 政府は、特定受託事業者（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）第二条第一項に規定する特定受託事業者をいう。以下この条において同じ。）が受けた業務委託（同法第二条第三項に規定する業務委託をいう。）に係る業務において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に関係を有する者の言動であつて、当該特定受託事業者に係る特定受託業務従事者（同条第二項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この条において同じ。）が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするための施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## 資料5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

最終改正：令和7年12月30日法律第48号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

#### (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

#### (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五号、第八号の三及び第九号において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就

業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らすはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者(第五項において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するように努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第六十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和二十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

### 第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。)を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならない。

- いことを命ずるものとする。
- 2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。
    - 一 面会を要求すること。
    - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
    - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
    - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。
    - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。
    - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
    - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
    - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
    - 九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）（第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。
    - 十 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。
    - 十一 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置（以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。
  - 3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号にお

- て単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
  - 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
  - 6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。
    - 一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
    - 二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。（退去等命令）
- 第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条

第二十二号に規定する区分建物をいう。)の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地  
二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地  
二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令(以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。)の申立てをする場合においては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況(当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は心身に重大な

危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面(以下「申立書」という。)に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令(以下「保護命令」という。)の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(期日の呼出し)

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出席しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む)

む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）を以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（保護命令の申立てについての決定等）

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。  
（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。  
（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かななければならない。
- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければならない。
- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。  
（退去等命令の再度の申立て）

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

## 第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五十五条第二項、第二百五十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条 第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けなければならない旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第十二条 第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けなければならない旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第五十一条第二項及び第二百三十一条の二	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	方法

第二項	方法	
第六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十	電子調書	調書

一条第四項	記録しなければ	記載しなければ
-------	---------	---------

(最高裁判所規則)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八條 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八條の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手か

らの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八條の二に規定する関係にある相手 (以下「特定関係者」という。)
	、被害者	、被害者 (特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八條の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九條 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。)に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十條 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一條 第十二条第一項若しくは第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八條の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項(第二十八條の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十

万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十

月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月一九日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（保護命令事件に係る経過措置）

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件につ

いては、なお従前の例による。

(民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置)

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。）を準用する」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）

は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和五年六月一四日法律第五三号）抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二條第五号の改正規定、同法第二十五條の改正規定、同法第二十六條の改正規定、同法第二十九條の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百一十一條第一項第三号の改正規定、同法第八十一條第一項の改正規定、同法第四項の改正規定、同法第八十三條の改正規定、同法第八十九條の改正規定及び同法第九十三條第一項の改正規定、第十二條、第三十三條、第三十四條、第三十六條及び第三十七條の規定、第四十二條中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九條第二項の改正規定、第四十五條の規定（民法第九十八條第二項及び第百五十一條第四項の改正規定を除く。）、第四十七條中鉄道抵当法第四十一條の改正規定及び同法第四十三條第三項の改正規定、第四十八條及び第四章の規定、第八十八條中民事訴訟費用等に関する法律第二條の改正規定、第九十一條の規定、第百八十五條中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二條第三項の改正規定、第百九十八條の規定並びに第三百八十七條の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（令和七年一二月一〇日法律第八四号）

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

## 資料6 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(令和4年5月25日 法律第52号)

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

#### (基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とする。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

#### (関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

#### (緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

### 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

#### (基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### (都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

### 第三章 女性相談支援センターによる支援等

#### (女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

- 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

- 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に

関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。))並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつ

つ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

#### 第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

## 第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号)の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

# 資料7 土浦市男女共同参画推進条例

(平成 24 年 3 月 22 日条例第 13 号)

本市は、日本国憲法にうたわれている個人の尊重と法の下  
の平等や男女共同参画社会基本法の理念に基づき、市民一人  
ひとりが幸福な生活を営むことができるよう、男女が互いに  
人権を尊重し、性や世代にとらわれず、多様な個性と能力を  
十分に発揮できる社会づくりを目指しています。

本市では、これまで、平成 6 年に「つちうら女性プラン 21」  
を策定し、実施するとともに、平成 9 年には「土浦市女性セ  
ンター」を開設するなど、男女共同参画の推進に向けた施策  
に、積極的に取り組んでまいりました。

しかし、依然として、性別による固定的な役割分担意識に  
基づく制度や慣習が、社会の様々な分野に根強く残っており、  
男女共同参画社会の実現には、なお一層の取組が必要です。

また、少子高齢化の進行、国際化の進展、家族形態や男女  
の働き方等の社会環境の急激な変化が、私たちの暮らしに大  
きな影響を与えています。こうした社会の変化にも対応して  
いかなければなりません。

男女共同参画社会の実現は、安心・安全で住みやすく、市  
民一人ひとりが生き生きと希望を持って暮らし、誇りと愛着  
が持てるまちづくりを推進する本市にとって最重要課題の一  
つです。

ここに、市民、事業者、市が一体となり、男女共同参画の  
推進に取り組むことを決意し、この条例を制定します。

## 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会の実現に関し、基本理念  
を定め、土浦市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責  
務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施  
策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会  
の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、そ  
れぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員とし  
て、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活  
動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治  
的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することがで  
き、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の  
格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいず  
れか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをい  
う。
- (3) 市民 市内に居住する者又は通勤し、若しくは通学す  
る者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業を行う個人及び法人その  
他の団体をいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等に対する身  
体的、性的、心理的、社会的又は経済的暴力（言動によ  
るものを含む。）をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、相  
手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方  
の対応に起因して、当該相手方に不利益を与える行為を  
いう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画社会の実現は、次に掲げる基本理念に基  
づき推進する。

- (1) 男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、  
個人としての尊厳が重んじられ、個性及び能力を発揮す  
る機会が確保されること。
- (2) 男女が、社会における制度又は慣行によってつくられ  
た性別による固定的役割分担意識にとらわれることなく、  
個性及び能力を十分発揮し、多様な生き方を自らの意思

で選択できるよう配慮されること。

- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市の政策又は事業  
者、地域の団体その他の団体における方針の立案及び決  
定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、互いに協力し合い、さらに社  
会支援の下に、子の養育、介護その他の家庭生活におけ  
る活動について、共に家族の一員としての役割を果たし  
ながら、良好な家庭を築き、かつ、仕事、学習、地域活  
動その他の活動に参画できるよう配慮されること。
- (5) 男女共同参画の推進に向けた取組が、国際社会にお  
ける取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際理  
解を深め、国際的協調の下に行われること。

## 第 2 章 責務

(市の責務)

第 4 条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付  
け、前条に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）に基  
づき、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、総合的かつ  
計画的に実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、国及び  
他の地方公共団体と連携し、協力して取り組むものとする。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、男女共同参画社会に対する理解を深め、職場、  
学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基  
本理念に基づき、男女共同参画を推進するよう自ら努めるも  
のとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に  
積極的に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、男女共同参画社会に対する理解を深め、その  
事業活動に関し、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に  
努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策  
に協力するよう努めるものとする。

## 第 3 章 禁止事項

(性別による人権侵害の禁止)

第 7 条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆ  
る分野において、性別による差別的取扱いを行ってはなら  
ない。

2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分  
野において、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・  
ハラスメントその他性別に起因する相手方に身体的又は精神  
的な苦痛を与える行為を行ってはならない。

## 第 4 章 基本的施策

(基本計画)

第 8 条 市長は、男女共同参画に関する施策について、総合的かつ  
計画的な推進を図るため、基本的な計画（以下「基本計画」  
という。）を定めなければならない。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者  
の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなけ  
ればならない。

3 市長は、基本計画を定め、又は変更したときは、速やかにこ  
れを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 9 条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められ  
る施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画  
の推進に配慮しなければならない。

(広報活動等)

第 10 条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者

の関心及び理解を深めるために、積極的に広報活動等を行うものとする。

(教育における措置)

第11条 市は、男女共同参画の推進について、学校教育、社会教育、家庭教育など生涯にわたるあらゆる分野の教育において、男女共同参画意識の醸成、個性及び能力の育成等のための必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(調査研究)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(市民等に対する支援)

第13条 市は、市民又は事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、当該活動に必要な情報の提供その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(苦情の処理等)

第14条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって、人権が侵害された場合における被害者の救済を図るため、相談の窓口を置く。

3 市長は、前2項の苦情及び相談を受けた場合には、関係機関と連携を図る等適切に対処するものとする。

(施策状況の公表)

第15条 市長は、毎年、市が講じた男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、公表するものとする。

(積極的改善措置)

第16条 市は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間の参画に格差が生じている場合、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置を講じるよう努めるものとする。

2 市は、審議会等における委員の委嘱又は任命に当たっては、積極的改善措置を講じるよう努めるものとする。

(生涯にわたる健康支援)

第17条 市は、男女が互いの性差についての理解を深め、互いの意思及び権利を尊重するとともに、生涯を通じて男女の異なる心身の健康の保持及び増進を図るために、教育、啓発、情報提供、健康相談その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

## 第5章 委員会

(男女共同参画推進委員会)

第18条 男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、土浦市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) 基本計画の実施状況の点検及び評価に関すること。
- (3) 基本計画に掲げる施策の推進方策に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項

3 委員会は、市長が委嘱する委員15人以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の4割未満であってはならない。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

## 第6章 雑則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。  
(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている土浦市男女共同参画推進計画は、第8条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

(土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年土浦市条例第14号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

## 資料8 土浦市男女共同参画推進条例施行規則

(平成 24 年 3 月 30 日規則第 11 号)

最終改正：令和 5 年 3 月 31 日規則第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、土浦市男女共同参画推進条例（平成 24 年土浦市条例第 13 号。次条において「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 条例第 18 条第 1 項の土浦市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）の委員（次条及び第 4 条において「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 男女共同参画の推進に意欲をもって参画することができる市民
- (2) 男女共同参画の推進に関し識見を有する者
- (3) 男女共同参画の推進に関する各種団体の代表
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第 3 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会の会議（次条において「会議」という。）の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 会議は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに委員長及び副委員長がともに欠けたときの会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、市民生活部人権推進課において処理する。

(委員会の運営)

第 6 条 第 2 条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(補則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 29 年 3 月 31 日規則第 30 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 5 年 3 月 31 日規則第 33 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 資料9 「土浦市男女共同参画社会に関する調査」結果

### (1)調査の概要

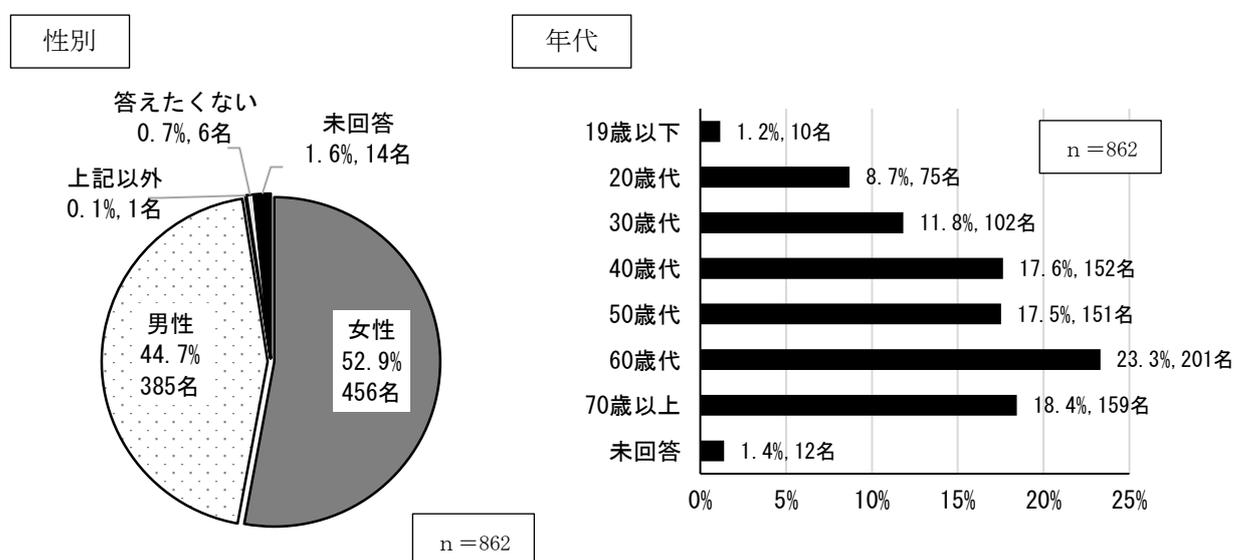
市では、「第4次土浦市男女共同参画推進計画（前期計画）」が令和7年度末で終了することから、後期計画を策定するにあたり、市の現状や問題点の把握及び課題整理の基礎資料とすることを目的として、令和6年11月～12月に「土浦市男女共同参画社会に関する調査」を実施しました。調査及びその結果の概要は、以下のとおりです。

#### ■ 調査の概要

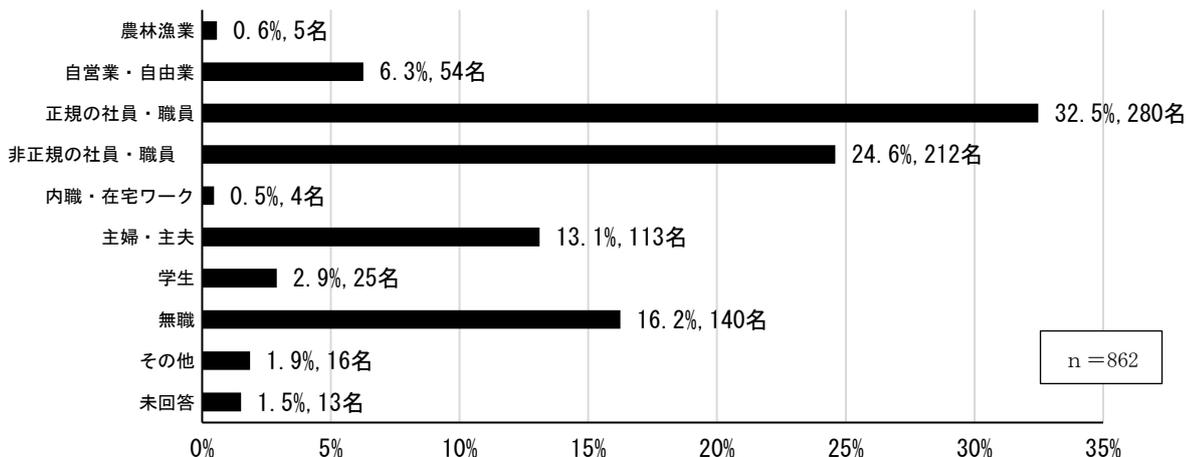
調査地域	土浦市全域
調査対象	市内在住の18歳以上の男女3,000人（男女それぞれ1,500人ずつ）
抽出方法	住民基本台帳に基づく無作為抽出
調査方法	郵送による配布、返信用封筒による回収及びインターネット回答
調査期間	令和6年11月中旬～12月下旬
調査項目	I 男女の生き方や家庭生活について II 地域・社会活動について III 働き方とそれを支える制度について IV 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について V 男女の地位の平等について VI 男女の人権について VII 女性の暮らしに係る支援について VIII 性の多様性について IX 男女共同参画行政について
回収結果	有効回収数：862票（男性385、女性456、上記以外1、答えたくない6、無回答6） 有効回収率：28.7%

### (2)調査結果 ※グラフ中の「n」は回答者の総数を示しています。

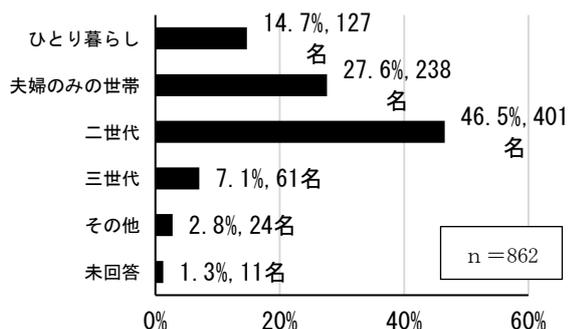
#### ・回答者の属性



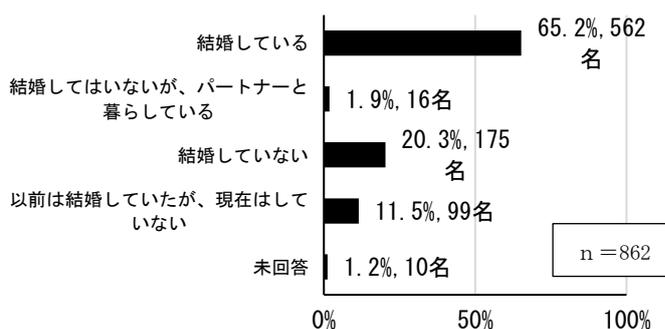
主な職業



世帯

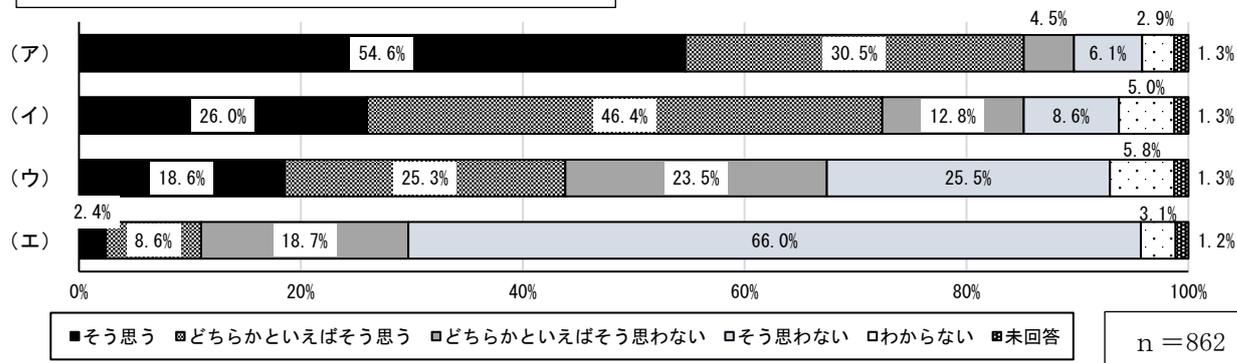


結婚の有無



・男女の生き方や家庭生活について

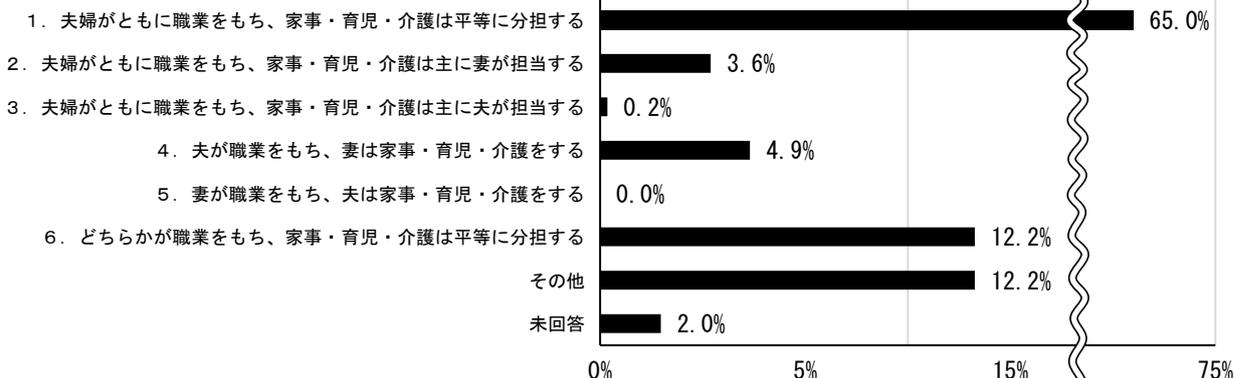
男女の生き方や家庭生活などに関する考え方



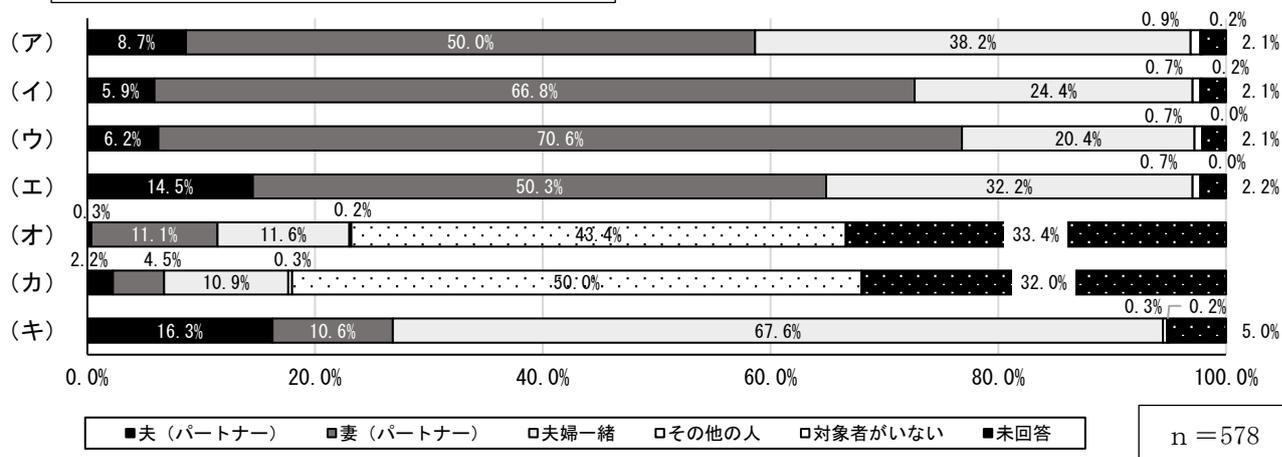
※表中の項目について

- (ア) 「男だから」、「女だから」という決めつけは、その人の可能性を閉じ込めてしまう
- (イ) 社会の意識やそれに基づく制度・慣習によって、男女が仕事や生き方について多様な選択ができていない
- (ウ) 男らしい生き方、女らしい生き方を大切にしたい
- (エ) 「男は仕事、女は家庭」という役割分担が望ましい

家庭における夫婦の役割分担について



配偶者またはパートナーとの家事分担状況



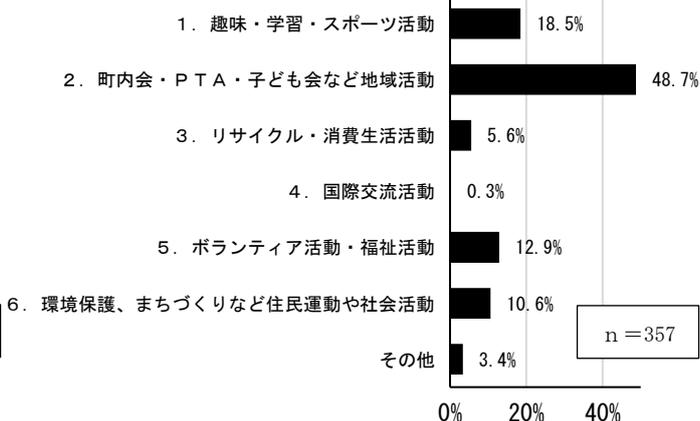
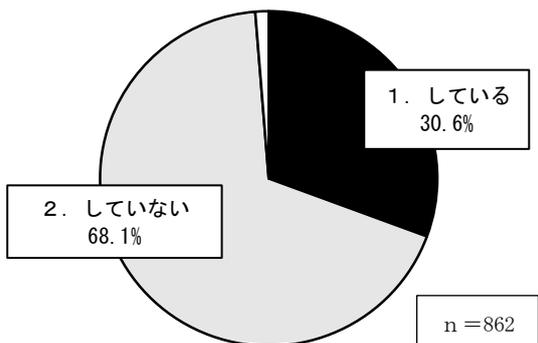
※表中の項目について

- (ア) 掃除
- (イ) 洗濯
- (ウ) 食事のしたく
- (エ) 食事の後かたづけ、食器洗い
- (オ) 育児（乳幼児がいる方）
- (カ) 高齢者の世話、介護（対象者がいる方）
- (キ) 家庭における全体的な決めごと

・地域・社会活動について

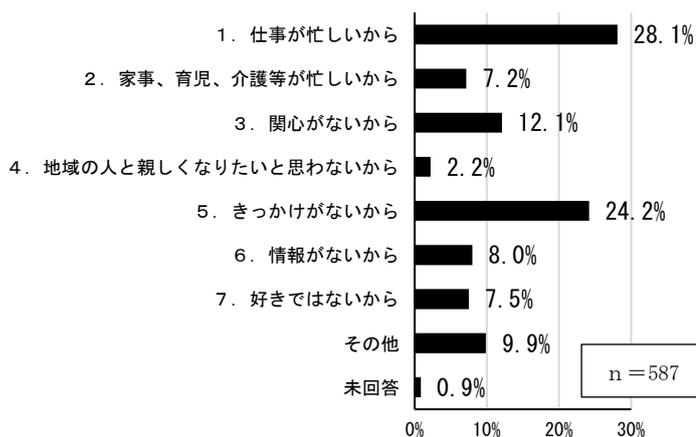
地域・社会活動への参加状況（「参加している」と答えた場合、その種類）

3. 未回答, 1.3%, 11名

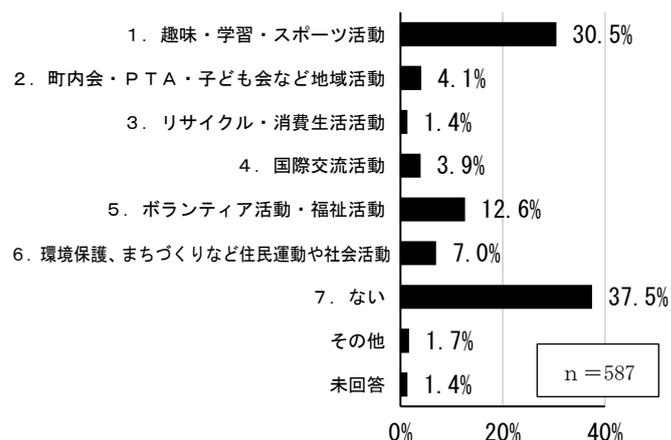


※複数回答可

「していない」と答えた理由

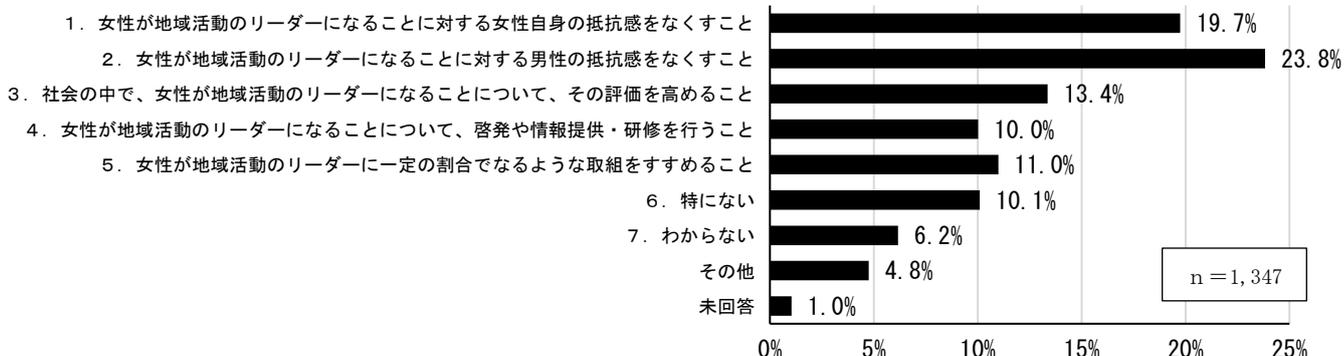


今後参加したい地域・社会活動



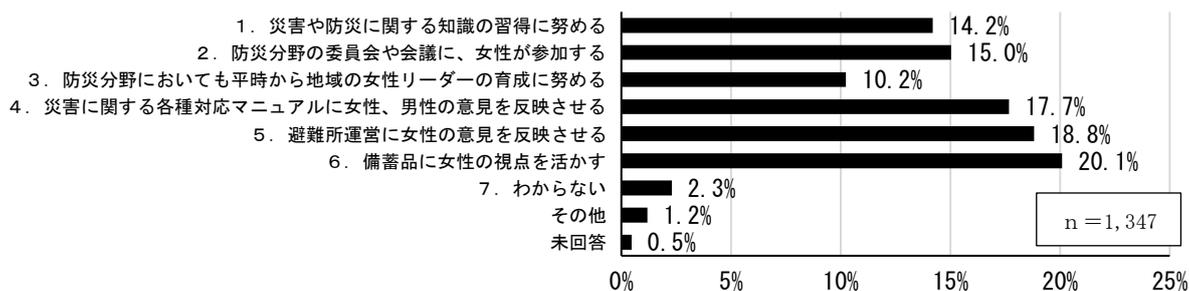
女性が地域活動のリーダーとなるにはどんなことが必要か

※複数回答可



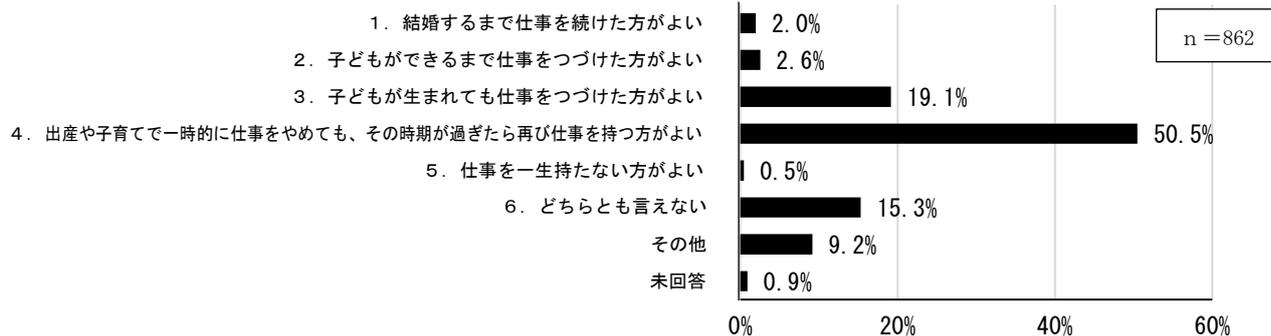
防災分野で男女共同参画の視点を活かすために重要なこと

※複数回答可

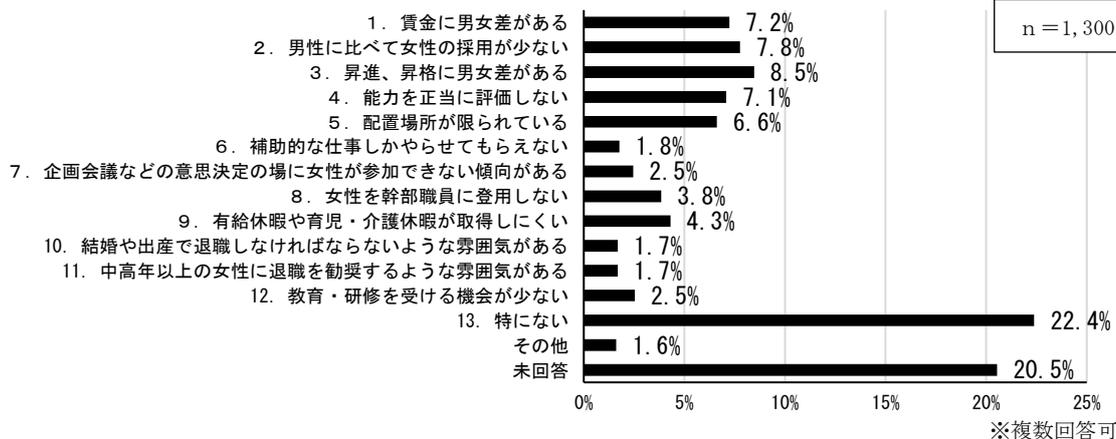


・地域・社会活動について

女性の働き方について

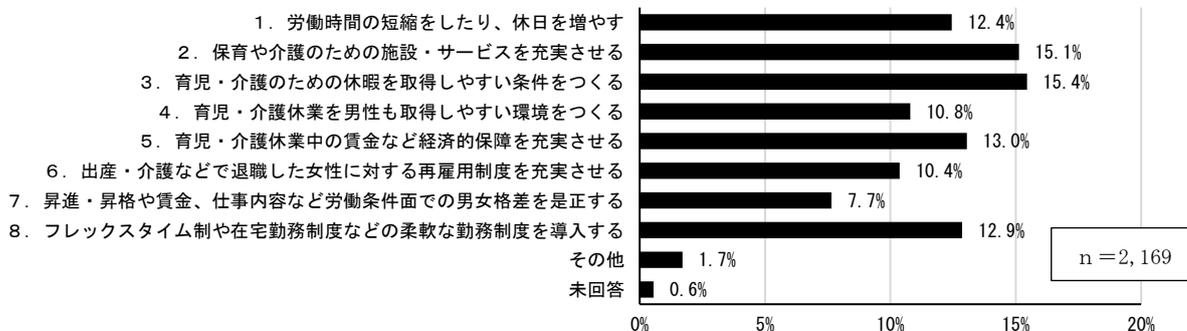


## 職場で女性に対して行われている・行われていると感じること（働いている方のみ回答）

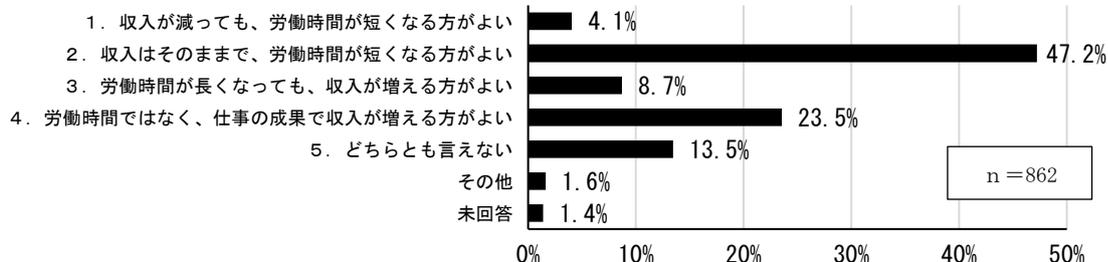


## 男性も女性も働きやすい社会にするためには

※3つまで選択

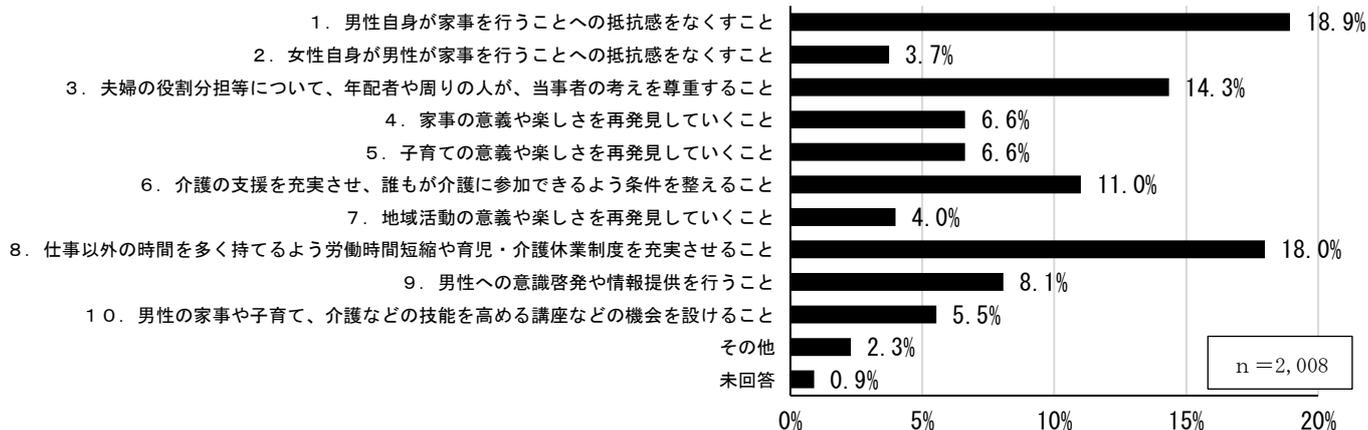


## 収入と労働時間の関係について



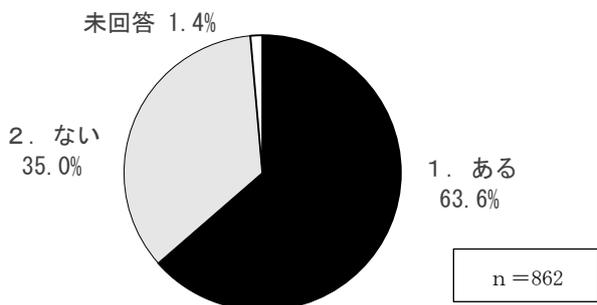
## 男性が家事、育児、介護、地域活動に積極的に参加していくためには

※3つまで選択



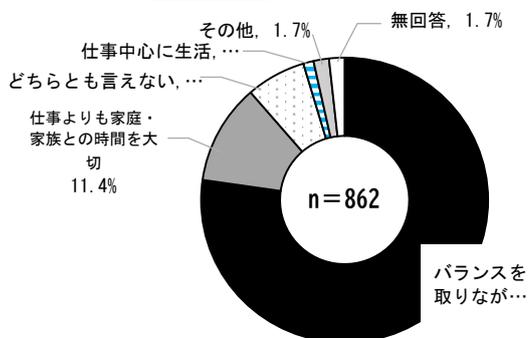
・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について

「ワーク・ライフ・バランス」言葉の認知度

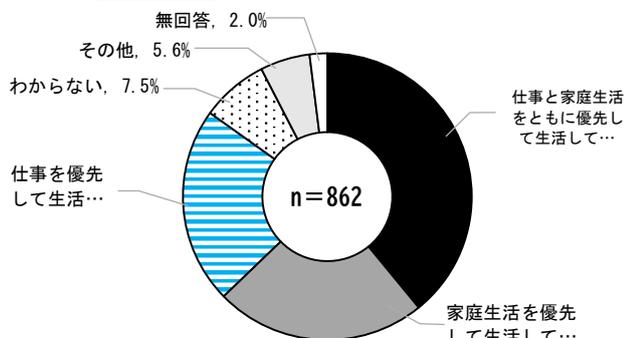


仕事と生活の考え方について

理想

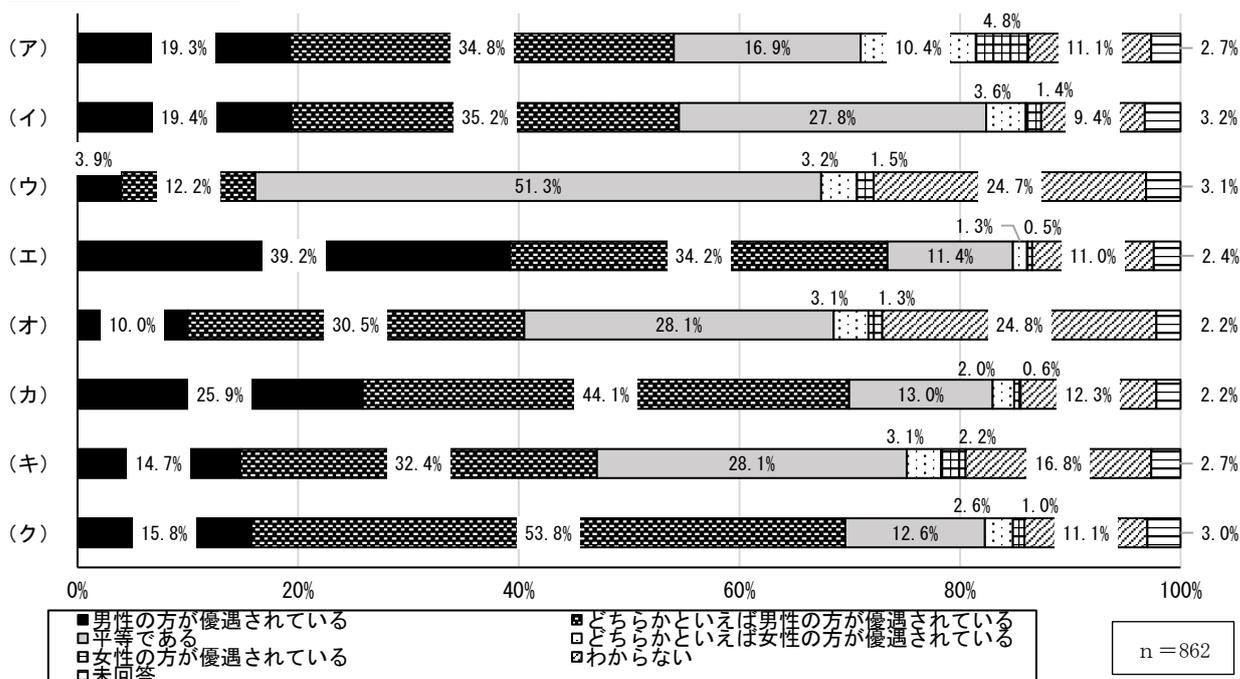


現実



・男女の地位の平等について

男女の平等感



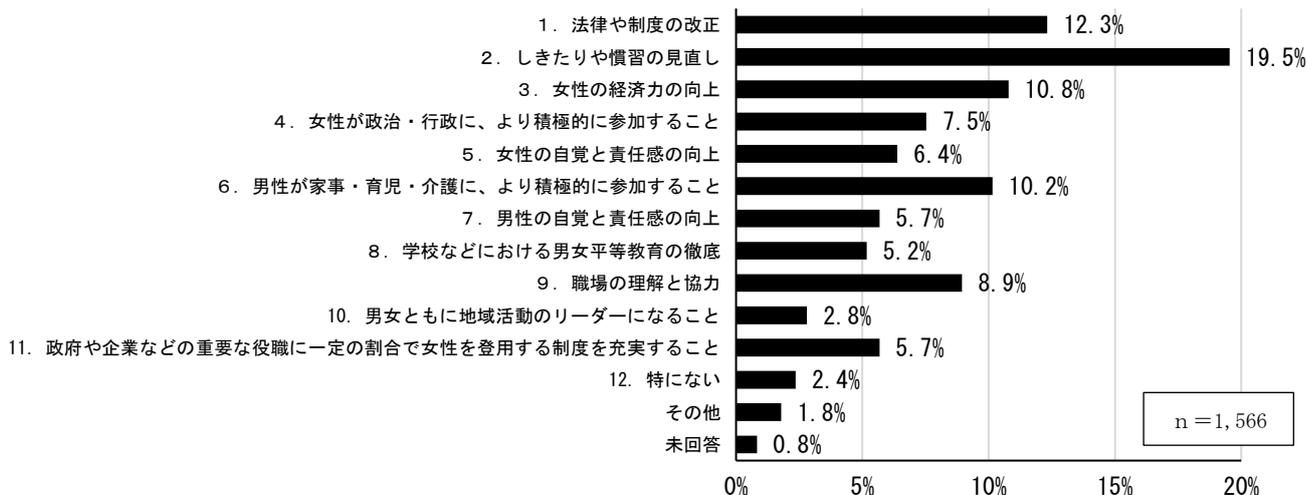
※表中の項目について

- (ア) 家庭生活（家事・育児・介護など）
- (イ) 職場
- (ウ) 学校教育の場
- (エ) 政治の場

- (オ) 町内会、ボランティア、PTA 活動などの地域・社会活動
- (カ) 社会通念、慣習、しきたりなど
- (キ) 法律や制度
- (ク) ア～キを総合的に考えて社会全体として

男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために重要だと思うこと

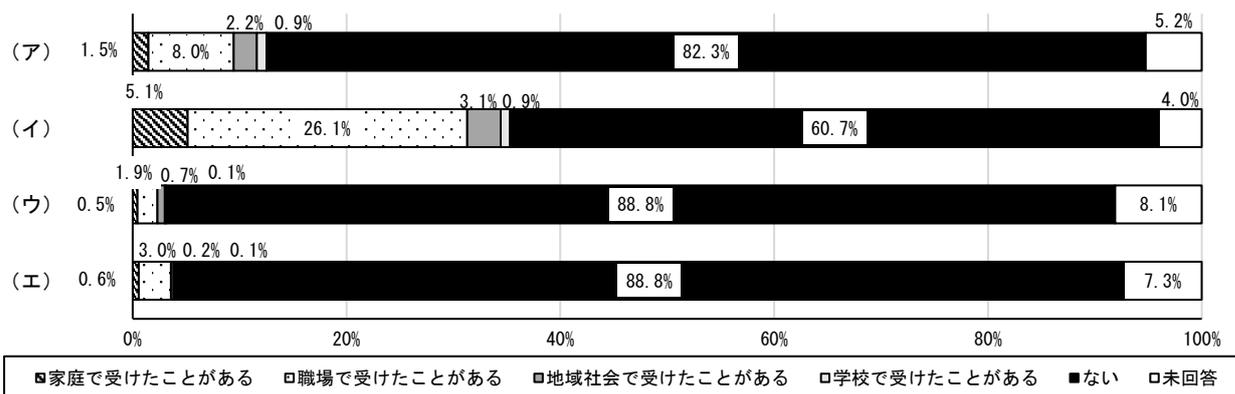
※2つまで選択



・男女の人権について

ハラスメントの経験

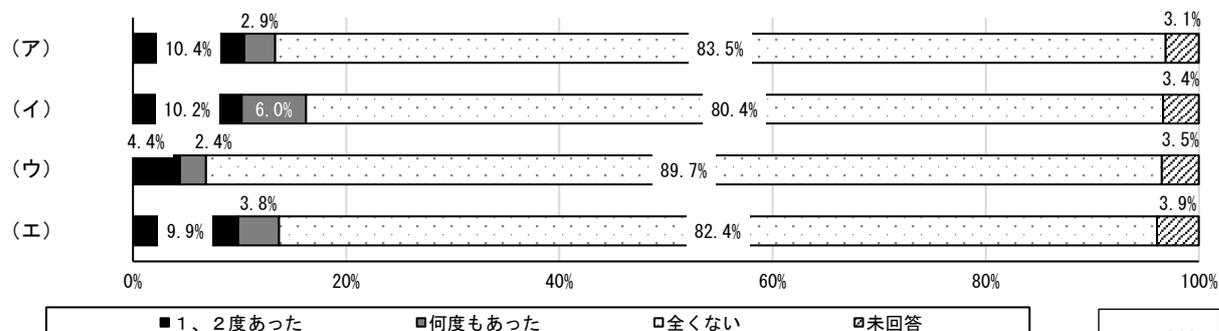
※それぞれの項目で複数回答可



※表中の項目について

- (ア) セクシュアル・ハラスメント (n=879)
- (イ) パワー・ハラスメント (n=895)
- (ウ) マタニティ・ハラスメント (n=864)
- (エ) 育児休業、介護休業にかかるハラスメント (n=864)

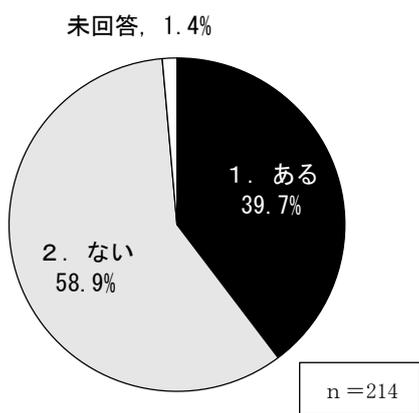
DVの経験



※表中の項目について

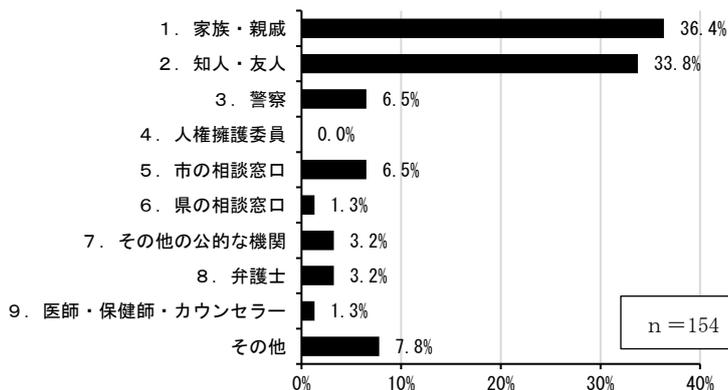
- (ア) 殴ったり、蹴ったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた
- (イ) 人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた。あるいはあなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた
- (ウ) 嫌がっているのに性的な行為を強要された
- (エ) 何を言っても長時間無視された

DVを受けた後の相談の有無



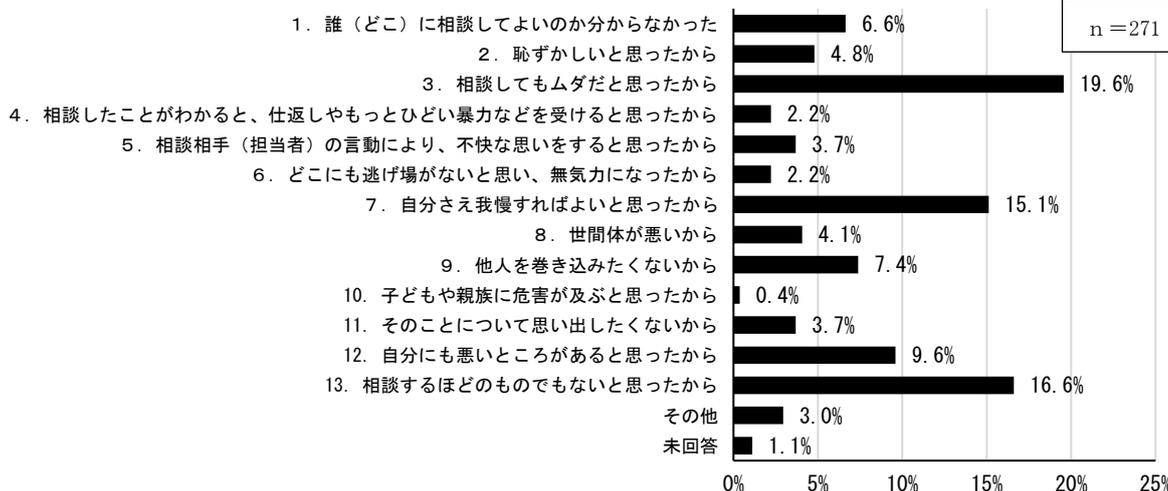
DVを受けた後の相談先

※複数回答可



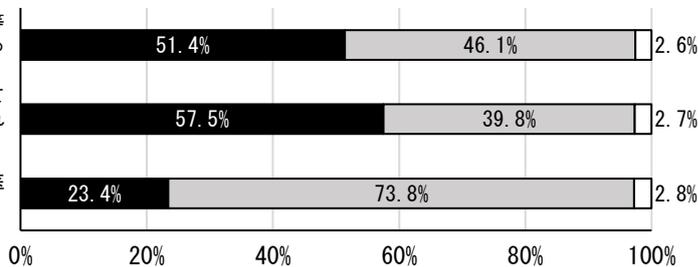
相談しなかった理由

※複数回答可



性犯罪・性暴力対策に関する認知度

- (ア) 近年、刑法が改正されて、それまでの「強姦罪」が「強制性交等罪」に変わり、さらに「強制性交等罪」が「不同意性交等罪」に変わった。
- (イ) 正当な理由がないのに、ひそかに、人の性的な部位や身に着けている下着等を撮影する行為について、犯罪（性的姿態等撮影罪）とされた。
- (ウ) 性犯罪・性暴力被害者のための相談窓口として、県や県警、県医師会などが連携して運営する「いばらき被害者支援センター」がある。

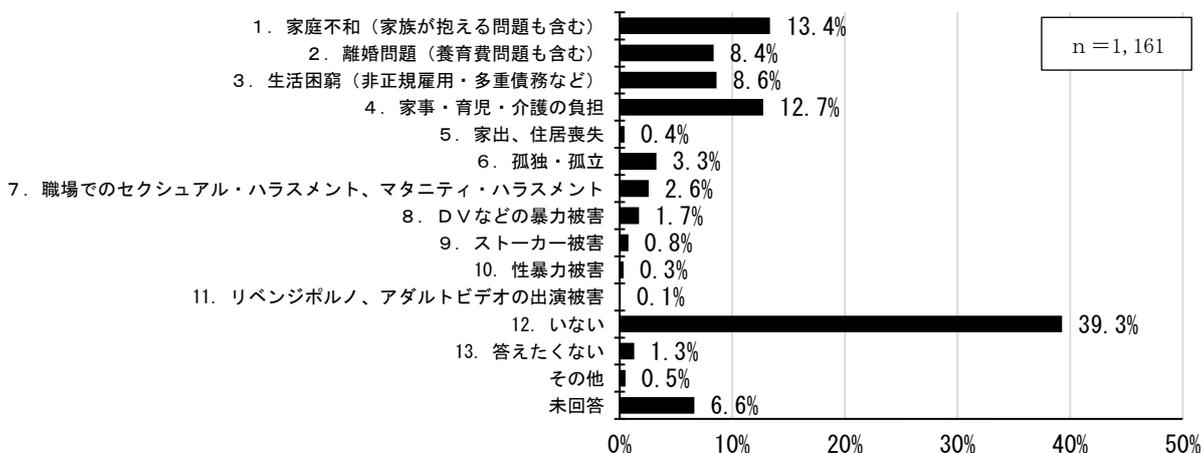


■知っている □知らない □未回答

・女性の暮らしにかかる支援について

自分または周囲にいる女性で以下の困難に直面した方の有無

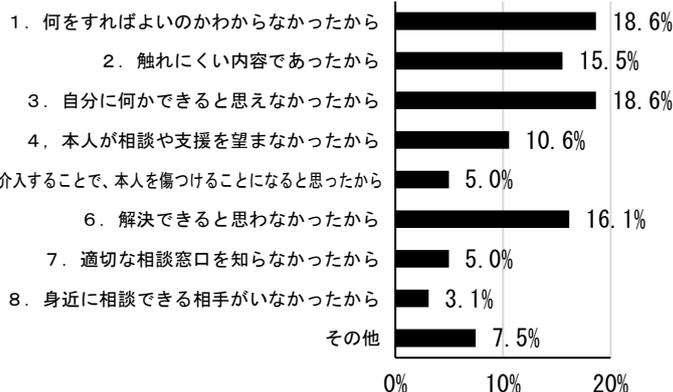
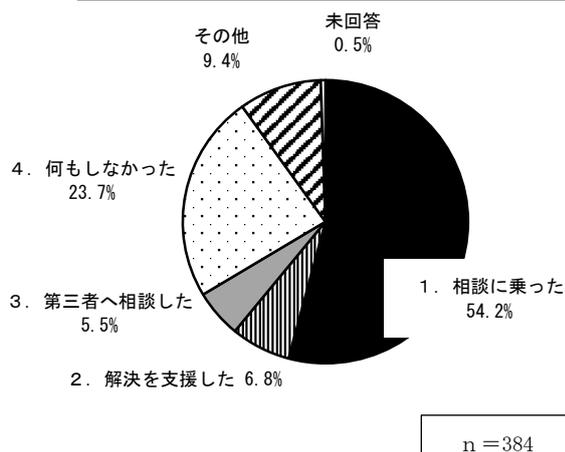
※複数回答可



その困難についてどのような対応をしたか

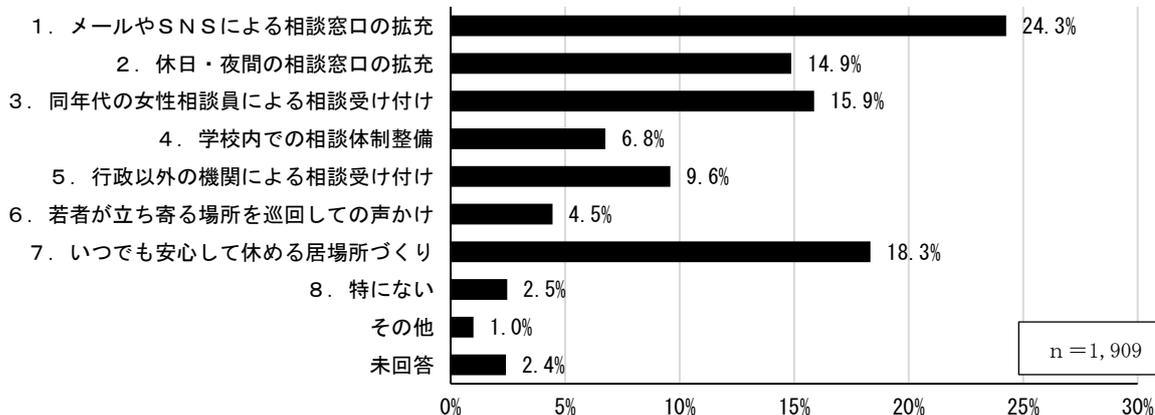
対応できなかった理由

※複数回答可



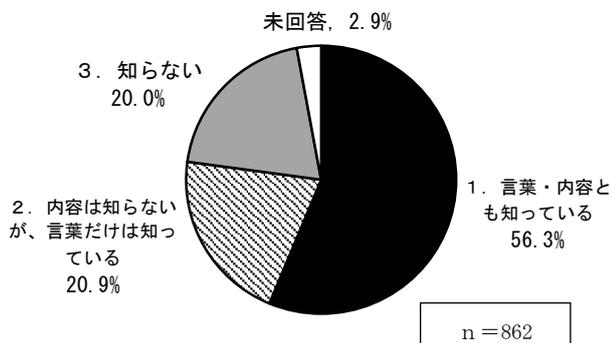
若い世代の女性が支援につながるために必要だと思うこと

※3つまで選択

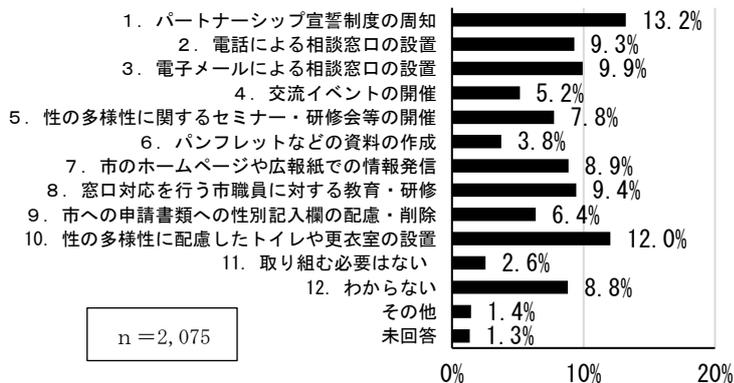


・性の多様性について

「LGBTQ」という言葉の認知度

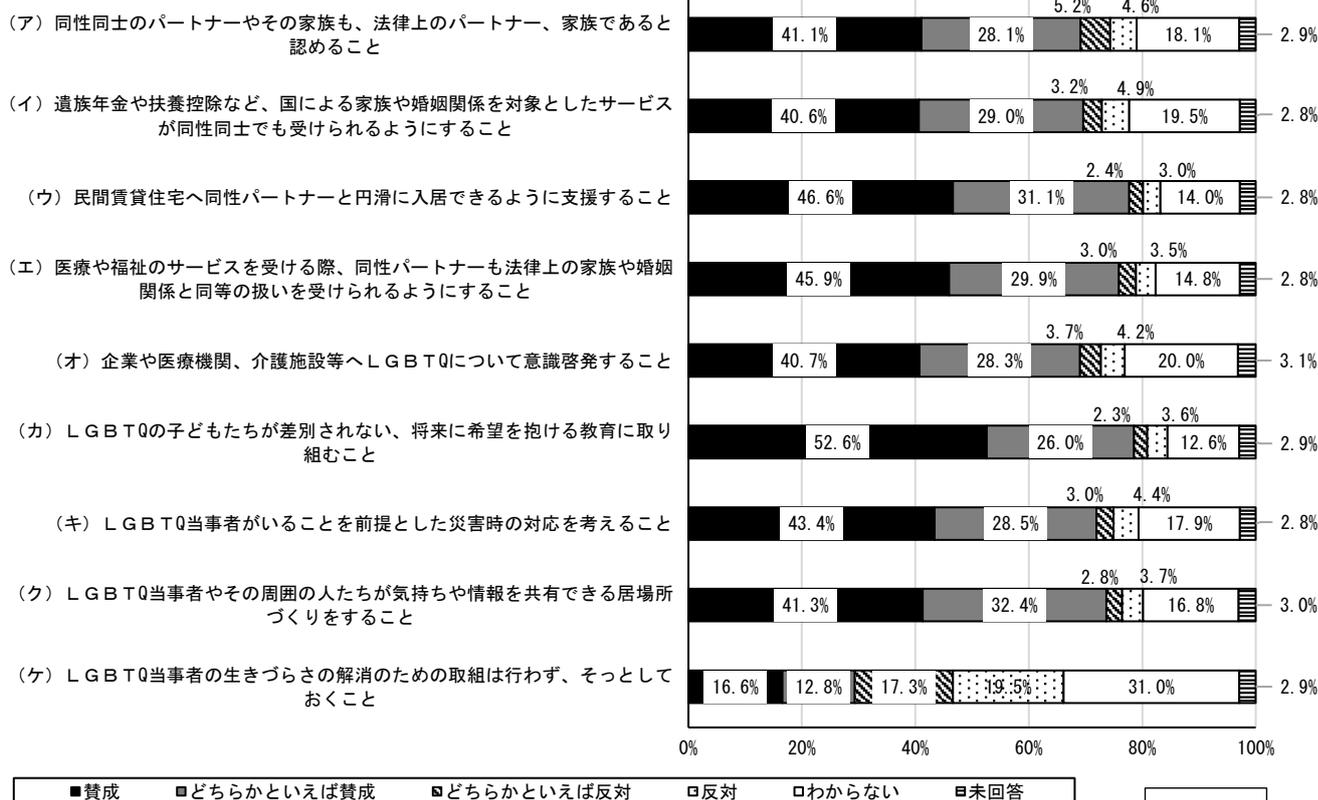


性的少数者（LGBTQ）の人々への支援に必要なと思うこと



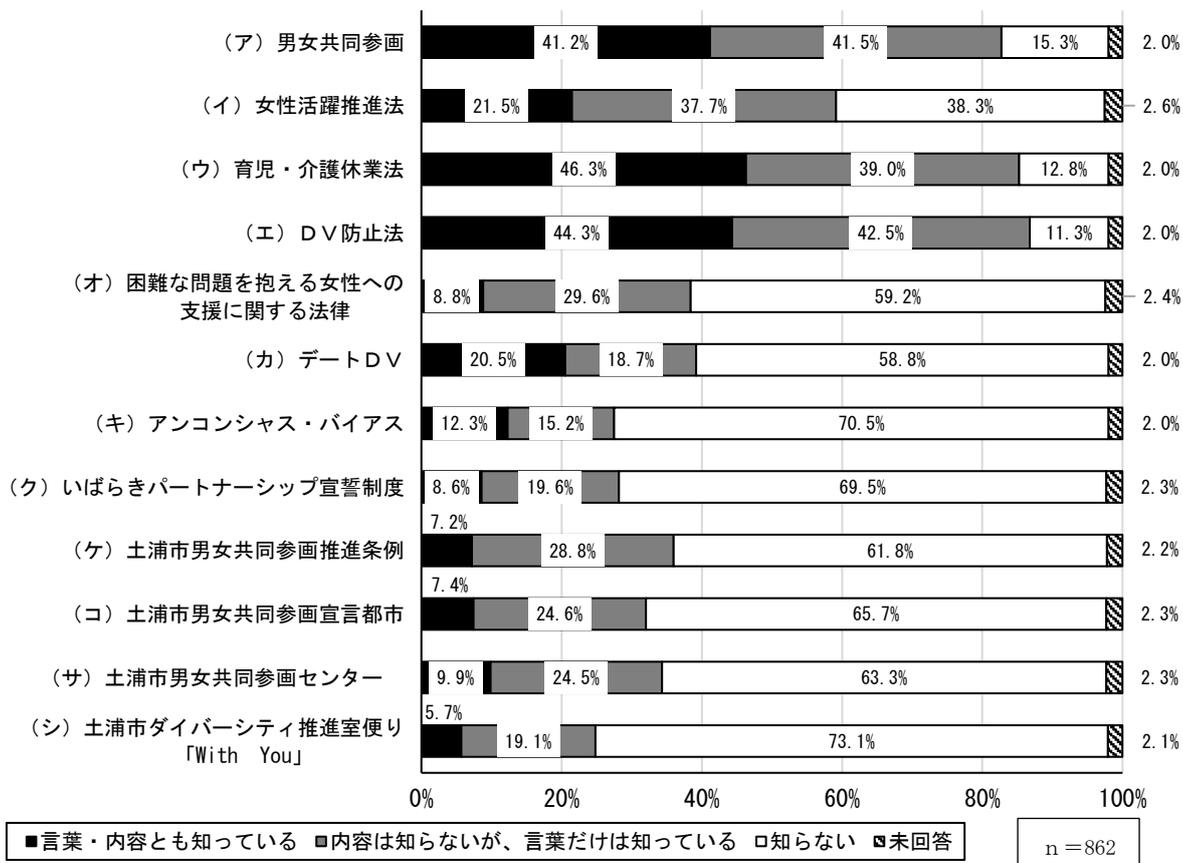
※複数回答可

性的少数者（LGBTQ）の人の生きづらさの解消に関する以下のような考え方について、賛成／反対ですか



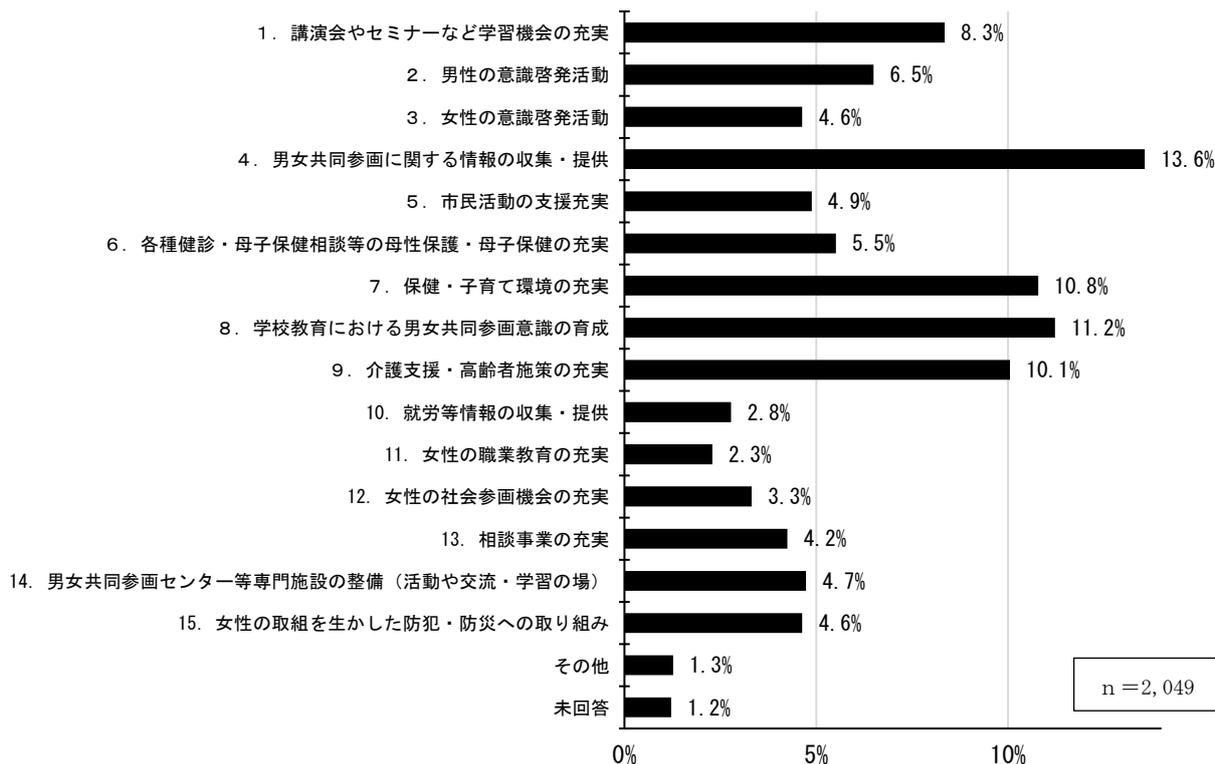
・男女共同参画行政について

以下の言葉について、見たり聞いたりしたことがありますか



市としてどのようなことに力を入れたらいいか

※3つまで選択



## 土浦市「男女共同参画社会に関する調査」

日頃より市政に、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。  
本市では、令和2年度に「第4次土浦市男女共同参画推進計画」を策定し、さまざまな取組を進めております。このたび、市民の皆様の男女共同参画社会に関する意識や意向、ニーズなどが、今後の施策の参考にすることを目的として、アンケート調査を実施いたします。調査対象者は、市内にお住まいの18歳以上の方3,000人を無作為に選ばせていただきます。

調査結果は統計的に処理を行い、秘密厳守はもちろんのこと、ご協力いただいた方に、ご迷惑をおかけすることはありません。お忙しいところ誠に恐縮に存じますが、アンケート調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

令和6年11月

土浦市長 安藤 真理子

### 記入上のご注意

1. 宛名のご本人が回答してください。質問によっては、回答いただく方が限られる場合がありますので、断り書きにご注意願います。
2. 回答は、あてはまる番号を選び、○で囲んでください。
3. 回答で「その他」を選んだときは、( )内に具体的な内容をご記入ください。
4. この調査票・返信用封筒にはお名前、ご住所を記入しないでください。

### インターネット回答のご案内

この調査は、インターネットからも回答することができます。  
インターネット回答フォームURLはこちら  
<https://logoform.jp/form/gkP6/775131>

※インターネット回答を行った方は、この調査票を返送しないでください。

スマートフォンやPCにより、二次元コードが利用できない場合があります。



### 調査のお問い合わせ先

土浦市役所 市民生活部 人権推進課 ダイバーシティ推進室  
電話 029-827-1107 FAX 029-827-1234  
電子メール [diversity@city.tsuchiura.lg.jp](mailto:diversity@city.tsuchiura.lg.jp)

この調査票は、**12月20日（金）**までに、同封の返信用封筒に入れて返送してください。（切手は不要です。）

※ 返信用封筒にあるバーコード・番号は、郵便局が使用するものであり、個人を特定するものではありません。

### あなたご自身のことについて

F1. あなたの性別をお答えください。(○は1つ)

- |          |           |
|----------|-----------|
| 1. 女性    | 2. 男性     |
| 3. 1・2以外 | 4. 答えたくない |

F2. 令和6年10月1日時点で、あなたは何歳代ですか。(○は1つ)

- |          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 1. 19歳以下 | 2. 20歳代 | 3. 30歳代  | 4. 40歳代 |
| 5. 50歳代  | 6. 60歳代 | 7. 70歳以上 |         |

F3. あなたの主な職業は次のどれですか。(○は1つ)

- |             |  |
|-------------|--|
| 1. 農林漁業     | 2. 自営業・自由業(商店・工場等の経営者および家族従事者、開業医・弁護士など) |
| 3. 正規の社員・職員 | 4. 非正規の社員・職員(パート・アルバイト、派遣、臨時、嘱託、契約社員など)  |
| 5. 内職・在宅ワーク | 6. 主婦・主夫                                 |
| 7. 学生       | 8. 無職                                    |
| 9. その他( )   |  |

F4. あなたの世帯状況は次のどれにあてはまりますか。(○は1つ)

- |             |               |
|-------------|---------------|
| 1. ひとり暮らし   | 2. 夫婦のみの世帯    |
| 3. 二世帯(親と子) | 4. 三世帯(親と子と孫) |
| 5. その他( )   |               |

F5. あなたは結婚されていますか。(○は1つ)

- |                                 |
|---------------------------------|
| 1. 結婚している                       |
| 2. 結婚してはいるが、パートナーと暮らしている        |
| 3. 結婚していない                      |
| 4. 以前は結婚していたが、現在はしていない(離別・死別など) |

**I 男女の生き方や家庭生活について**

問1. 次にあげる男女の生き方や家庭生活などに関する考えについて、あなたの感じ方に近いものを選んでください。(ア～エの項目ごとに○を1つずつ)

	そう思う	どちらか そう思う	どちらか そう思わない	そう 思わない	わからない
(ア) 「男だから」、「女だから」という決めつけは、その人の可能性を閉じ込めてしまう	1	2	3	4	5
(イ) 社会の意識やそれに基づく制度・慣習によって、男女が仕事や生き方について多様な選択ができにくい	1	2	3	4	5
(ウ) 男らしい生き方、女らしい生き方を大切にしたい	1	2	3	4	5
(エ) 「男は仕事、女は家庭」という役割分担が望ましい	1	2	3	4	5

問2. 家庭における夫婦の役割分担について、あなたはどうかあるべきだと思いますか。(○は1つ)

1. 夫婦がともに職業をもち、家事・育児・介護は平等に分担する	)
2. 夫婦がともに職業をもち、家事・育児・介護は主に妻が担当する	
3. 夫婦がともに職業をもち、家事・育児・介護は主に夫が担当する	
4. 夫が職業をもち、妻は家事・育児・介護をする	
5. 妻が職業をもち、夫は家事・育児・介護をする	
6. どちらかが職業をもち、家事・育児・介護は平等に分担する	
7. その他 ( )	

問3. 【現在、配偶者またはパートナーと同居している方にお聞きします】あなたのご家庭では、次にあげるような家庭内の仕事等は、主にあなたが担当されていますか。実情に近いものを選んで、そのようにしている理由をご記入ください。(ア～キの項目ごとに○を1つずつ)

	夫 (パートナー)	妻 (パートナー)	夫婦一緒	その他の人	対象者がいない	1～5を選んだ理由 (記入してください)
(ア) 掃除	1	2	3	4		
(イ) 洗濯	1	2	3	4		
(ウ) 食事のしたく	1	2	3	4		
(エ) 食事の後かたづけ、食器洗い	1	2	3	4		
(オ) 育児 (乳幼児がいる方)	1	2	3	4	5	
(カ) 高齢者の世話、介護 (対象者がいる方)	1	2	3	4	5	
(キ) 家庭における 全体的な決めごと	1	2	3	4		

**II 地域・社会活動について**

問4. あなたは現在、町内会やボランティアなどの地域・社会活動をしていますか。(○は1つ)

1. している	→	問4-1ハ
2. していない	→	問4-2、問4-3ハ

問4-1. 【問4で「している」と回答した方にお聞きします】あなたは、どのような地域・社会活動に参加していますか。(○はいくつでも)

1. 趣味・学習・スポーツ活動	)
2. 町内会・PTA・子ども会など地域活動	
3. リサイクル・消費生活活動	
4. 国際交流活動	
5. ボランティア活動・福祉活動	
6. 環境保護、まちづくりなど住民運動や社会活動	
7. その他 ( )	

問4-2. 【問4で「していない」と回答した方にお聞きします】現在、あなたが地域・社会活動をしていないのはなぜですか。主な理由を1つ選んでください。(○は1つ)

1. 仕事が忙しいから
2. 家事、育児、介護等が忙しいから
3. 関心がないから
4. 地域の人と親しくなりたいと思わないから
5. きっかけがないから
6. 情報がないから
7. 好きではないから
8. その他 ( )

問4-3. 【問4で「していない」と回答した方にお聞きします】あなたが今後参加してみたい地域・社会活動はありますか。主なものを1つ選んでください。(○は1つ)

1. 趣味・学習・スポーツ活動
2. 町内会・PTA・子ども会など地域活動
3. リサイクル・消費生活活動
4. 国際交流活動
5. ボランティア活動・福祉活動
6. 環境保護、まちづくりなど住民運動や社会活動
7. ない
8. その他 ( )

問5. あなたは、町内会長（自治会長）やPTA会長など、女性が地域活動のリーダーになるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(○はいくつでも)

1. 女性が地域活動のリーダーになることに対する女性自身の抵抗感をなくすること
2. 女性が地域活動のリーダーになることに対する男性の抵抗感をなくすること
3. 社会の中で、女性が地域活動のリーダーになることについて、その評価を高めること
4. 女性が地域活動のリーダーになることについて、啓発や情報提供・研修を行うこと
5. 女性が地域活動のリーダーに一定の割合でなるような取組をすすめること
6. 特にない
7. わからない
8. その他 ( )

問6. 東日本大震災や能登半島地震をはじめとした近年の災害を経て、「平常時の防災や災害対応に女性の視点がない」等の問題が指摘されています。あなたは、防災分野で男女共同参画の視点を活かすためには、どのようなことが重要だと思いますか。(○はいくつでも)

1. 災害や防災に関する知識の習得に努める
2. 防災分野の委員会や会議に、女性が参加する
3. 防災分野においても平時から地域の女性リーダーの育成に努める
4. 災害に関する各種対応マニュアルに女性、男性の意見を反映させる
5. 避難所運営に女性の意見を反映させる
6. 備蓄品に女性の視点を活かす
7. わからない
8. その他 ( )

### Ⅲ 働き方とそれを支える制度について

問7. 女性の働き方について、あなたの考えに最も近いものはどれですか。(○は1つ)

1. 女性は結婚するまで仕事を続けた方がよい
2. 女性は子どもができるまで仕事を続けた方がよい
3. 女性は子どもが生まれても仕事を続ける方がよい
4. 女性は出産や子育てで一時的に仕事をやめても、その時期が過ぎたら、再び仕事を待つ方がよい
5. 女性は仕事を一生持たない方がよい
6. どちらとも言えない
7. その他 ( )

問8. 【現在、働いている方にお聞きします】あなた職場では、女性に対して次のようなことが行われていたり、行われていると感じますか。(○はいくつでも)

1. 賃金に男女差がある
2. 男性に比べて女性の採用が少ない
3. 昇進、昇格に男女差がある
4. 能力を正當に評価しない
5. 配置場所が限られている
6. 補助的な仕事しかやらせてもらえない
7. 企画会議などの意思決定の場に女性が参加できない傾向がある
8. 女性を幹部職員に登用しない
9. 有給休暇や育児・介護休暇が取得しにくい
10. 結婚や出産で退職しなければならぬ雰囲気がある
11. 中高年以上の女性に退職を勧奨するような雰囲気がある
12. 教育・研修を受ける機会が少ない
13. 特にない
14. その他 ( )

問9. あなたは、男性も女性も働きやすい社会にするためには、どのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

1. 労働時間の短縮をしたり、休日を増やす
2. 保育や介護のための施設、サービスを充実させる
3. 育児・介護のための休暇を取得しやすい条件をつくる
4. 育児・介護休業を男性も取得しやすい環境をつくる
5. 育児・介護休業中の賃金など経済的保障を充実させる
6. 出産・介護などで退職した女性に対する再雇用制度を充実させる
7. 昇進・昇格や賃金、仕事内容など労働条件面での男女格差を是正する
8. フレックスタイム制や在宅勤務制度などの柔軟な勤務制度を導入する
9. その他 ( )

問10. 収入と労働時間の関係について、あなたの考えに最も近いものはどれですか。(○は1つ)

1. 収入が減っても、労働時間が短くなる方がよい
2. 収入はそのまま、労働時間が短くなる方がよい
3. 労働時間が長くなっても、収入が増える方がよい
4. 労働時間ではなく、仕事の成果で収入が増える方がよい
5. どちらとも言えない
6. その他 ( )

問11. あなたは、男性が家事、育児、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

1. 男性自身が家事を行うことへの抵抗感をなくすること
2. 女性自身が男性が家事を行うことへの抵抗感をなくすること
3. 夫婦の役割分担等について、年配者や周りの人が、当事者の考えを尊重すること
4. 家事の意義や楽しさを再発見していくこと
5. 子育ての意義や楽しさを再発見していくこと
6. 介護の支障を充実させ、誰もが介護に参加できるよう条件を整えること
7. 地域活動の意義や楽しさを再発見していくこと
8. 仕事以外の時間を多く持つよう労働時間短縮や育児・介護休業制度を充実させること
9. 男性への意識啓発や情報提供を行うこと
10. 男性の家事や子育て、介護などの技能を高める講座などの機会を設けること
11. その他 ( )

#### IV 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について

問12. あなたは、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）という言葉を見て、見たり聞いたりしたことがありますか。(○は1つ)

1. ある
2. ない

問13. 仕事と生活の考え方について、あなたの考えに最も近いものはどれですか。(○は1つ)

1. 男女を問わず仕事中心に生活した方がよい
2. 男女問わず家庭・家族との触れ合いが充実することで仕事へも良い影響を与えているから、うまくバランスを取りながら生活した方がよい
3. 男女問わずできることなら、仕事よりも家庭・家族との時間を大切にしたい方がよい
4. どちらとも言えない
5. その他 ( )

問14. それでは、あなたの現実にも近いものはどれですか。(○は1つ)

1. 仕事を優先して生活している
2. 家庭生活を優先して生活している
3. 仕事と家庭生活をともに優先して生活している
4. わからない
5. その他 ( )

## V 男女の地位の平等について

問 15. あなたは、次にあげる分野において、男女の地位は平等になっているかと思えますか。あなたの感じ方に近いものを選んでください。(ア～エの項目ごとに○を1つずつ)

	男性の方が優遇されている	どちら男性の方がいさげられている	平等である	どちら女性の方がいさげられている	女性の方が優遇されている	わからない
(ア) 家庭生活(家事・育児・介護など)	1	2	3	4	5	6
(イ) 職場	1	2	3	4	5	6
(ウ) 学校教育の場	1	2	3	4	5	6
(エ) 政治の場	1	2	3	4	5	6
(オ) 町内会、ボランティア、PTA 活動などの地域・社会活動	1	2	3	4	5	6
(カ) 社会通念、慣習、しきたりなど	1	2	3	4	5	6
(キ) 法律や制度	1	2	3	4	5	6
(ク) ア～キを総合的に考えて社会全体として	1	2	3	4	5	6

問 16. 今後、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために、あなたが重要と思うことは何ですか。(○は2つまで)

1. 法律や制度の改正
2. しきたりや慣習の見直し
3. 女性の経済力の向上
4. 女性が政治・行政に、より積極的に参加すること
5. 女性の自覚と責任感の向上
6. 男性が家事・育児・介護に、より積極的に参加すること
7. 男性の自覚と責任感の向上
8. 学校などにおける男女平等教育の徹底
9. 職場の理解と協力
10. 男女ともに地域活動のリーダーになること
11. 政府や企業などの重要な役職に一定の割合で女性を充てること
12. 特にない
13. その他 ( )

## VI 男女の人権について

問 17. あなたは、ここ5年以内に次のようなハラスメントを受けたことがありますか。(ア～エのそれぞれについて、あてはまる「1～5」に○をいくつでも)

	家庭で受けたことがあります	職場で受けたことがあります	地域などで受けたことがあります	学校で受けたことがあります	ない
(ア) セクシュアル・ハラスメント	1	2	3	4	5
(イ) パワー・ハラスメント	1	2	3	4	5
(ウ) マタニティ・ハラスメント	1	2	3	4	5
(エ) 育児休業、介護休業にかかるハラスメント	1	2	3	4	5

問 18. あなたは、今までに配偶者(元配偶者)や恋人(元恋人)などのパートナーから次のようなことをされたことがありますか。(ア～エの項目ごとに○を1つずつ)

	1、あつた	何度あつた	全くない
(ア) 殴ったり、蹴ったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた	1	2	3
(イ) 人格を否定するような罵言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた。あるいはあなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた	1	2	3
(ウ) 嫌がっているのに性的な行為を強要された	1	2	3
(エ) 何を言っても長時間無視された	1	2	3

問 18-1. 【問 18 のア～エで1つでも「1、2度あった」「何度もあった」と回答した方にお聞きします】  
あなたは、これまでに受けたそのような行為を誰かに相談したことがありますか。(○は1つ)

1. ある	→	問 18-2 △
2. ない	→	問 18-3 △

問 18-2. 【問 18-1 で「ある」と回答した方にお聞きします】 あなたは、誰（どこ）に相談しましたか。(〇はいくつでも)

1. 家族・親戚
2. 知人・友人
3. 警察
4. 人権協議委員
5. 市の相談窓口
6. 県の相談窓口
7. その他の公的な機関
8. 弁護士
9. 医師・保健師・カウンセラー
10. その他 ( )

問 18-3. 【問 18-1 で「ない」と回答した方にお聞きします】 あなたが相談しなかったのはどうしてですか。(〇はいくつでも)

1. 誰（どこ）に相談してよいか分からなかった
2. 恥ずかしいと思ったから
3. 相談してもムダだと思ったから
4. 相談したことがわかると、仕返しやもっとひどい暴力などを受けると思ったから
5. 相談相手（担当者）の言動により、不承な思いをすと思ったから
6. どこにも逃げ場がないと思い、無気力になったから
7. 自分さえ我慢すればよいと思ったから
8. 世間体が悪いから
9. 他人を巻き込みたくないから
10. 子どもや親族に危害が及ぶと思ったから
11. そのことについて思い出しにくいから
12. 自分にも悪いところがあると思ったから
13. 相談するほどのものでもないと思ったから
14. その他 ( )

問 19. あなたは、性犯罪・性暴力対策について、次のようなことを知っていますか。

(ア～ウの項目ごとに〇を1つずつ)

	知っている	知らない
(ア) 近頃、刑法が改正されて、それまでの「強姦罪」が「強制性交等罪」に変わりの、さらに「強制性交等罪」が「不同意性交等罪」に変わった。	1	2
(イ) 正当な理由がないのに、ひそかに、人の性的な部位や身に付けている下着等を撮影する行為について、犯罪（性的な態度等撮影罪）とされた。	1	2
(ウ) 性犯罪・性暴力被害者のための相談窓口として、県や県警、県医師会などが連携して運営する「いばらき被害者支援センター」がある。	1	2

Ⅶ 女性の暮らしにかかるとる支援について

問 20. あなたご自身（女性の方）やあなたの周囲にいる女性で、次のような悩み・困難に直面している人はいいますか。(〇はいくつでも)

1. 家庭不和（家族が抱える問題も含む）
2. 離婚問題（養育費問題も含む）
3. 生活困窮（非正規雇用・多重債務など）
4. 家事・育児・介護の負担
5. 家出、住居喪失
6. 孤独・孤立
7. 職場でのセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント
8. DVなどの暴力被害
9. ストーカー被害
10. 性暴力被害
11. リベンジポルノ、アダルトビデオの出演被害
12. その他 ( )
13. いない
14. 答えたくない

問 20-1. 【問 20 で 1～12 のいずれかを選択した方にお聞きします】 周囲にいる女性が直面した困難な問題（複数選択した方は最も困難な問題）に対して、あなたはどのような対応をしましたか。(〇は1つ)

1. 相談に乗った
2. 解決を支援した
3. 第三者へ相談した
4. その他 ( )
5. 何もしなかった

問 20-2. 【問 20-1 で「何もしなかった」と回答した方にお聞きします】 あなたが対応できなかったのはどうしてですか。(〇はいくつでも)

1. 何をすればよいかわからなかったから
2. 触れにくい内容であったから
3. 自分に何ができると思えなかったから
4. 本人が相談や支援を望まなかったから
5. 自分が介入することで、本人を傷つけることになると思ったから
6. 適切な相談窓口を知らなかったから
7. 連絡できる相手がいなかったから
8. 身近に相談できる相手がいないから
9. その他 ( )

問 21. 若い世代の女性が公的な支援につながりやすい体制を作るために、あなたが特に必要だと思う取組は何ですか。(〇は3つまで)

1. メールやSNSによる相談窓口の拡充 2. 休日・夜間の相談窓口の拡充 3. 同年代の女性相談員による相談受け付け 4. 学校内での相談体制整備 5. 行政以外の機関による相談受け付け 6. 若者が立ち寄る場所を巡回しての声かけ 7. いつでも安心して休める居場所づくり 8. 特にな 9. その他 ( )
---

#### Ⅷ 性の多様性について

問 22. あなたは、性的指向及び性自認に関する言葉「LGBTQ」を知っていますか。(〇は1つ)

1. 言葉・内容とも知っている 2. 内容は知らないが、言葉だけは知っている 3. 知らない
--

問 23. あなたは、性的少数者(LGBTQ)の人々への支援として、市がどのような取組をする必要があると思いますか。(〇はいくつでも)

1. パートナーシップ宣誓制度の周知 2. 電話による相談窓口の設置 3. 電子メールによる相談窓口の設置 4. 交流イベントの開催 5. 性の多様性に関するセミナー・研修会等の開催 6. パンフレットなどの資料の作成 7. 市のホームページや広報紙での情報発信 8. 窓口対応を行う市職員に対する教育・研修 9. 市への申請書類への性別記入欄の配慮・削除 10. 性の多様性に配慮したトイレや更衣室の設置 11. 取組む必要はない 12. わからない 13. その他 ( )
--

12

問 24. 性的少数者(LGBTQ)の人の生きづらさの解消に関する次のような考え方について、あなたは賛成ですか、反対ですか。(ア～ケの項目ごとに〇を1つずつ)

	賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	わからない
(ア) 同性同士のパートナーやその家族も、法律上のパートナー、家族であると認めること	1	2	3	4	5
(イ) 遺族年金や扶養控除など、国による家族や婚姻関係を対象としたサービスが同性同士でも受けられるようにすること	1	2	3	4	5
(ウ) 民間賃貸住宅へ同性パートナーと円滑に入居できるように支援すること	1	2	3	4	5
(エ) 医療や福祉のサービスを受ける際、同性パートナーも法律上の家族や婚姻関係と同等の扱いを受けられるようにすること	1	2	3	4	5
(オ) 企業や医療機関、介護施設等へLGBTQについて意識啓発すること	1	2	3	4	5
(カ) LGBTQの子どもたちが差別されない、将来に希望を抱ける教育に取り組むこと	1	2	3	4	5
(キ) LGBTQ当事者がいることを前提とした災害時の対応を考へること	1	2	3	4	5
(ク) LGBTQ当事者やその周囲の人たちが気持ちや情報を共有できる居場所づくりをすること	1	2	3	4	5
(ケ) LGBTQ当事者の生きづらさの解消のための取組は行わず、そっとしておくこと	1	2	3	4	5

13

**IX 男女共同参画行政について**

問25. あなたは、次の言葉について、見たり聞いたりしたことがありますか。

(ア～ジの項目ごとに○を1つずつ)

	言葉・内容を知っている	1	2	3	内容は聞き覚えがあるが、知っている	知らない
(ア) 男女共同参画		1	2	3		
(イ) 女性活躍推進法		1	2	3		
(ウ) 育児・介護休業法		1	2	3		
(エ) DV防止法		1	2	3		
(オ) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律		1	2	3		
(カ) テートDV		1	2	3		
(キ) アンコンジャス・バイアス（無意識の偏見）		1	2	3		
(ク) いばらきパートナーシップ宣誓制度		1	2	3		
(ケ) 土浦市男女共同参画推進条例		1	2	3		
(コ) 土浦市男女共同参画宣言都市		1	2	3		
(サ) 土浦市男女共同参画センター		1	2	3		
(シ) 土浦市ダイバーシティ推進室便り「With You」 (旧・土浦市男女共同参画情報紙「With You」)		1	2	3		

問26. あなたは、男女共同参画社会の実現に向けて、市としてどのようなことにかを入れたら良いと思いますか。(○は3つまで)

1. 講演会やセミナーなど学習機会の充実
2. 男性の意識啓発活動
3. 女性の意識啓発活動
4. 男女共同参画に関する情報の収集・提供
5. 市民活動の支援充実
6. 各種健診・母子保健相談等の母性保護・母子保健の充実
7. 保健・子育て環境の充実
8. 学校教育における男女共同参画意識の育成
9. 介護支援・高齢者施策の充実
10. 就労等情報の収集・提供
11. 女性の職業教育の充実
12. 女性の社会参画機会の充実
13. 相談事業の充実
14. 男女共同参画センター等専門施設の整備（活動や交流・学習の場）
15. 女性の取組を生かした防犯・防災への取り組み
16. その他（ ）

問27. 本市の男女共同参画行政について、ご意見等がございましたら、ご自由にお書きください。


以上で終わりです。お忙しいところ、調査にご協力いただきまして、ありがとうございます。

ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れて、

**12月20日(金)** までにご投函くださいますよう、お願い申し上げます。

## 資料10 土浦市男女共同参画推進委員会委員名簿

氏 名	所属・役職等	備 考
横山 博子	つくば国際大学医療保健学部教授	委員長
河野 禎之	筑波大学助教（ダイバーシティ部門）	副委員長
浅野 恵美子	公募委員	
木次谷 光晴	公募委員	
今高 博子	土浦市女性団体連絡協議会会長	
吉田 礼子	土浦商工会議所女性会理事	
森 浩孝	土浦市地区長連合会顧問	
佐々木 重義	土浦市民生委員児童委員協議会連合会副会長	～令和7年12月22日
山本 慈子	土浦市民生委員児童委員協議会連合会理事	令和7年12月23日～
細川 貴大	一般社団法人土浦青年会議所理事長	
清水 裕美	土浦市消防団女性消防分団長	
大内 美幸	オリンパスジャパン(株)代表取締役	
大塚 朋子	NPO法人ウィメンズネット「らいず」理事	
菅井 歩美	土浦市議会議員	
高橋 信子	土浦市教育委員会委員	

※敬称略

# 資料11 土浦市男女共同参画庁内推進会議設置要綱

(平成5年8月16日訓令第6号)

最終改正：令和6年3月29日訓令第14号

(設置)

**第1条** 男女それぞれの個性や能力が最大限に生かせる社会、互いの人権を尊重し、平等に生きられる男女共同参画社会の実現を目指して、基本的な課題を検討し、その解決を図るため、土浦市男女共同参画庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

**第2条** 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画に関する効果的な企画及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する関係部課間の連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項

(組織)

**第3条** 推進会議は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、市民生活部長をもって充てる。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会議の議長となる。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

市長公室長、総務部長、保健福祉部長、子ども未来部長、産業経済部長、都市政策部長、建設部長、教育部長、消防長、政策企画課長、行政経営課長、広報広聴課長、防災危機管理課長、人事課長、市民活動課長、障害福祉課長、高齢福祉課長、健康増進課長、子ども政策課長、子ども包括支援課長、保育課長、商工観光課長、教育委員会事務局生涯学習課長及び教育委員会事務局指導課長

(会議)

**第4条** 推進会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、推進会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

**第5条** 推進会議の庶務は、市民生活部人権推進課において処理する。

(補則)

**第6条** この訓令に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この訓令は、公表の日から施行する。

付 則 (平成6年3月28日訓令第1号)

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

付 則 (平成8年3月29日訓令第4号)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

付 則 (平成10年3月31日訓令第2号抄)

(施行期日)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

付 則 (平成10年5月18日訓令第4号)

この訓令は、公表の日から施行する。

付 則 (平成13年3月30日訓令第3号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

付 則 (平成13年5月7日訓令第6号)

この訓令は、公表の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

付 則 (平成15年5月16日訓令第9号)

この訓令は、公表の日から施行する。

付 則 (平成16年3月30日訓令第3号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

付 則 (平成16年3月31日訓令第9号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

付 則 (平成17年3月31日訓令第8号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年3月30日訓令第5号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年3月31日訓令第4号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年3月31日訓令第2号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年3月30日訓令第1号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年4月1日訓令第14号)

この訓令は、公表の日から施行する。

付 則 (平成29年3月31日訓令第5号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年4月26日訓令第26号)

この訓令は、公表の日から施行する。

付 則 (平成29年11月10日訓令第39号)

この訓令は、公表の日から施行する。

付 則 (平成30年3月31日訓令第5号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年3月31日訓令第21号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年3月31日訓令第22号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 (令和3年2月1日訓令第3号)

この訓令は、公表の日から施行する。

付 則 (令和3年3月16日訓令第4号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

付 則 (令和4年3月31日訓令第20号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

付 則 (令和5年3月31日訓令第8号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

付 則 (令和6年3月29日訓令第14号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

## 資料12 土浦市男女共同参画庁内推進会議委員名簿

役 職	所 属	氏 名
会 長	市民生活部長	皆藤 秀宏
委 員	市長公室長	山口 正通
委 員	総務部長	塚本 浩幸
委 員	保健福祉部長	水田 和広
委 員	こども未来部長	真家 達成
委 員	産業経済部長	羽成 健之
委 員	都市政策部長	飯泉 貴史
委 員	建設部長	渡辺 善弘
委 員	教育部長	加藤 史子
委 員	消防長	堀本 良博
委 員	市長公室政策企画課長	福澄 雄祐
委 員	市長公室行政経営課長	天貝 健一
委 員	市長公室広報広聴課長	富田 知伸
委 員	総務部防災危機管理課長	大橋 博
委 員	総務部人事課長	野中 佑起男
委 員	市民生活部市民活動課長	大貫 三千夫
委 員	保健福祉部障害福祉課長	白田 博規
委 員	保健福祉部高齢福祉課長	中山 悟
委 員	保健福祉部健康増進課長	佐藤 千加子
委 員	こども未来部こども政策課長	細野 賢司
委 員	こども未来部こども包括支援課長	直井 洋明
委 員	こども未来部保育課長	塚本 富美代
委 員	産業経済部商工観光課長	佐々木 啓
委 員	教育委員会生涯学習課長	矢内 良則
委 員	教育委員会指導課長	郡司 茂樹

## 資料13 土浦市男女共同参画都市宣言文

土浦市は、男性と女性が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて「男女共同参画都市」を宣言しました。

### 土浦市男女共同参画都市宣言

豊かな自然と <sup>いのち</sup>生命はぐくむ湖 霞ヶ浦に恵まれ

深い歴史と誇れる文化を培ってきた  
私たちのまち土浦

このまちに生きる私たちは  
男女が互いに尊厳と人格を尊重し  
世代をこえて一緒に  
誰もが自らの意思でその人らしく幸せに暮らせる  
「男女共同参画都市」をここに宣言します

平成24年11月18日

(英語)

### Tsuchiura's Declaration of a Gender-Equal City

Tsuchiura, our City, is blessed with a rich natural beauty and our cherished Lake Kasumigaura, and it has fostered in us a long history and a proud culture.

We who live in this City declare it a “gender-equal city”, where men and women together respect each other’s dignity and human rights from generation to generation, and where everyone can live happily according their heart’s desire.

## 第4次土浦市男女共同参画推進計画（後期計画）

令和8年3月発行

発行 土浦市

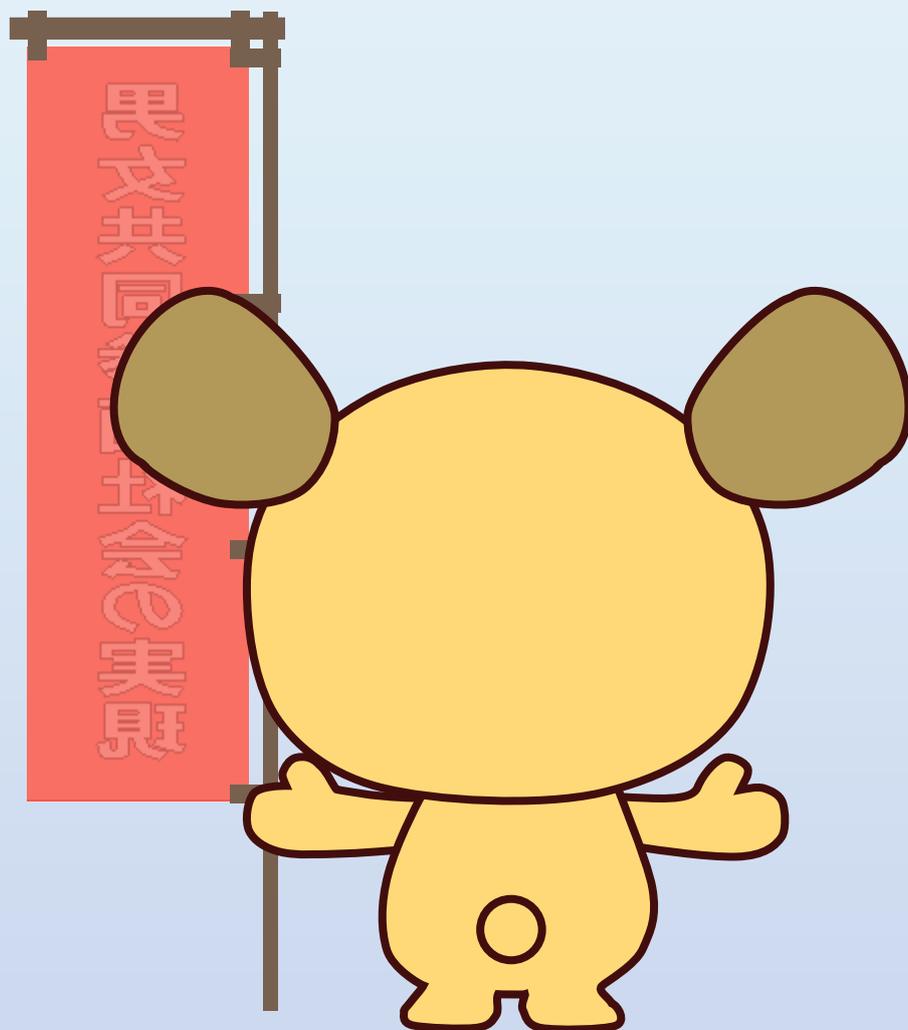
編集 土浦市市民生活部

人権推進課ダイバーシティ推進室

〒300-8686 茨城県土浦市大和町9番1号

TEL 029-826-1111（代表）

URL <https://www.city.tsuchiura.lg.jp/>



第4次

土浦市男女共同参画推進計画(後期計画)

令和8年3月 土浦市